

滑川町告示第205号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第2項の規定に基づき、次のとおり第249回滑川町議会定例会を招集する。

令和7年11月20日

滑川町長 大塚 信一

記

- 1 招集日 令和7年12月2日
- 2 招集場所 滑川町議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（14名）

1 番	小	澤		実	議員	2 番	上	野	葉	月	議員
3 番	瀬	上	邦	久	議員	5 番	阿	部	弘	明	議員
6 番	西	宮	俊	明	議員	7 番	北	堀	一	廣	議員
8 番	松	本	幾	雄	議員	9 番	赤	沼	正	副	議員
10 番	原			徹	議員	11 番	谷	嶋		稔	議員
12 番	中	西	文	寿	議員	13 番	吉	野	正	浩	議員
14 番	井	上		章	議員	15 番	内	田	敏	雄	議員

不応招議員（なし）

令和7年第249回滑川町議会定例会

令和7年12月2日（火曜日）

議事日程（第1号）

開会及び開議の宣告

- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 諸般の報告
 - 4 行政報告
 - 5 所管事務調査の報告
- 町長提出議案の一括上程、説明
- 6 議案第69号 滑川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 7 議案第70号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 8 議案第71号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 9 議案第72号 滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 10 議案第73号 滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 11 議案第74号 滑川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 12 議案第75号 滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 13 議案第76号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 14 議案第77号 滑川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 15 議案第78号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第4号）の議定について
 - 16 議案第79号 令和7年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議定について
 - 17 議案第80号 令和7年度滑川町水道事業会計補正予算（第3号）の議定について
 - 18 議案第81号 令和7年度滑川町下水道事業会計補正予算（第3号）の議定について

- 19 請願第 4号 ゲノム編集食品の表示義務化に関する請願書
- 20 一般質問

出席議員（14名）

1番	小澤	実	議員	2番	上野	葉月	議員
3番	瀬上邦	久	議員	5番	阿部	弘明	議員
6番	西宮俊	明	議員	7番	北堀	一廣	議員
8番	松本幾	雄	議員	9番	赤沼	正副	議員
10番	原	徹	議員	11番	谷嶋	稔	議員
12番	中西文	寿	議員	13番	吉野	正浩	議員
14番	井上	章	議員	15番	内田	敏雄	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	大塚	信一
副町	長	小柳	博司
教育	長	上野	修
総務政策課	長	稲村	茂之
税務課	長	島田	昌徳
会計管理者兼 会計課	長	高坂	克美
町民保険課	長	松本	由紀夫
福祉課	長	宮島	栄一
高齢介護課	長	篠崎	美幸
健康づくり課	長	上野	聡
環境課	長	関口	正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局	長	服部	進也
建設課	長	福島	吉朗
教育委員会事務局	長	澄川	淳
上下水道課	長	神田	等

本会議に出席した事務局職員

議会事務局	長	大林	具視
書記		宮島	美咲
録音		奥野	忠

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。よろしく願いいたします。

ご着席願います。

◎開会及び開議の宣告

○議長（内田敏雄議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には大変ご多用のところ第249回滑川町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第249回滑川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（内田敏雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、議長において指名します。

13番 吉野正浩 議員

2番 上野葉月 議員

3番 瀬上邦久 議員

以上、3名の方をお願いします。

◎会期の決定

○議長（内田敏雄議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会でご審議いただいておりますので、議会運営委員会委員長に報告をお願いします。

議会運営委員会、北堀一廣委員長、お願いします。

〔議会運営委員長 北堀一廣議員登壇〕

○議会運営委員長（北堀一廣議員） 皆さん、おはようございます。7番、北堀一廣です。議長のお許しをいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会の運営に関わる議会運営委員会は、去る11月25日午前10時から開催をいたしました。出席者は、議長をはじめ議会運営委員会委員7名、執行部よりは町長、副町長、そして総務政策課長にご出席をいただき、付議されます案件等について説明を受け、慎重に審議をいたしたところでございます。

その結果、会期は本日から12月8日までの7日間とし、本日は諸般の報告、行政報告、所管事務

調査の報告、町長提出議案の一括上程、請願審査、そして一般質問を行います。

3日は午前10時から一般質問を行います。

4日は休会とし、午前10時より全員協議会の開催、終了次第、総務経済建設常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

5日は議案審議とします。

6日、7日は休日休会といたします。

そして、8日は午前10時から議案審議を行い、全議案審議、全日程終了次第、閉会とすることと決定をいたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に配付した会期予定表のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（内田敏雄議員） ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月8日までの7日間にしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月8日までの7日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（内田敏雄議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告させていただきます。

初めに、本定例会の会期予定、議事日程、議案及び報告書等につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から、令和7年9月、10月、11月実施の例月出納検査の結果報告がありました。報告書は事務局に保管してありますので、随時閲覧願います。

次に、本職宛てに提出のありました陳情第5号 mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、閉会中に議長が出席しました会議・研修等につきまして、報告書をお手元に配付してございますので、了承願います。

次に、小川地区衛生組合議会臨時会の報告を西宮俊明議員にお願いします。

〔6番 西宮俊明議員登壇〕

○6番（西宮俊明議員） おはようございます。議席番号6番、西宮俊明です。議長の命により報告いたします。

令和7年小川地区衛生組合議会第3回臨時会の報告を申し上げます。

去る10月31日、正副管理者及び全議員の参加の下、小川町の議場において開催されました。議案は、議長の選挙及び常任委員会委員の選任であり、1日の会期で開催されました。

過日の選挙により6名が退職され、新たに6名が議員となりました。議長は、指名推選で小川町議員の高瀬勉氏に、副議長に嵐山町議員の伏守勝義氏に決定いたしました。また、常任委員会委員には4名の議員が選任されました。

最後に、島田康弘管理者から挨拶がありました。

以上、小川地区衛生組合議会第3回臨時会の報告とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） ありがとうございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（内田敏雄議員） 日程第4、行政報告を行います。

大塚町長より挨拶並びに一般行政報告をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして挨拶並びに一般行政報告を申し上げます。

最初に挨拶を申し上げます。本日は、第249回滑川町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、師走を迎え何かとお忙しい中、ご健勝にてご出席を賜りまして開会できますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会は、令和7年度一般会計補正予算の議定をはじめ、全13議案の審議をお願いするものでございます。慎重審議を賜りまして、原案どおり可決、決定いただけますようお願いを申し上げます。

月日のたつのは早く、12月師走、令和7年度も4分の3の月日がたとうとしております。本年も、議会の皆様のご理解の下に、職員が一丸となって事務の遂行並びに諸事業に取り組んでまいりました。ここでは、今年3月の施政方針で申し上げた全てについて触れることは避けませんが、町民の皆様の安全・安心のために計上した予算を使つての、避難所指定をしている小中学校体育館の空調整備、また防災倉庫の整備、必要な防災備品設置などを計画どおり進めております。

そして、従来どおり子育て政策を推進するとともに、新たに建設した福祉センターも7月から稼働し、福祉の拠点である社会福祉協議会や子育て支援業務も順調に始動をしております。

インフラ整備につきましても、今年の豪雨被害を被ってしまった月の輪地区やみなみの地区においても、繰越事業にはなりましたが、雨水対策を施し、今年の状況と昨年の単純比較はできませんが、一定の成果が得られたと確信をしております。今後におきましても、防災・減災を常に念頭に

置き、様々な諸事業を展開しなければと考えております。

現在、令和8年度の予算編成中でございます。災害時対策は待ったなしです。さらには、子育て政策や教育環境整備、高齢者対策等を踏まえながら様々な事業予算を取捨選択しながら、職員と汗を流しつくり上げ、町民の代表である議会皆様にご提案し、ご理解を得たい所存でございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

12月定例会が本日より始まりましたが、本格的な年の瀬となります。議員各位におかれましては、ますますご健勝にて議会活動にご尽力をいただけることを心よりご祈念し、開会に当たっての挨拶といたします。

続いて、一般行政報告を申し上げます。

9月7日には、防災体制の充実と防災意識の高揚を図ることを目的として「第12回滑川町地域防災訓練」を実施しました。自主防災会、各防災関係機関をはじめ、1,122名の方にご参加をいただきました。議員各位におかれましても、ご参加をいただきありがとうございます。

9月16日には、こどもの居場所づくりネットワークとの懇談会を開催いたしました。ネットワークに所属する6団体と、こども・子育てファースト滑川の実現を目指して有意義な意見交換を行いました。

また、来年度の新規採用職員の試験を9月から10月にかけて実施し、一般事務職2名を内定したところです。予定数に満たないこともあり、12月14日には再度追加募集の試験を実施いたします。将来の滑川町を担う人材に大いに期待をしております。

次に、10月1日を調査の基準日として、国勢調査を実施いたしました。おかげさまをもちまして、大きな問題等はございませんでした。調査員の皆様、住民の皆様におかれましては、調査にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

10月16日には、総合教育会議を開催しました。今回の会議では、来年度以降の取組の大綱となります滑川町教育大綱の審議を行いました。今後も教育の推進に努めてまいります。

11月8日には、滑川町社会福祉協議会主催の滑川町追悼式に参列をいたしました。終戦80年の節目の年、日本の平和を守るために、さきの大戦で散華されました260余名の御霊に、とこしへの平和と不戦の誓いを申し上げ、さらにはご遺族の皆様のご労苦に深い感謝をささげさせていただきました。

11月9日には、滑川消防団特別点検が開催されました。残念ながら雨模様ということで総合体育館での縮小開催となりましたが、観閲、小隊訓練及び人員服装点検など、消防団員の規則正しい諸動作に力強さを覚えるとともに、町の安全安心のためにはなくてはならない存在であることの確信がされたところです。火災期に入りますので、点検訓練の成果を今後の消防活動に生かしていただき、火災予防、防御に最善を尽くしていきたいと思っております。また、当日は、長く消防業務に尽力をされた多くの団員の皆様への表彰伝達をさせていただきました。

11月13日には、各行政区の区長さんによるオリックス資源循環株式会社、寄居バイオガスプラントにて施設見学会を実施いたしました。町民の方におかれましても、今後も適正なごみ処理にご協力をお願い申し上げます。

11月16日には、災害時の支援協定を結ぶ千葉県東庄町の町制70周年記念事業に内田議長さんと一緒に参加をさせていただき、お祝いを申し上げてまいりました。

11月17日には、やはり内田議長さんに同行いただき、富山県滑川市を訪れ、滑川市と滑川町の災害時の相互応援に関する協定を締結いたしました。「なめりかわ」と「なめがわ」と、読み方は違えど、同じ漢字で表す自治体名のつながりを縁として協定を締結し、万一の災害時には互いに迅速な応援を実施するための協定でございます。

余談ではありますが、締結の様子は、2時間後のNHKの昼の1時の「列島ニュース」で取り上げられ、全国に流れるとともに、話題性のあるニュースとして新聞各紙でも報道されました。注目もされておりますので、今後、様々な形での連携を図ることにより、町のPRにもつながることと思います。

11月18日には、埼玉県知事公館で令和7年度個人住民税市町村表彰式が開催されました。滑川町は令和6年度の個人住民税の納税率が県内の町村の中で最も上昇したとして、「納税率アップ部門」1位となり、2年連続の受賞となりました。まさに職員の頑張りの現れであり、知事との懇談の席上で実施した私からの事例発表の際に申し上げさせていただきました。本当に職員には感謝しております。

次に、秋のイベントでは、今年も多くの町民皆様のご協力をいただく中、行事を開催することができました。議員各位にもご協力をいただきありがとうございました。

また、町を元気にするには地域からの声かけにより、各行政区におきましても、各区長さんをはじめとした皆さんのおかげで、スポーツ大会やふれあい祭りなどの開催を計画・実施をいただき、地域から盛り上げていただきました。公務の重なりで残念ながら全ての参加はかないませんでした。町民の方々との触れ合いによりパワーをいただくことができ、本当に感謝をしているところでございます。ありがとうございました。

運動会・スポーツ祭関係では、10月3日に滑川幼稚園、10月18日には宮前小学校と月の輪小学校の運動会が開催され、子どもたちの元気な声が会場中に響き渡っており、会場の皆様とともにたくさんの方々の元気をいただいております。

10月12日に開催された滑川町民スポーツ祭では、天候に恵まれた中、各行政区の選手が躍動し、無事に全種目を実施し、盛大に開催することができました。今回優勝された下福田地区は、初めての優勝ということで、誠におめでとうございました。

10月26日には公民館講演会を開催し、185名の方にお越しをいただきました。講師には木山裕策氏をお招きし、「ガンが教えてくれたこと～自分に向き合ってみつけた夢～」という演題で、講演

とミニライブを行っていただきました。参加された皆さんは、お話とミニライブに聞き入っていました。

10月29日には、総合体育館において、社会福祉協議会主催の敬老会を開催いたしました。327名の方にご参加いただき、和やかな雰囲気の中で、24名の方に米寿祝品の贈呈を行ったほか、15組のご夫妻に対しての金婚式の表彰を行いました。式典後のアトラクションでは、会場の皆さんの楽しい声が会場に響き渡りました。

11月1日から3日まで、コミュニティセンターにおいて滑川町文化祭が開催されました。サークル団体、福祉施設、町内の小中学校及び一般の方々による作品の展示を実施し、文化祭には延べ1,751名の方が訪れました。来場者は様々な作品を見ながら芸術に親しんでおりました。

11月3日には、滑川まつりが開催されました。関係者、各種団体をはじめ、昨年同様、松島町にもご協力をいただき、大盛況の中、開催することができました。また、同日開催の図書館まつりや健康フェスティバルも多くの来場者でにぎわいました。

11月22日には、コミュニティセンターで七つの祝いが開催されました。131名の元気なお子様が参加し、子どもたちの成長をお祝いしました。来年の入学式が楽しみであります。

11月23日には、滑川町直売所において農業祭が開催され、秋の1日を多くの方々が訪れ、滑川町の農産物や各出展ブースの食材を堪能されておりました。

11月30日に、第1回滑川町こども・若者まちづくり委員会議を開催し、13名の方を委員に委嘱しました。次世代を担う方からの斬新な発想と、豊かな想像力を持った意見に、今後の活躍を期待しております。

スポーツ関係では、各種目で日頃の練習の成果を遺憾なく発揮され、すばらしい成績を収めております。

その他の教育関係につきましても、後ほど教育長より報告がございますので、この場においては省略をさせていただきます。

次に、表彰関係でございますが、11月の秋の叙勲におきまして、吉田昇（前）町長が長年の町長としての功績により「旭日小綬章」を受章、元連合埼玉会長の小林直哉さんが「旭日双光章」を、ボッシュへ勤務しております内野恵央さんが「瑞宝単光章」を受章されました。

また、第45回危険業務従事者叙勲におきまして、消防功勞により野中裕子さんが「瑞宝双光章」を、野中秀和さんが「瑞宝単光章」を受章され、警察功勞により合澤勉さんが「瑞宝単光章」を受章されました。

また、埼玉県知事表彰では、議会OBであります小澤常夫さんが長年の議会議員としての功績、小林紀夫さんが滑川消防団団長としての功績、中浦清人さんが滑川町国民健康保険運営協議会委員としての功績により受賞されました。

さらに、日頃、身近なところで、住みよい地域社会実現のため、積極的にボランティア活動を続

けてきた滑川町愛育班の小林廣子さんと、滑川町青少年育成推進員協議会員の小久保清美さんがシラコバト賞を受賞されました。

また、埼玉県地方自治功労賞を滑川町困りごと相談員の内山泰彦さんが受賞されました。

町の定例表彰では、長年、町政に功績のありました14名の方に、町の表彰条例に基づき、11月3日の滑川まつりの会場で表彰式を行わせていただきました。受賞された皆様、誠におめでとうございます。今後とも町政にご尽力をいただきますようお願いを申し上げます。

また、昨日は民生委員・児童委員の改選期ということで、11月30日をもって任期により退任をされた民生委員・児童委員の24名の皆様に滑川町からの感謝状、さらには23名の皆様に埼玉県知事からの感謝状の贈呈をさせていただきました。

なお、厚生労働大臣からの感謝状に該当された14名の方には、大臣の交代により、年明けに贈呈をする予定です。長い方では7期21年の長きにわたり委員としてご功績のあった委員さんもおられます。町の福祉行政にご尽力をいただきました全ての皆様に感謝を申し上げます。

また、新たに12月1日から民生委員・児童委員としてご就任をいただく39名の方々、さらには主任児童委員として就任をいただく3名の方々に、埼玉県からの委嘱状の代理授与を行いました。国からの委嘱状は感謝状同様に年明け伝達となります。委員の皆様には、これからの3年間、よろしく願いいたします。

以上、主なものだけでございますが、開会に当たっての挨拶と一般行政報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

結びに、これから乾燥による火災や雪等の災害が多く発生する季節を迎え、年末年始に向けて消防関係機関による特別警戒も実施されますが、火の元には十分お気をつけていただきたいと思います。

今後も心を引き締めて、執行部一丸となって住民とともに安全安心な町づくりに努めてまいりますことをお約束し、挨拶並びに一般行政報告といたします。

○議長（内田敏雄議員） 続いて、上野教育長より教育行政報告をお願いします。

〔教育長 上野 修登壇〕

○教育長（上野 修） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、教育長、教育関係の報告事項を申し上げます。

9月以降の学校園の主な取組を報告いたします。滑川幼稚園、宮前小学校、月の輪小学校におきまして運動会を実施いたしました。幼稚園は団子作り、サツマイモ掘り、秋祭り集会、各小学校では修学旅行や宿泊学習、遠足、持久走記録会が行われました。中学校では、10月に全校一斉で合唱コンクールを実施いたしました。年明け2月には2年生で修学旅行、1年生で社会体験チャレンジを実施予定です。行事等に取り組む子どもたちの成長は著しく、体験的な活動を通して心身ともに着実に成長していることを感じております。議員の皆様におかれましては各行事にご臨席を賜り、

子どもたちの様子をご高覧いただいているところでございます。今後も行事が続きます。引き続き、ご指導いただきますようお願い申し上げます。

滑川中学校の部活動関係ですが、運動部では、9月末から新人戦比企地区予選会が行われ、陸上、野球、男子バスケ、女子テニス、男女卓球、男女剣道が県大会に出場いたしました。このうち、野球、男子バスケ、男子卓球ダブルスでベスト8、女子卓球団体でベスト16の好成績を収めました。文化部では、美術部が森林公園の階段アートに続き、森林公園の「紅葉見ナイト」イルミネーションの時期に作品を提供しております。吹奏楽部は、滑川まつりで演奏を披露し、皆様から高い評価をいただきました。なお、アンサンブルコンテスト西部地区大会において打楽器八重奏が金賞を獲得し、県大会への出場を決めております。

2学期末を迎え、学校評価の時期を迎えました。町内の4校1園は課題を明確にしながら来年度に向けての計画づくりを行ってまいります。課題となる案件については、管理職を中心に全教職員一致協力し、地域、家庭や関係諸機関と連携を図って組織的に対応しております。

質の高い学校教育に関しては、学校訪問、授業参観、学校評価を充実させ、学校の目標達成に向けての状況を把握してまいります。定期、不定期に学校教育担当が学校を訪問し、直接様子を見届けるよう指示しており、随時報告を受けております。

日没が早くなり、児童生徒の交通安全にさらに配慮をしていかなければならない時期となりました。交通指導員の皆様、通学ボランティアの皆様をはじめとする地域の皆様の毎日の見守りにより、児童生徒が安全に登下校をすることができております。議員の皆様にもご協力いただいておりますが、学校、家庭、地域の連携によって子どもたちの安全と成長が支えられていることに改めて感謝申し上げます。

続きまして、来年度の入学予定者ですが、宮前小学校98名、福田小学校19名、月の輪小学校70名、計187名の見込みであり、昨年度より30名減となっております。また、福田小学校の特任校制度を利用しての指定校変更は、1家庭で新1年生1名です。幼稚園では、新入児、3歳児でございますが、31名の応募がございました。昨年度に比べ入園希望が5名減少しておりますが、今後も滑川幼稚園の特色ある取組を発信していき、共感する入園希望者を増やしていきたいと考えております。

次に、各学校園の施設整備状況について報告させていただきます。

9月補正で予算対応いただきました滑川中学校東校舎多目的室改修工事につきましては、請負業者が決定し、現在は施工に向けてスケジュールの調整をしており、年度末には完了予定となっております。また、校内LANの保守やGIGA端末のライセンス更新などについても随時発注し、各学校におけるICT環境をさらに整備し、来たるGIGAセカンドに向けて準備をしております。今後も幼稚園、小中学校の施設整備につきましては、子どもたちが安全で安心して生活、学習ができるように、建物、設備、備品等の整備を行ってまいります。

次に、生涯学習関係でございますが、チャレンジキッズ！なめがわは、低学年の応募が74名、高

学年の応募が57名で、それぞれ抽選を行い、低学年60名、高学年40名の計100名での参加となりました。6月から10月の間で、低学年と高学年で3回ずつ、計6回の活動を行いました。主な活動内容といたしましては、森林公園の環境学習プログラムを利用した活動及び低学年は「MYハニワを作ろう」と、世代交流輪投げ大会への参加、高学年は草木染め、「うどんを作って食べよう」を実施いたしました。

また、子ども大学くまがや・なめがわは、5、6年生を対象として12月までに4回開催いたします。内容は、「スーパーこまを作ってみよう」、「プログラミングによるデータ分析にチャレンジ」等でございますが、12月まで立正大学、熊谷市教育委員会、農業大学校と共催にて実施いたします。

第2回目の寿学級では、貯筋体操、音楽セラピー等を行っております。

公民館講演会を10月26日に、がんサバイバーで歌手の木山裕策氏を講師に迎え、「ガンが教えてくれたこと～自分に向き合ってみつけた夢～」を演題にご講演いただきました。また、併せてミニライブを実施いたしました。来場者数は全体で185名でしたが、大変ご好評をいただきました。

第47回滑川町文化祭を11月1日から11月3日まで開催いたしました。参加サークルの皆様による実行委員会形式で運営し、展示や管理の仕事を担っていただきました。町内各小中学校の作品も多数展示し、多数の方にご来場いただきました。最終日には恒例の野点を行い、盛況に開催することができました。

七つの祝いは、11月22日に式典及びアトラクションを2部制で実施させていただきました。今年を対象となる子どもが185名、うち出席者は131名で、出席率は70.9%でした。

後期の公民館教室はスマホ、版画、美姿勢エクササイズ、そば打ち、かるたの旅教室を開講中です。

今後の日程といたしましては、年明け早々の1月11日には令和8年二十歳の祝い、旧成人式でございますが、を挙行予定です。文教厚生常任委員会の皆様にはご臨席を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、生涯スポーツ関係でございます。第41回町民スポーツ祭を10月12日に開催することができました。昨年好評であった滑川町に関するマル・バツクイズを引き続き種目に含めて実施いたしました。各行政区・団体等の皆様のご協力により盛大に開催することができました。

第48回日本スリーデーマーチが11月1日から11月3日に開催されました。滑川町につきましては、11月1日に羽尾地区において湯茶接待を行い、あめ、麦茶を提供いたしました。

第37回滑川町駅伝競走大会を来る12月6日土曜日に開催予定でございます。小中学生及び一般の7部門での開催です。目標タイムを設定し、目標タイムに最も近いチームを表彰するエンジョイクラスもあり、多くの方に楽しんでいただきたいと思います。

第42回比企郡駅伝競走大会につきましては、嵐山町総合運動公園及び周辺道路を会場に、2月15日曜日に開催予定でございます。今後ともスポーツを通じて町民が親睦を深める機会を提供したい

と考えております。

続きまして、図書館関係です。図書の団体貸出しを実施いたしました。これは、町内の幼稚園、保育園、学童施設へコンテナで本を貸し出し、施設間で本を巡回させるものです。希望のあった幼稚園1か所、保育園6か所、学童施設10か所に図書を貸し出しました。

滑川町図書館ポップコンテスト2025を実施し、小学校低学年ブロック33点、中学年ブロック53点、高学年ブロック21点、中学生352点、合計459点の応募がございました。昨年に比して22点の増加でございます。3次までの審査を経て受賞作品を選出し、10月26日日曜日に表彰式を行いました。ポップコンテストは年々内容が充実しており、本年度も力作ぞろいでした。現在、応募の全作品を本年12月いっぱい、図書館にて展示しております。どうぞ高覧いただきたいと思います。

図書館まつりを11月3日に開催いたしました。廃棄図書及び雑誌の古本リサイクル市を行い、多くの方に本の再利用にご協力いただきました。また、2階の読書室では、ワークショップとしてしおり作り体験を行い、146人の参加がございました。表面に好きなイラストや文字を書いて、裏面は図書館と電子図書館のQRコードが記載されているしおりを作っていただきました。読書をするきっかけづくりにつながったと思います。

クリスマスおはなし会を読み聞かせボランティア団体及び立正大学の学生団体の協力の下、12月10日水曜日及び12月20日土曜日に開催予定でございます。クリスマスにちなんだ読み聞かせや手遊び歌、サンタクロースからのプレゼント等を準備しております。

令和4年9月1日に7市町合同で開館した比企eライブラリですが、11月25日現在、コンテンツ数は3,214点、うち926点は読み放題の電子書籍となっております。登録者数について、滑川町は341人、7市町全体では2,600人となっております。今年9月以降に電子図書館開館後初めて3年の更新期間を迎える方が多くいらっしゃるため、更新の案内とともに周知活動を行ってまいります。

最後に、文化財保護関係です。まず、文化財関係ですが、9月から11月にかけて開発行為に伴う埋蔵文化財の試掘調査を羽尾、月輪地区にて合計6件実施いたしました。比企地区文化財振興協議会の展示、比企地区巡回文化財展「比企の装い」を10月7日から11日にかけてエコミュージアムセンターセミナーハウスにて実施し、合計55名の来館がございました。

11月14日には、同じく比企地区文化財振興協議会主催で、ときがわ町にて文化財巡りを開催いたしました。亀の原窯跡群、龍福寺、玉川陣屋跡、玉川橋等を見学し、滑川町からは6名の参加がございました。

また、11月21日には、保健センターの毎日1万歩運動、ハイキング教室事業とコラボレーションによる文化財を巡るハイキング教室を実施し、月輪神社、福生寺、古墳公園、大堀西窯跡等を巡りました。こちらは合計11名の参加がございました。

また、10月21日から12月28日まで、県立嵐山史跡の博物館にて比企市町村連携展を開催中です。滑川町からは、県指定史跡五厘沼窯跡群や、町指定史跡花気窯跡、平谷窯跡群、大堀西窯跡などの

古代の窯跡の紹介や出土資料の展示を行っています。

11月1日から30日まで、教育委員会だより11月号で紹介している、月輪地区にある宮前遺跡より出土した台付甕、つぼ等の資料の一部をエコミュージアムセンター展示ホールにて展示いたしました。期間中は758名の来館がありました。

そして、12月2日から企画展として、「滑川ゆかりの遺人と文化財」をエコミュージアムセンター受付前で開催中です。展示は12月2日から27日までのパート1と、1月6日から2月1日までのパート2の2つの会期に分かれています。パート1では、愚禅和尚と小林三徳、パート2では大塚大恵八と宮島勘左衛門をそれぞれ紹介いたします。

続きまして、エコミュージアムセンター関係です。地域の自然環境保全滑川町里山プロジェクトの一環として、毎月第4土曜日に森林公園内の沼にて、定例生き物水質調査を継続して行っております。2月28日には、セミナーハウスにて1年間の活動を通じた発表会を実施予定です。

そして、10月11日には、同じく森林公園内にて福田小学校を対象にしたイベント「竹で遊ぼう」を行いました。1年生から6年生を対象に、合計5家族の参加がございました。イベントでは、公園内に設置されている防災ベンチを活用し、各家庭で持ち寄った食材を焼いて、竹で作った箸やお皿を使用しながら食事を楽しみました。

以上、大変雑駁ではございますが、教育関係の報告とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、行政報告を終わります。

◎所管事務調査の報告

○議長（内田敏雄議員） 日程第5、所管事務調査の報告を行います。

初めに、総務経済建設常任委員会で所管事務調査が終了し、委員長から報告書が提出されました。委員長より調査報告をお願いします。

総務経済建設常任委員会、原徹委員長、お願いします。

〔総務経済建設常任委員長 原 徹議員登壇〕

○総務経済建設常任委員長（原 徹議員） 議員番号10番、総務経済建設常任委員会委員長、原徹でございます。議長の命により、総務経済建設常任委員会所管事務調査の報告を行います。

調査日は令和7年11月6日から7日金曜日にかけて。調査地は、富山県中新川郡上市町及び富山県滑川市でございます。調査内容は、上市町、滑川市の災害への備えについて及び観光振興についてでございます。

まず、調査地1の上市町の概要ですが、上市町は富山県の県都富山市の東約15キロメートルに位置し、南北に長く伸びた長方形をなしています。総面積は236.71平方キロメートル、東南部は標高2,999メートルに達する剣岳を主峰とする山岳地帯を形成し、魚津市、黒部市、立山町に接しており、北西部は平野地帯で、富山市、滑川市、立山町、舟橋村と接しています。面積の約8割を山林

が占めており、2割の平野部に人口の約8割が集積しています。令和7年10月1日現在の住民基本台帳上の人口は1万8,354人、世帯数は7,624人で、人口は減少傾向にあります。滑川町とは平成26年8月20日に災害時相互応援協定書を締結しております。

次に、上市町の災害への備えについてでございます。上市町では山岳地帯から平野部に向けて複数の川が横断しており、大雨、洪水、土砂災害や大雪等の自然災害に注意が必要で、昭和44年8月豪雨では、上市川、大岩川が決壊、橋が流出し、558戸の家屋被害が発生したほか、豪雪による災害も度々発生しています。

職員の防災体制は、事前配備、非常配備、緊急配備と3段階の動員体制となっておりますが、議会としての参集の基準はありません。

住民へ向けた防災の情報発信としては、LINEやメールで登録者へ一斉配信しているほか、防災行政無線を町内74か所の屋外子局により行っていると同時に、山間地等へは戸別受信機を配備しています。

37か所の指定避難所を災害の区分なく地区ごとに予定区割りして指定していますが、実際には災害の種類によって避難施設を指定しています。

また、防災備蓄倉庫が庁舎敷地内にありますが、手狭となっており、分散備蓄を進めています。

自主防災組織は117の町内会全てに組織され、町は上市町自主防災組織行動マニュアルを作成するとともに、自主防災組織が実施する防災訓練などに助成を行っていますが、町主催の防災訓練は行っていません。

また、防災士養成研修受講者へは、県及び町から全額助成を行っています。

今年度の事業としましては、防災行政無線更新工事、洪水ハザードマップ更新事業、防災資機材整備などを行っています。

今後の課題としては、災害や紛争の被害者が尊厳ある生活を営むための人道支援における国際的な最低基準とされるスフィア基準への対応、防災備蓄、物資供給体制の充実強化、防災意識を高める活動などが挙げられています。

次に、上市町の観光についてです。

上市町では、平成30年に締結した富山市及び上市町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約に基づく滞在型観光連携事業や、滑川市、立山町及び舟橋村と協力して観光パンフレットを作成するなど、近隣市町村と協力して町のシンボル劔岳を中心に観光事業を推進しており、北陸新幹線の延伸開業に合わせたPRも行っています。

なお、観光協会は、15年くらい前から任意団体として役場内にあった事務所から独立し、専従職員を配置しております。

次に、滑川市の概要でございます。滑川市は富山湾に面し、富山県の中央部からやや北東寄りに位置し、東側は魚津市と接し、南西側は上市町と富山市に接しています。面積は54.62平方キロで

ございます。早月川の扇状地にあつて、富山湾に面した田園都市であり、かつては北陸街道の宿場町として栄え、当時をしのぶ貴重な建築物が複数の国登録有形文化財として残されています。

また、市内からは旧石器時代のものと思われる石器や縄文時代の住居跡、石器、土器が発掘されており、昭和28年11月に滑川町が近隣の村と合併し、翌29年3月に市制を施行しました。令和7年10月1日現在の住民基本台帳上の人口は3万2,373人、世帯数は1万3,150で、人口は減少傾向にあります。

滑川町とは本年11月17日に災害時の相互応援に関する協定を締結しました。

次に、滑川市の観光振興についてです。滑川市といえばホタルイカ、ホタルイカといえば滑川市というほどホタルイカで有名な滑川市。ほたるいカミュージアム、ほたるいカ海上観光を中心に観光事業を展開しています。

平成26年度の北陸新幹線開業効果により増加傾向にあつた観光入り込み客が新型コロナウイルス感染症の影響等により大幅に減少していましたが、北陸新幹線の福井延伸効果もあり、徐々に回復傾向にあります。

毎年3月1日のホタルイカ漁解禁日、ほたるいカ海上観光の初日等には全国ニュース等で多く取り上げられるなど大きなPR効果がありますが、ほたるいカ海上観光は運航率が50%から60%と低く、欠航が多いなどの課題もあります。

なお、観光振興の広域連携としては、富山県東部の新川地域と言われている魚津市、黒部市、朝日町、入善町、立山町、舟橋村とともに、一般社団法人富山湾・黒部峡谷・越中にかわ観光圏協議会を組織して、インバウンド対策や広域的なプロモーションによる周遊観光のさらなる強化等を図っています。

滑川市の災害への備えについてです。市内は9地区に分かれており、地区ごとに想定される災害リスクが異なっているため、防災講座や、毎年地区を変えて実施する市総合防災訓練の際には、当該地区で想定される災害リスクに合わせた内容として避難所開設訓練や避難所運営訓練も行っています。

また、自主防災組織の活動や必要資機材の整備に関する補助、地域の防災士を増やすための防災士資格取得への助成のほか、防災講座等を通じ地域の防災士との連携強化も図っています。

最後に、所管事務調査の感想でございますが、災害への備えについては、上市町においても滑川市においても、実際の災害現場を想定した実践的な防災訓練が行われているほか、防災士の育成にも助成がなされており、滑川町においても同様な取組の導入の検討が期待されるなど、大変参考になる内容でありました。

観光振興に関しては、両市町とも広域連携を図りながら取り組んでいるものの、観光資源を十分に生かし切れていないなど、様々な課題を抱えてることがうかがわれました。

その中でも、上市町のフォトロゲイニングの取組は、地図を基に時間内にチェックポイントを回

り得点を集めることを競うもので、住民との交流も図れる事業として興味をそそられるものでした。

また、滑川市においては、ホテルイカは市の知名度向上、観光客の誘致につながってはいますが、特にほたるいか海上観光は深夜から早朝にかけての観光であり、市内への経済効果が少ないなどの課題があるとのことで、滑川町において、森林公園の観光客は多くても、町への経済効果が少ない点と共通する課題があることが分かりました。

本年、滑川市とも災害時の相互応援に関する協定を締結したこともあり、上市町及び滑川市と今後住民レベルでの交流の活性化が図られることが望まれます。そして、このことが災害時の相互応援の充実にも、また観光の振興にもつながるものと考えます。

以上で、総務経済建設常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

○議長（内田敏雄議員） 次に、文教厚生常任委員会にて、同じく所管事務調査が終了し、委員長から報告書が提出されました。

委員長より調査報告をお願いします。

文教厚生常任委員会、西宮俊明委員長、お願いします。

〔文教厚生常任委員長 西宮俊明議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（西宮俊明議員） 議席番号6番、文教厚生常任委員長の西宮俊明です。議長の命により報告いたします。

文教厚生常任委員会所管事務調査の報告を申し上げます。

調査日は令和7年11月6日から7日、調査地は富山県中新川郡上市町、富山県滑川市、調査内容は少子化対策、子育て支援。

1点目、上市町の若者のマッチングの取組について報告いたします。上市町の概要は、令和5年の統計になりますが、人口1万9,167人、婚姻届出数37組、出生数66人、合計特殊出生率1.09。町では若者のマッチング事業を行っています。婚活イベントを年1回開催、参加要件は、年齢30歳から45歳で町内在住または在勤を優先し、令和6年度はボウリングで交流した後、レストランで飲食を楽しむイベントを開催、参加人数は男性16人、女性8人で、マッチング数は3組でありました。

また、令和6年度に上市町出会い支援補助金事業を新設しました。富山県が結婚を希望する独身者の成婚の機会づくりを支援するため設置した a d o o r b y とやまマリッジサポートセンターへの入会者に対して、入会登録料の半分の補助します。令和6年度は、補助件数は1件でした。

上市町結婚新生活支援補助金事業を実施しています。結婚を伴う新生活を支援するため、新婚夫婦の住宅取得、リフォーム、賃借、または引っ越しに係る費用を補助しています。要件と補助額は、夫婦合算所得が500万円未満で、夫婦ともに29歳以下の場合は60万円、39歳以下の場合は30万円を補助しています。補助件数は3件、これは住宅リフォーム1件、家賃補助2件で、補助金額は111万2,000円でありました。

続いて、滑川市の子育て支援の取組について報告いたします。参考に、市の人口、子どもの人数、

これは令和6年ですけれども、人口は3万2,491人、ゼロから2歳児が594人、3歳児以上の幼児が761人、小学生、小学校7校1,596人、中学生、中学校2校793人、高校生、高校1校548人でありませす。

次に述べます子育て事業を実施しています。1つ目です。保育所等保育料の軽減事業。3歳以上の全幼児、住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳児、第2子以降の全幼児、これは滑川市の事業となります。

次に、副食費の補助事業を行っています。第2子以降の副食費について、月額4,800円を上限に補助。市の単独補助になります。

次に、こども医療費助成、高校生及び18歳の年度末まで入通院医療費を助成しています。

続いて、子どものインフルエンザ予防接種費用助成。生後6か月から中学3年生までの接種費用の一部を助成しています。

続いて、こども家庭センター事業、公認心理師、言語聴覚士、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、教員等の専門の資格を有する6名の支援員が相談支援に当たっています。

続いて、滑川市子ども・子育て基本条例、子どもと保護者が共に幸せな生活を送ることができるように制定するもので、令和7年12月議会への上程を予定しています。

次に、子どもの居場所の充実ということで、児童館の活動として、土曜子ども教室（小学生対象）や、児童館まつりを開催しています。

次に、家庭への支援について、独り親家庭や就学援助を受けている家庭の小学5年生から中学3年生に対して、週1回の学習支援を実施しています。また、経済的理由などで学習塾に通うことが難しい児童生徒や不登校ぎみの児童生徒、日本語指導が必要な外国にルーツのある児童生徒に対して、大学生がオンラインで学習支援や進路相談を行うオンラインなめりかわ塾を実施しています。また、中学3年生が高校進学のために受ける模擬試験費用、大学等の進学を控える高校3年生の模擬試験受験費用や大学等の受験費用の一部を助成しています。

最後に感想ですが、婚活イベントや結婚新生活支援の補助金などの事業を上市町では行っていません。また、県の事業である a d o o r b y とやまマリッジサポートセンターへの入会者に対して補助金を出すなど、地道ではありますが町独自の取組を行い、若者のマッチングをしていることが、これからの滑川町の施策を検討する上でも参考になると思いました。

滑川市では、児童館が放課後や長期休業中の子どもたちの居場所になっている。児童館で開催されている小学生対象の土曜子ども教室は、参加者が小学校を卒業してもボランティアとして教室を支えている。家庭への支援としては、中高生等の模擬試験の受験費用の一部を助成している。また、子ども・子育て基本条例の制定に向けて取り組み、令和7年12月議会への上程を予定しているなど、今後も情報をいただいて参考にしていきたいと思いました。

滑川町は、こどもファースト滑川として、こども医療費の無料化や給食費の無償化などの子育て

支援策に先進的に取り組んできたため若い世代の転入が多く、他自治体からも注目されています。しかしながら、決して安閑とすることなく、新たな少子化対策、子育て支援の施策を実行して、子育てファースト滑川の基盤を名実ともにさらに盤石にすることが求められると思います。

今回の所管事務調査を通して、上市町、滑川市の取組に学び、滑川町のよりよいまちづくりに生かしていきます。

以上、文教厚生常任委員会所管事務調査の報告とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 以上をもちまして、所管事務調査の調査報告を終わります。

◎町長提出議案の一括上程、説明

○議長（内田敏雄議員） 日程第6、議案第69号から日程第18、議案第81号まで13議案の一括上程を行います。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

大塚町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 本定例会に提出させていただきます認定及び議案の提案理由の説明をいたします。

初めに、議案第69号 滑川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を制定するものでございます。

議案第70号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院の勧告を踏まえて、町長、副町長及び教育長の期末手当を改定するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第71号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院の勧告を踏まえて、一般職職員の給料表、期末手当及び勤勉手当を改定するため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第72号 滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第73号 滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、児童福祉法の一部を改正する法律の施行及び令和6年の地方からの提案等に関する対応方針により、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第74号 滑川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第75号 滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第76号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、国民健康保険財政の適正化を図るため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第77号 滑川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第78号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第4号）の議定については、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2億2,975万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ92億5,703万3,000円とするものです。宮前小学校体育館の空調整備工事の実施費用や障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費等の補正でございます。

議案第79号 令和7年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,602万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億4,344万9,000円とするものです。療養給付費や高額医療費等の補正でございます。

議案第80号 令和7年度滑川町水道事業会計補正予算（第3号）の議定については、収益的支出に121万4,000円を追加し、3億7,373万8,000円とするものです。人事院の勧告に伴う給料、手当、法定福利費及び負担金の補正でございます。

議案第81号 令和7年度滑川町下水道事業会計補正予算（第3号）の議定については、収益的支出に28万2,000円を追加し、2,915万8,000円とするものでございます。人事院の勧告に伴う給料、手当、法定福利費及び負担金の補正でございます。

以上、議案13件を提出させていただきます。

なお、詳細につきましては、その都度、担当課長よりご説明いたします。慎重審議を賜り、原案どおり可決、決定をお願い申し上げます。簡単ではございますが、提出いたします議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎請願第4号の上程、説明、委員会付託

○議長（内田敏雄議員） 日程第19、請願第4号 ゲノム編集食品の表示義務化に関する請願書についてを議題とします。

本請願は、上野葉月議員が紹介議員でありますので、内容説明をお願いします。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 紹介議員の上野葉月です。ゲノム編集食品の表示義務化に関する請願を行います。

請願者 東松山市大字石橋

生活クラブ生活協同組合埼玉比企支部 野原智子

1枚おめくりください。

件名。ゲノム編集食品の表示義務化を求める意見書を国に提出することを求める請願。

要旨。消費者基本法で保障されている消費者の知る権利・選ぶ権利を担保するために、ゲノム編集食品（ゲノム編集技術応用食品）の表示を義務化することを求める意見書を、国および国会に提出してください。

理由。ゲノム編集は、染色体上の特定の塩基配列（ゲノムの一部）を認識する酵素を用いて、その塩基配列の一部を改変する技術です。この染色体上の特定塩基配列の改変の結果、外来遺伝子が残っている場合は「組み換えDNA技術（遺伝子組み換え）」となり、食品表示基準で表示が義務づけられています。一方、外来遺伝子が残っていない場合は「ゲノム編集技術応用食品」となり、表示義務はありません。

我が国においては2019年にゲノム編集技術応用食品の販売が解禁され、すでにトマト・トウモロコシ・ジャガイモなどの農産物や、マダイ・トラフグ・ヒラメなどの水産物の届出が受理されています。そのうちのいくつかはすでに市場流通しており、今後、届出される品目がさらに増えることが予想されます。

一方、消費者基本法では、消費者は商品などに関する正確かつ十分な情報を得る権利があり、また自分の意思で商品などを選択できる権利があるとされています。

現在、スーパーやECサイト（オンラインショップ）で販売される際に、ゲノム編集技術応用食品であることの表示がわかりにくく、消費者がゲノム編集技術応用食品であることに気づかないまま購入する可能性があります。

したがって、消費者の知る権利・選ぶ権利を担保するために、すべてのゲノム編集技術応用食品について表示を義務化することを求め意見書を提出していただくよう請願します。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

令和7年11月19日

滑川町議会議長 内田 敏雄 様

東松山市大字石橋

生活クラブ生活協同組合埼玉

比企支部 野原智子

意見書の提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府官房長官、内閣府特命担当大臣、農林水産大臣、消費者庁長官。

以上、請願をいたします。

○議長（内田敏雄議員） 請願内容の説明が終わりました。

会議規則第39条第1項の規定により、総務経済建設常任委員会に付託し、会期中の審査に付したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第4号につきましては、総務経済建設常任委員会に付託し、会期中の審査に付すことに決定いたしました。

暫時休憩します。再開は11時30分といたします。

休 憩 （午前11時17分）

再 開 （午前11時30分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◎一般質問

○議長（内田敏雄議員） 日程第20、一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。答弁を含み50分とします。残り時間は表示板で指示します。質問形式は、対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は、1回目の質問は演壇にて、通告した質問事項全てを一括質問します。そして、一括答弁を受けます。2回目の質問からは、質問席から1回目の質問順位に関係なく一問一答方式とします。ただし、1回目に一括質問をしないものは再質問できないものとします。

◇ 赤 沼 正 副 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位1番、議席番号9番、赤沼正副議員、ご質問願います。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼正副、通告に基づき質問をさせていただきます。

質問事項1、令和8年度予算について。当初予算は1年間の財政収支の見積りであります。そして、事務事業の実施計画であるとともに、町が目指すまちづくりの内容であり、歳入歳出予算、それに債務負担行為などの執行予定の計画でもあります。また、予算は住民への行政サービスの公約でもあり、町民生活には大きな影響を与えます。

現在、来年度予算の編成会議も終わり、各課局からの予算要望に基づいて予算編成作業を行って

いると思います。そこで、令和8年度予算編成及び財政運営について認識を伺います。

質問、①、財政運営全般について。財政の健全化は持続可能な行政運営において大切なことです。昨年度の決算における実質公債費比率や将来負担比率の状況を踏まえ、今後どのような水準を目標としているのか。

②、重点施策について。今後、コミュニティセンターの設計や建設の予算計上が予定されますが、その財源はどのようなものを考えているのか、またその財源の確保はどうするのか。

③、基金・地方債について。財源不足が見込まれる中で、財政調整基金や減債基金の取崩し、あるいは地方債の発行はどの程度を見込んでいるのか。中長期的な財政運営への影響についてどのように考えているのか。

④、業務の効率化について。デジタル化による業務効率向上は避けて通れません。人工知能（AI）の技術革新の進化プロセスはスピードが速く、生成AIの進化形であるフィジカルAIの概念が歩みだしている現在、職員の負担軽減と住民サービスの向上を両立手段としてのAI（特にチャットGPTなど）の活用による自治体業務の効率化策を具体的にどのように想定しているのか。また、その効果をどのように見積もっているのか。

質問事項2、滑川町障害者計画について。障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画として、第4次滑川町障害者計画が令和6年3月に作成され、障害者の施策全般にわたる基本的な事項及び地域における障害者の暮らしを支えるための理念が定められました。

計画を読むと「共に生きる社会の実現」を基本理念とし、全ての町民が安心して生活できる福祉の町づくりを目指していることが感じ取れます。今回、広範囲な計画の中で「安全・安心な福祉のまちづくり」について認識を伺います。

質問、①、避難支援体制の整備について。災害時要配慮者の避難支援計画において、障害のある方の実効性のある避難支援体制はどのように構築されているのか。特に個別避難計画の策定状況と地域との連携（民生委員、自治会等）の実施状況は。

②、生活支援の安心体制について。障害のある方が地域で自立して暮らすための支援（見守り、相談、居場所づくりなど）の取組をどう進めているのか。また、支援員や相談支援専門員の人材確保策をどのように考えているのか。

③、公共施設等のバリアフリー化の進捗状況について。町内の公共施設、道路、交通機関におけるバリアフリー整備の現状と今後の計画は。また、障害当事者や家族の意見を反映する仕組みはどのように設けられているのか。

④、共生社会の推進に向けた町の姿勢について。障害のある方が地域の一員として、文化、スポーツ、地域活動などに参加できる環境整備をどのように進めていくのか。また、町として、心のバリアフリー推進のための啓発事業や教育現場での取組を今後どのように強化していくのか。

以上、執行部の答弁をお願いいたしますが、本日ちょっと首が痛くて、正面を向いての対峙がで

きませんので、その点はお許しをいただきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

○議長（内田敏雄議員） 質問が終わりました。順次答弁願います。

質問事項1、令和8年度予算についてを稲村総務政策課長に、質問事項2、滑川町障害者計画についてのうち、①、避難支援体制の整備についてと②、生活支援の安心体制についてと③、公共施設等のバリアフリー化の推進状況についてを宮島福祉課長に、質問事項2、滑川町障害者計画についてのうち、④、共生社会の推進に向けた町の姿勢についてを澄川教育委員会事務局長にそれぞれ答弁願います。

初めに、稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、赤沼議員の質問事項1、令和8年度予算について答弁させていただきます。

①、財政運営全般についてでございますが、令和6年度決算では、財政健全化法に基づく財政指標である実質公債費比率は7.2%、将来負担比率は8.2%でありました。各比率については国が示す早期健全化基準をそれぞれ下回っている状況で、財政の健全化は確保されているものと認識しております。

当該指標に係る今後の考え方でございますが、町における過年度の比率の推移や県内の他自治体の決算状況等を踏まえ、令和8年度から開始される第6次滑川町総合振興計画前期基本計画における当該指標の目標値については、令和12年度に実質公債費比率については12.2%以下、将来負担比率については50%以下とした目標値を定めていく予定でございます。各指標において目標値が達成できるよう、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

次に、②、重点施策についてでございます。新しいコミュニティセンター整備事業に係る財源については、国や県の補助金、地方債、基金繰入金のこの3つの財源を中心に事業の実施を検討しているところでございます。

初めに、国や県の補助金については、補助金の活用の可能性を含め、現在幅広く調査研究に努めております。本事業が令和8年度開始の事業となるため、現時点で国、県の補助内容や金額の確定的な情報を申し上げることは困難でございますが、補助金の補助率の割合や補助の対象事業費等を勘案し、町財政運営において有利な補助金の活用ができるよう努めてまいります。

次に、地方債については、一般単独事業債の活用を検討しております。これは、地方債充当率75%ではありますが、交付税措置がない地方債となります。地方債の活用にあっても、引き続き充当率や交付税措置率がより高く有利な地方債の活用ができるよう幅広く検討してまいります。

最後に、基金繰入金につきましては、主に公共施設整備基金の活用を予定しております。本基金残高のさらなる確保に向けた予算編成に努めてまいります。

次に、③、基金・地方債についてでございます。令和8年度予算編成の現在の進捗状況ですが、各課局からの予算要求を終え、現在は財政担当による予算ヒアリングを実施しているところでございます。令和8年度の予算編成に当たっても、令和7年度予算と同様に財源不足が見込まれ、その補填として財政調整基金の繰入金も一つの選択肢であると考えております。各課局による予算要求終了時点で、その歳入予想を上回る歳出予想額は、前年度同様のおおよそ20億円を見込んでおります。今後12月中旬から1月下旬にかけて実施する予算査定や、例年12月下旬に閣議決定される地方財政対策等に基づいて予算案の調製に入っております。特にコミュニティセンター建設事業をはじめとした普通建設事業費の予算に当たっては、昨今の物価高騰等に伴う労務費や資材価格の高騰の影響により、今後予算要求額の変動も見込まれております。したがって、現時点で基金繰入額や地方債の発行見込額をお示しすることは困難な状況であります。どうかご理解いただければと思っております。

しかしながら、中長期的な財政運営を見据えた上で、特に過度な地方債発行を行えば、将来の公債費負担の増大にもつながりかねないため、令和8年度予算においても実施事業及びそれに伴う地方債の発行に当たっては慎重に行っております。令和8年度から第6次滑川町総合振興計画が開始されることから、将来を見据えた持続可能な財政運営を行うべく事業の優先性、緊急性等を考慮し、本計画の着実な実現に向けた予算編成に努めてまいります。

次に、④、業務の効率化についてでございます。令和8年度予算に計上を予定しているA Iを活用した業務効率化策としては、音声テキスト化技術の継続的な導入を予定しております。この技術は令和3年11月から導入し、毎年予算を確保し、継続的に活用しております。A I音声認識技術を用いて会議や会話の音声を自動で文字起こしする、テキスト化するシステムになります。主に議事録作成業務の効率化に活用しております。音声テキスト化技術を導入することにより、従来は会議の音声を録音し、その後、手作業でテープ起こしをされると言われるテキスト化していたため、膨大な時間と労力がかかっておりました。しかし、この技術を活用することで手入力の作業が不要となり、議事録作成に係る作業時間を大幅に削減することができ、職員の負担軽減に大きく寄与しております。また、A I技術を活用することで議事録の内容の精度が向上し、情報の正確性が保たれるため、業務効率が一層高まっております。これにより、職員は議事録作成後の確認や要約に集中でき、他の業務に時間や労力を割くことができるようになります。その結果、住民対応や住民サービス向上につながると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、赤沼議員の質問事項2、滑川町障害者計画についてのうち、①、②、③のご質問について答弁をいたします。

滑川町障害者計画は、「障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくり」、「1人ひとりの生きがいとともに創り高め合う地域共生社会の実現」を基本理念に令和6年3月に策定されました。

ご質問の①、避難支援体制の整備についてですが、滑川町障害者計画の基本施策3、防犯・防災対策の推進において、避難場所の確保・充実ということで、災害発生時に事前に場所を指定し、福祉避難所を確保し住民に周知を行い、防災資機材や備蓄食料、医薬品、避難所備品などについて、障害のある人への対応にも配慮し、必要量の確保に努めるとされています。

また、平成28年3月に策定された滑川町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画では、災害時の避難などについて、特に人的支援を要する避難行動要支援者情報の収集は次の方法により行い、避難行動要支援者名簿及び避難支援プラン、いわゆる個別計画を作成、登録していくこととされています。登録の対象となる方は、全て在宅で生活をされている方で、介護認定の要介護3、4、5の認定を受けている方、身体障害者手帳1級及び2級をお持ちの方、療育手帳マルA及びAをお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方、75歳以上の方のみで構成する世帯の方、その他災害時の支援が必要と認められる方となっております。

収集の方法でございますが、1つが災害時の避難支援を希望し、平常時から自治会や自主防災組織、民生委員、児童委員等の避難支援等関係者への個人情報を開示することに同意する方が登録申請書を町長に提出し登録する方法と、もう一つが、民生委員、児童委員等と連携して、地域において支援が必要な人を把握し登録を直接働きかけるもので、登録に際しては前述の方法同様、個人情報を開示することについて避難行動要支援者から同意を得ることとする方法でございます。収集した情報は定期的に更新を行っており、これらの方法で情報収集を行うことで、地域との連携強化につながるものと考えます。

障害をお持ちの方の本年7月18日現在の登録状況でございますが、身体障害者手帳をお持ちの方が対象者287名に対し登録者12名、療育手帳をお持ちの方が対象者68名に対し登録者が8名、精神障害者手帳をお持ちの方が対象者24名に対し登録者が1名となっております。同意取得がなかなか進んでいない状況でございますが、多くの方の同意がいただけるよう、関係各所と連携して取り組んでまいりたいと思います。

登録者が受け持つ地区におられる避難支援者等の関係者の方は、個別計画に基づいて福祉避難所までの避難支援を行うことと定められており、地域防災訓練等においても、本名簿や個別計画を活用した要支援者避難訓練を行っていただいている自主防災組織もございますので、多くの地区でご利用いただき、災害時、速やかに避難への支援を行えるよう取り組んでまいりたいと思います。

続きまして、ご質問の②、生活支援の安心体制についてでございますが、障害のある方が地域で自立し安心して暮らしていくための取組として、障害福祉サービスを利用している方には、ケース会議等で相談支援専門員が自立するための支援について検討を行っております。また、障害をお持ち

ちのご本人やご家族からのお悩みや相談に対応するために、毎月1回、委託相談事業所に協力をいただき相談会を開催しております。居場所づくりにつきましては、毎年障害者週間に合わせて「ふくしのかたち展」を開催し、福祉施設等の活動紹介を行っておりますが、今後は障害をお持ちの方たちが、障害をお持ちの方だけでなく、健常者の方々ともより交流できるような施策を展開してまいりたいと考えております。また、人材につきましては、各事業所に国や県から提供される支援員、相談支援専門員向けの各種研修会を受講いただき、スキルアップを図っていただくことで、人材の拡充及び確保を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の③、公共施設等のバリアフリー化の進捗状況についてでございますが、本年7月に完成した福祉センター及び来年度着工予定の滑川町コミュニティセンターは、高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律、埼玉県福祉のまちづくり条例にのっとり整備がされており、道路、歩道整備においても同様に事業が行われております。今後、町の施設改修計画に基づき改修される公共施設につきましても、バリアフリー法や埼玉県福祉のまちづくり条例、町要綱に基づき整備をしてまいりたいと考えております。

また、意見の反映についてでございますが、公共施設については、パブリックコメントの中で障害をお持ちの方やご家族の方からの意見があれば、可能な限り反映をさせていただいておりますが、道路や歩道の整備におきましては、ご意見を反映させる仕組みが今現在構築をされておられませんので、今後整備を行う際は、担当課局と意見反映の仕組みについて協議をしてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 最後に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、赤沼議員のご質問に答弁をさせていただきます。

大きな質問の2番、滑川町障害者計画についてのうち、質問の4、共生社会の推進に向けた町の姿勢について答弁をいたします。町が企画、運営する文化、スポーツのイベント等の機会について、バリアフリーへの配慮は非常に重要です。障害のある方のみならず、高齢者、妊婦、けがをされている方など、誰もが安全かつ快適に参加できるような取組が求められます。具体的な配慮としては、1つにはハード面のバリアフリー、そしてもう一つはソフト面のバリアフリーの両面を考える必要があります。

初めに、ハード面のバリアフリーとしては、車椅子使用者やベビーカー利用者の方がスムーズに移動できるよう経路の確保、多機能トイレや休憩スペース等の確保、分かりやすい誘導や案内表示、専用の観覧席などがあります。

次に、ソフト面のバリアフリーとしては、聴覚、視覚障害者への配慮であれば、手話通訳や要約

筆記、点字資料、大きな文字の案内、またガイドヘルパーなどの配置により移動や案内の補助を行うなどがあります。

子どもまつり、公民館講演会、文化活動発表会、町民スポーツ祭、世代交流輪投げ大会など教育委員会や町スポーツ協会で開催する各種イベントでは、その全てに障害者の方の参加が可能というわけではございません。しかし、合理的配慮として、参加される障害のある方からの要望に対して可能な限り柔軟な対応をしていくとともに、バリアフリーを意識した企画、運営を心がけ、今後も各種イベントを継続していきたいと考えています。

次に、心のバリアフリーについてですが、厚生労働省のユニバーサルデザイン2020行動計画では、「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」と定義をしています。バリアフリーとは、生活の中で不便に感じることをなくすことを表します。障害のある方が生活をする上で日々感じているバリアとは大きく4つに分類され、1つは、公共交通機関や道路、建物の利用で不便を感じる物理的なバリア、2つ目に情報入手において困難をもたらす、必要な情報が平等に得られない文化、情報面のバリア、3つ目に、社会制度やルールによって機会の均等を奪われる制度的なバリア、4つ目に、心ない言葉や偏見、差別意識あるいは無関心などから障害者を受け入れない意識上のバリアとなります。心のバリアフリーの実現には、障害者や高齢者の抱える問題を視点を変えて自らの問題として捉え、4つ目の意識上のバリアを取り除くことが大切です。無知や無関心であることによる思い込みや戸惑いを解消することが心のバリアフリーにつながります。障害者が阻まれる社会的障壁をなくすためには、学校教育で心のバリアフリーについて触れ、理解し、様々な視点から子どもたちに考える力を身につけさせることが大切だと考えます。

学習指導要領にも心のバリアフリーの記述があり、本町でも各発達段階において、道徳や総合的な学習、特別活動の時間などを活用し障害や障害者に対する理解を深める取組を行うとともに、交流及び協働学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むため、各小中学校において特別支援学校との交流及び協働学習を実践しています。体験を通して、頭で理解するだけでなく、感性としても心のバリアフリーを身につけるよう取り組んでいます。

真のバリアフリー社会を築くには、障害者等の社会的弱者のことをよく知り、同じ目線で物事を考えなくてはなりません。そのために重要なのは、教育現場や教員の研修の場などで適切な教材を活用し、バリアの正体やバリアフリーへの取り組み方の認知から始めることだと考えています。加えて、共生社会を実現するためには、一人一人が自分にできることを考え行動していくことも大切です。

これらのことを踏まえ、学校現場での各発達段階において、授業や体験を通して適切な指導をしていくことで障害者や心のバリアフリーへの理解を深め、真のバリアフリー社会の実現につながるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。再開は午後1時とします。

休 憩 （午前11時59分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

赤沼議員、再質問願います。

○9番（赤沼正副議員） 午前中に詳細な答弁をいただきまして、ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

まず、令和8年度予算について、①の財政運営全般についてでございますけれども、令和12年度に実質公債費比率については12.2%以下、将来負担比率については50%以下とした目標値という答弁がございました。実質公債費比率は18%以上で起債、新しい借入れ、これが制限されて、25%以上で早期健全化団体となっていきます。将来負担比率は400%を超えると早期健全化団体に移行する基準となります。滑川町は持続可能性の高い町ですので、目標値の比率をもう少し下げてもいいのかなというふうにも思います。また、今後、特に一部事務組合等の抱える負債のうち、一般会計から繰り出される償還金の増額にも十分留意をされ、財政構造の弾力性を維持していただきたいというふうに思います。これは答弁結構でございます。

次に、②の重点施策についてでございますが、コミュニティセンター整備事業に係る財源について、現時点で幾つかお聞きをいたします。補助金等については検討中とのことですが、社会資本総合整備計画に基づいて、地域の抱える政策課題を解決するために実施する事業として、国土交通省の社会資本整備総合交付金や、それから脱炭素化と感染症対策を兼ね備えた施設であれば、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、それから地方債については、一般単独事業債を検討しているということでございますけれども、ちょっと無理があると思うのですけれども、災害対策本部は庁舎に置かれますけれども、隣接する災害対策の拠点となる公共施設等の整備と位置づけての緊急防災・減災事業債については、高い交付税の措置率があります。多分75%かなというふうに思います。

これらの補助金とか地方債について、現時点での状況や内容について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、赤沼議員の再質問に答弁いたします。

初めに、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金につきましては、本交付金の活用については、既に埼玉県へ事前相談をさせていただいております。埼玉県では、この交付金を活用するには、コ

コミュニティセンター本体の整備だけではなく、施設周辺の道路や公園などを含めた面での整備をする必要があり、事業費が大幅に増額する見込みとなったため、現時点では本交付金の活用を予定しておりません。

次に、ご提案いただきました環境省所管の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金につきましては、補助金の対象事業が単年度であるという条件があり、コミュニティセンター整備事業は複数年度の事業計画であることから、補助金の活用は見込めない状況となっております。

最後に、緊急防災・減災事業債の活用につきましては、本事業債は令和7年度末までの時限措置がある事業債であり、令和8年度以降も延長されるという情報は、現時点では得られておりません。したがって、本事業債の活用は、事業債の延長の情報がない限り困難かと思慮しております。今後、国から発表される令和8年度地方財政対策や地方財政計画、地方債計画等により、緊急防災・減災事業債の延長の情報やその他の地方債の情報収集に努めるとともに、交付税措置率が高い有利な地方債の活用ができるよう、他自治体の事例等も参考にしながら、引き続き研究してまいりたいと思っております。

また、緊急防災・減災事業債については、令和8年度以降の延長があった場合には、対象事業費の一部であっても、本事業債の対象となる場合であれば、積極的に活用してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員、再質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。補助金とか交付金、あるいは地方債、今後精査をして進めていただければというふうに思います。

それから次に、④の業務の効率化でございますけれども、AIの利用で特に効率化が期待できる事務作業については、主に定型的な作業や大量のデータ処理を伴う分野で、職員の負担軽減と住民サービスの向上が見込まれると思います。これについてちょっと再質問したいのですけれども、ちょっと内容が多岐にわたるため、これは次回以降の一般質問のほうでお聞きをしたいというふうに思います。

続きまして、障害者計画のほうに移らせていただきます。①の避難支援体制の整備についてですけれども、答弁の中で医薬品のお話が出ました。医薬品などの確保の話がありましたけれども、そこで高齢者、私もそうなのですけれども、常用薬を手放すことはできません。避難所への医薬品の確保について、災害の規模にもよりますけれども、その確保のルートというのはどういうふうになっているかお伺いをいたします。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、赤沼議員の再質問に答弁させていただきます。

令和3年3月に比企医師会と災害時の医療救護に関する協定を締結しております。この協定では、医師会が医療救護班として編成された医師が避難所での応急処置や病院への搬送判断、医療相談などを実施し、医療救護班が使用する医薬品等は医療救護班が携行することとなっております。あわせて、令和4年3月に東松山医師会及び小川医師会とも災害時の医療救護活動に関する協定を締結しております。薬剤師が避難所へ医薬品を携行し、避難所における調剤、服薬指導等を実施していく協定となっております。また、令和7年7月にはセキ薬品と災害時における物資供給等の協力に関する協定を締結し、市販薬については、薬剤師の下、支給することが可能となっております。薬剤については、個々の症状も多種多様であり、それに必要な薬剤も多種多様であることから、町で備蓄することは非常に難しいと考えております。このことから、協定を締結している団体とは今後とも密に連携を取ってまいります。

災害時は、医薬品も不足する可能性もあることから、町民各自において平時より緊急時持ち出し用バッグ等に常備薬を準備していただくよう、引き続き啓発してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員、再質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。避難所での2次被害を少しでも防げるように、体制の整備をお願いしたいというふうに思います。

それから、避難支援体制の整備についてなのですが、1年に1回更新されている避難行動要支援者名簿、1年に1回ずつ更新されていると思うのですが、その高齢者の対象が75歳以上の方のみで構成する世帯というふうにありますけれども、日中に高齢者のみになってしまう世帯もあれば、75歳以上の高齢者の中でも、健康が維持できており自力で避難できる方もおられます。逆に75歳未満の方でも自力で避難できない人もいます。高齢者の避難行動要支援者は、年齢による区分けでは有効ではないというふうに考えますけれども、これにつきましては、高齢者の担当課長のほうからご答弁をいただきたいと思います。

○議長（内田敏雄議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、赤沼議員の再質問に答弁させていただきます。

避難行動要支援者名簿は、自力での避難が困難な人を対象としております。町では、75歳以上の方のみの世帯は、災害時に自分で避難することが困難な場合が多いと想定されるため対象としております。

このほかにも、福祉課長の答弁にもありましており、障害者、要介護認定者など年齢に関係なく様々な支援が必要な方が名簿の対象となっております。今後、町では国の指針に基づきまして、避難能力の有無に着目した名簿の精査を行う予定であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員、再質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。国の指針というお話がございました。内閣府の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針ということであります。避難能力がある要配慮者は避難行動要支援者名簿から外す、避難能力の有無に着目した名簿の精査が必要であるというふうな指針のほうでは書かれておりますので、町においても実情に応じた名簿になるように、今後いろいろな面で精査をして作っていただきたいというふうな思います。よろしく願いをいたします。

続きまして、同じく避難支援体制の整備についてですけれども、本年9月の一般質問において後見人の周知、理解の質問をさせていただきました。早速、広報紙等に対応していただき、ありがとうございました。先日、相談支援事業者の管理者の方にお会いをする機会がありましたので、そのときに後見人制度のお話をさせていただきましたが、やはり本人の同意が得られないケースが多いとのことでした。避難行動要支援者名簿への登載において、同意がなかなか得られない状況との話がありましたけれども、このことについて福祉課長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、赤沼議員の再質問に答弁いたします。

午前中の答弁でも申し上げましたが、避難行動要支援者名簿への登録が非常に少ないのが現状でございます。滑川町避難行動要支援者避難支援プランには、避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者を含む名簿情報の共有ということで、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために、名簿情報の提供が特に必要であると町長が認められるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者、その他の者に名簿情報を提供できる」とあり、「緊急に名簿情報を提供する場合は名簿情報漏えい防止のための必要な措置を講ずるよう努め、適切な情報管理を図るよう指導する」と記載がございます。

このように、緊急時については町から必要な情報の提供は行いますが、平常時からの名簿への登録につきましては、個人情報保護との兼ね合いもございますので、あくまでも同意をしていただける方からの登録を基本とさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員、再質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。住民の方にもご理解をいただけるよう、今後ともよろしく願いをしたいと思います。

続いて、共生社会の推進④です。共生社会の推進に向けた町の姿勢についてですけれども、心のバリアフリーの推進のための教育現場での取組として、学校教育で心のバリアフリーについて触れ、理解し、様々な視点から子どもたちに考える力を身につけさせることが大切という事務局長からの

答弁がございましたが、教育現場においては、心のバリアフリーについては適切な指導が非常に大切かと思えます。これについて教育長の考えをお伺いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 上野教育長、答弁願います。

〔教育長 上野 修登壇〕

○教育長（上野 修） 教育長、赤沼議員の再質問に答え申し上げます。

まずもって、ご質問いただきありがとうございます。心のバリアフリーの推進につきましては、誰もが互いの違いを理解し尊重し合える社会の実現に向け、極めて重要な取組であると認識しております。とりわけ児童生徒が日頃から多様性を自然に受け入れ、他者への思いやりや共生の意識を育むためには、学校現場における適切な指導が欠かせません。このことは、バリアフリーという言葉が使われる以前から、かつては同和教育、そして現在では人権教育として学校の教育活動全体を通して実施してきたところであります。

ところで、心のバリアフリーでございしますが、バリアとは障壁のことであり、いわゆる壁ということになります。澄川局長の答弁にあった物理的なバリアについては、分かりやすく認識しやすいと存じますが、意識上のバリアについては認識することが難しいと考えられます。殊に、自分でも気づかない、いわゆるアンコンシャスバイアス、すなわち無意識の思い込み、無意識の偏見については、幼い頃からの気づきが非常に重要となります。そして、人権教育の要諦は、自分の中の偏見、差別に気づくことであります。

少し身近な例でご説明させていただきます。「高齢者から運転免許を取り上げろ」、この言葉は正しそうです。私もそう思います。実際、高齢となった私の母に、「そろそろ車の運転はやめたほうがいいんじゃないか」と言ったことがあります。では、同じ人が、「交通事故で年間2,600人も亡くなっているのだから、車を廃止しろ」と言わないのはなぜでしょう。この言葉は正しくないのでしょうか。そこには、車は役に立つが高齢者は役に立たないというバイアス、あるいは社会の本音が隠されています。高齢ドライバーの中には、自らハンドルを握ることなしに自己実現を図れない、あるいは生活そのものが成り立たない、そういった方も存在することでしょう。その方の立場に立てば、例えばお医者さんのチェックは受けようね、最大限に安全装置はつけようね、体調が悪いときは運転は代わるからねなどといった言葉がけになるのではないのでしょうか。自分の中の偏見、差別に気づくこと、こういったことは座学ではなかなか難しいと考えられます。「他人の靴を履いてみる」ということわざがあります。澄川局長も体験の重要性を強調しておりましたが、今後とも車椅子ユーザー、盲導犬ユーザー、高齢者等の当事者等との交流やブラインドウォーク、車椅子体験、ボッチャ、車椅子バスケットなどの障害者スポーツ体験を通して心のバリアフリーにつながる教育を推進してまいります。

そして、一人一人の児童生徒があらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら持続可能な社会のつくり手となるよう努めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員、再質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ご丁寧にありがとうございました。相手の立場に立って物事を考える、人権教育の中でよく言われますけれども、私は立場が違うのでなかなか難しいと思いますけれども、相手の立場を常に考える、そういったことを努力していくということはできるかと思しますので、常にそういったことを意識できる、そういった子どもたちが多くできればいいかなというふうに思います。

以上で私の質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、赤沼議員の一般質問を終わります。

◇ 谷 嶋 稔 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位2番、議席番号11番、谷嶋稔議員、ご質問願います。

〔11番 谷嶋 稔議員登壇〕

○11番（谷嶋 稔議員） 11番、谷嶋稔。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1、地域の集会所・自治会・防災について。滑川町には29の集会所があります。集会所は、自治会員であればどなたでも利用でき、地域の交流拠点になっています。地域のイベント、親睦会、サークル活動、自治会活動、ふれあいサロン、健康体操などに利用されています。交通手段を持たない高齢者、障害者にとって利用しやすく、気軽に立ち寄れる集会所はなくてはならない場所だと考えられています。また、多くの集会所は災害時の情報連絡に緊急避難場所として活用することになっています。今後ますます地域の集会所の役割が大きくなっていくと思われます。集会所によっては建物が古く、改築、修繕が必要な集会所も見受けられます。

そこで、次の点について質問させていただきます。

①、29の集会所には駐車する場所がありますか。地主のご厚意によって無料で駐車スペースや道路を借りている集会所はありますか。また、借りているところはしばらくの間大丈夫なのですか。

②、滑川町地域集会所整備事業補助金交付要綱には、事業費1,000万円以下の場合は限度額1,000万円補助、1,000万円を超える場合は1,000万円とそれを超える事業費の2分の1を補助とすると記されています。大変手厚い補助金になっております。しかしながら、今の時代、それでも新しい集会所を造るのは難しいと考えます。今後、新しく建て替え、または改築しなければならない集会所も出てくるのではないかと考えます。自治会では、加入率も低いところもあり、現在の整備事業補助金の割合では集会所の改築など難しいところもあると考えます。割合を変えるお考えはありませんか。また、滑川町では人口が増えている地域もあり、手狭なところもあるように思えます。集会所の将来と整備について、どのように町はお考えになっているのかお聞かせください。

③、集会所は自治会員によって運営管理されています。光熱費、集会所の周りの草刈り、施設内の整備をしています。地域によっては人口減少、自治会員加入率低下（現在50%台の加入率地域あり）により、今後自治会だけでは集会所の運営が難しいところも出てくるのではないかと考えます。災害時には、自治会員だけではなく、全ての地域の住民が利用します。自治会員だけではなく地域住民みんなで運営していく体制を整える必要があると考えますが、町としてのお考えをお聞かせください。

④、旧耐震（1981年5月以前の建物、震度5の揺れでは倒壊しない）、新耐震（1981年6月以降の建物、震度6から7でも倒壊免れる）29の集会所は、旧耐震の集会所は幾つありますか。町の指定緊急避難場所（情報連絡所）に指定されている建物に旧耐震の建物はありますか。

2、子どもの居場所について。滑川町に子どもの居場所ができて数か月がたちました。現在どのような様子なのかお聞かせください。また、課題がありましたら教えてください。

3、防犯について。滑川町は、強盗事件、盗難などが発生しています。以前とは環境が変わったように思います。犯罪防止の観点から通学路、町民の生活を守るため、防犯灯を増やしたり、防犯カメラを設置する考えはありませんか。町民生活の安全対策をお聞かせください。

○議長（内田敏雄議員） 質問が終わりました。順次答弁願います。

質問事項1、地域の集会所・自治会・防災についてと質問事項3、防犯についてを稲村総務政策課長に、質問事項2、子どもの居場所についてを宮島福祉課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、谷嶋議員の質問事項1、地域集会所・自治会・防災についてと質問事項3、防犯について答弁いたします。

質問事項1、地域の集会所・自治会・防災についてですが、初めに地域集会所の町としての位置づけを述べさせていただきます。地方自治法第244条では、「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする」と規定しております。また、法律では、公共施設を公の施設と表現しております。さらに、同法の第244条の2では、公共の施設の設置及びその管理に関する事項は条例で定める規定が設けられております。滑川町の地域集会所は、地方自治法第244条の2の規定に基づき、滑川町地域集会所の設置及び管理に関する条例を制定し、地域集会所を公の施設として規定してまいりました。

しかし、地域集会所を自由に使用したい、自由に使用できれば使用料も得ることができるなど、各行政区から強い要望があり、平成27年3月議会において本条例の廃止を議決いただき、各行政区へ移管し、現在に至っております。このことから、現時点では、町の公の施設としての位置づけにはなっておりません。ただし、誰もが利用できる施設である公共的な施設であること、設置した当時の状況や条例廃止前の状況、地域住民の財政的負担の軽減などから、地域集会所の維持管理への

補助金交付を行っております。町としても、引き続き財政的な支援は行っていることとしていることにご理解をいただきたいと思っております。

そこで、ご質問の地域の集会所・自治会・防災についてでございますが、①、集会所の駐車場については、現在29か所ある地域集会所には、大小広さの差はありますが、敷地内に車を止めるスペースはございます。地域集会所敷地外の駐車場につきましては、町では把握しておりません。各自治会で工夫して確保していただいております。集会所の駐車場につきましては、引き続き自治会にて確保していただきたいと考えております。

次に、②の集会所の将来と整備についてでございます。谷嶋議員ご指摘のとおり、現在の滑川町地域集会所整備事業補助金交付要綱では、集会所を新築または改築する際、建設費1,000万円以下の場合には全額補助、建設費1,000万円を超える場合は1,000万円を超える事業費の2分の1の補助を規定しております。受益者負担の観点から、一定の規模以上になると地元負担をしていただいているというのが町の考えになります。受益者負担の原点の観点から建設費の一部を負担していただいておりますが、集会所の大規模な修繕や火災保険料に対しては、補助金を交付することで地元の負担が少しでも少なくなるように努めております。現時点で地域集会所の新築または改築に係る補助金の内容を見直すことは考えておりません。地域集会所は地域のコミュニティ活動の拠点として設置されております。地域コミュニティの範囲や活動頻度は地域ごとに異なります。町としては、その地域で寄り合いの場として必要とされているか、利用されているかも重要なことと考えております。集会所の新築、改築等の要望がありましたら、各行政区の区長を通じて個別に対応させていただきます。

次に、③、集会所の運営体制についてでございます。自治会加入者数が減少している現在、集会所の管理を含め、自治会活動に苦慮されていることは承知しております。昨年度実施した町民アンケートでは、地域コミュニティへの関わりについて「取組にほとんど参加していない」が約4割で最も多い結果でありました。しかし、今後の関わり方については、「どちらとも言えない」が約4割で最も多く、次いで「どちらかといえば関わりたい」が約3割を占めております。このことから、現在自治会活動に関わっていないが、活動内容によっては今後は関わっていきたいと考えている人が多いと推察しております。特に災害時には地域住民同士の助け合いや身近な集会所の果たす役割が重要になってまいります。町としても、なるべく多くの方に地域コミュニティへの関わりを持っていただきたいと考えております。そのためには、地域コミュニティや自治会活動の意義を知っていただく機会が必要になります。町としても、折を見て自治会活動の情報を積極的に発信してまいります。

次に、④の旧耐震の集会所数についてでございます。地域集会所29か所のうち、新耐震基準を満たしているのは29か所になります。満たしていないのは2か所となります。この29か所のうち、地域防災計画で定めている指定緊急避難場所は8か所ありますが、全ての施設で新耐震基準を満たし

ております。

次に、質問事項2、防犯について答弁させていただきます。防犯対策として、防犯灯や防犯カメラの有効性は認識しております。防犯灯は地域住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがありますので、地域住民の同意の上、区長を通じて設置の要望をいただければ、設置に向けて検討してまいります。また、防犯カメラはプライバシー保護の観点の問題もあり、現時点で通学路や住宅地等の街灯への防犯カメラの設置は予定しておりません。

防犯カメラを設置する際においても、犯罪被害件数の多い駅周辺等を中心に設置場所を検討することから、町内全域に防犯カメラを設置することは難しいのが現状であります。そのため、各家庭においては、在宅時でも施錠をするなど、各家庭でできる防犯対策をお願いしているところでございます。また、地域のコミュニティーを大切にいただき、不審者を近寄らせない地域づくりにご協力をお願いしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、谷嶋議員の質問事項の2、子どもの居場所について答弁いたします。

本年7月にB&G財団の助成を受け、こども第三の居場所ぱれっとが滑川町福祉センター「ここな」内に開所いたしました。開所以来、様々な悩みや問題を抱えているお子様や保護者の方々と、こども家庭センター職員及びぱれっと職員が面談を実施し、現在の利用登録児童数は10人、平日週5日の開所で月平均の利用者数は延べ58人となっております。利用されているお子様は非常に楽しそうに活動されていると報告があり、こども家庭センター職員もその様子を度々確認をしております。また、お子様はもちろんのこと、保護者の方からも、「預かってもらってよかった」との声もいただいております。

課題についてでございますが、こども家庭センターにおいて、たくさんの相談やご家庭との面談を行い、改めて子どもへの支援はもちろんのこと、保護者を含めた家庭全般への支援が必要ではないかとの声が各所から上がってきております。今後は、子どもの居場所とは違う、保護者を含めた家庭への支援、例えば家事が行き届かないご家庭への支援や育児疲れのリフレッシュへの支援等を行うことで、子どもの健やかな成長につながっていくと思われまますので、今後、検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 谷嶋議員、再質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 集会所のことについては大変よく分かりました。

子どもの居場所について再質問させていただきます。子どもの居場所に通っている児童は何歳か

ら何歳までですか。また、歩いてくる子どもも今現在いらっしゃいますか。将来的に土曜、日曜日もこどもの居場所を運営する考えはありませんか。保護者の要望があれば考えますか。よろしくお願ひします。

○議長（内田敏雄議員） 宮島福祉課長、答弁願ひます。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、谷嶋議員の再質問に答弁いたします。

現在、ぱれっとに通っている児童生徒は、6歳から16歳の方でございます。16歳の方は、基本的に登録のみでほとんど利用はございません。通所は保護者の方の送迎か施設の送迎となっておりますので、歩いて来所されるお子様はございません。要綱上は土日、祝日は開所しないこととなっておりますので、イベント等がない限り平日のみの開所となっております。

今後は、これからの登録や利用の状況、保護者からのニーズを参考に運営してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 谷嶋議員、再質問願ひます。

○11番（谷嶋 稔議員） 答弁ありがとうございます。

次に、防犯について再質問させていただきます。防犯カメラは、徘徊している老人の方々、高齢者の保護にもつながる場合があると考えます。取りあえず駅の周辺、公園の水道の蛇口が盗まれたところなど、数台でも設置してはいかがでしょうか、よろしくお願ひします。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願ひます。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、谷嶋議員の再質問に答弁いたします。

谷嶋議員ご指摘のとおり、防犯カメラの有効性は多岐にわたっていると十分に認識をしております。その有効性は、主に犯罪抑止、証拠撮影、安心感の向上の3つあると言われております。目立つように設置したりステッカーを貼ったりすることで犯罪を未然に防ぐ抑止効果を高めることができます。また、万が一事件が発生した際は、犯人特定のための証拠となり、再発防止策の検討にも役立ちます。さらに、カメラが設置していることや遠隔で状況を確認できることで、居住者や利用者の安心にもつながります。

しかし、先ほど答弁したとおり、防犯カメラはプライバシー保護の観点の問題もあります。将来的に防犯カメラを設置する際は、不特定多数の方が行き交う場所や犯罪被害件数の多い駅周辺などを中心に設置場所を検討していくことが大事になると思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 谷嶋議員、再質問願ひます。

○11番（谷嶋 稔議員） 答弁ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、谷嶋議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後2時にいたします。

休 憩 （午後 1時43分）

再 開 （午後 2時00分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◇ 中 西 文 寿 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位3番、議席番号12番、中西文寿議員、ご質問願います。

〔12番 中西文寿議員登壇〕

○12番（中西文寿議員） 12番、中西文寿です。議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問させていただきます。

来春から道路交通法の改正により自転車の交通違反に対する青切符（交通反則通告制度）が導入され、処罰が厳格化されます。しかし、町民の中には、私を含め、何が違反行為に当たるのかという基本的な交通ルールを十分に認識していない人が一定数いると思われれます。

また、自転車は原則として車道の左側を通行する軽車両であり、歩道通行は例外的な場合に限りませんが、このルールが十分に周知されていないことが、車道での自転車との事故多発やトラブル増加の原因となっていると聞きます。町として、改正法の施行を前に、町民の自転車運転者と自動車運転者双方に対し、具体的なルールや罰則、そして、車道走行の原則を徹底的に周知し、安全で円滑な交通環境を整備する必要があると考えます。

以下の点について町の取組を質問させていただきます。

①、自転車交通違反厳罰化と周知啓発。来春からの青切符（交通反則通告制度）導入に伴う厳罰化される内容、主な反則行為、反則金の額などについて、町民への具体的な周知計画はどのようになっているかお伺いします。特に町民が今まで意識してこなかった違反行為を具体的に認識できるよう、違反行為を網羅的に列挙したハンドブックを作成し、全戸配布や公共施設での配置、学校、企業への提供といった普及啓発を強化する考えはありませんか、お伺いします。

②、自転車安全講習会の継続実施。自転車の交通ルールや安全運転技術を習得するための自転車講習会や交通安全教室を継続的、定期的実施する考えはありませんか、お伺いします。これらの講習会を実施する場合、実効性を高めるため、警察などの関係機関とどのように連携を図る計画ですか、お伺いします。

③、自転車の車道左側通行原則の周知徹底。自転車が原則として車道の左側を通行するルールについて、自動車運転者を含む全町民に対し、周知を徹底する考えはありませんか。このルールは、

車道における自転車の存在を自動車運転者に意識させ、事故やトラブルの未然防止に直結する重要な原則です。お伺いします。

周知方法として、広報紙、町のウェブサイト、交通標語の掲示に加え、自動車教習所や企業と連携した啓発活動を具体的に検討し、ルールの浸透を図るべきと考えますが、町の見解をお示ください。

④、交通環境の整備状況と今後の計画。車道において自転車と自動車が安全に共存できる交通環境を整備するため、自転車レーンやナビラインを引くなどの方策が考えられますが、現在の整備状況と今後の整備計画についてお示ください。

⑤、自転車・自動車の安全な交通ルールの啓発。自転車と自動車の双方が安全に通行できるよう、自転車が車道を通行している際の自動車の追い越しルールなど、具体的な注意点やマナーに関する情報を今後の啓発活動に盛り込む考えはありませんか、お伺いします。

次に、小型家電リサイクル法改正に伴う安心安全な回収対策といたしまして質問させていただきます。使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の改正により、自治体には、安全な回収の徹底と再資源化目標の確実な達成がより強く求められています。特にリチウムイオン電池内蔵機器による火災事故の多発及び個人情報流出への懸念による情報機器の排出停滞は、目標達成を阻む大きな要因です。町民の安全と環境保全、そして国の目標達成に向け、町は改正法の趣旨をどのように捉え、具体的にどのような回収・処理体制を確立するのか、以下の点について町の取組を質問させていただきます。

①、改正法の趣旨と町の認識。改正小型家電リサイクル法が掲げる安全な回収の徹底と再資源化目標の達成という2つの主要な要請に対し、現在の回収体制に課題はありますか、お伺いします。また、目標達成に向けた町の具体的な計画はどのようになっていますか、お伺いします。

②、小型充電式電池の分別・回収ルール強化。法改正の趣旨である安全な回収を担保するため、収集・処理現場での火災原因となっている小型充電式電池内蔵機器の分別を徹底するための住民への周知・指導及び回収体制の強化についてお伺いします。

③、国の財政支援活用と安全対策設備の導入検討。安全性向上のための設備投資について、改正法の下で国からどのような財政支援が受けられるのか、その負担割合を含め、町の情報収集状況をお示ください。また、安全性を高めるための具体的な手段として、消火機能つき回収箱などの物理的な設備投入の検討状況についてお示ください。

④、情報機器の回収における町の役割。法の再資源化促進対象品目であるスマートフォン、デジタルレコーダーなどの個人情報保存されている機器の回収を町は現在積極的に担っているのか、または推奨しているのかお伺いします。また、回収を促進するための戦略についてお伺いします。

⑤、回収後の個人情報消去の確実性。町が回収した情報機器について、個人情報が確実に消去されるプロセスはどのように担保されているのですか。特に認定事業者へ引き渡された後のデータ消

去（物理的破壊や専用ソフトによる完全消去など）の具体的な処置内容と、その完了確認体制について、住民が不安なく排出できるよう明確にする必要があると考えますがいかがですか、お伺いいたします。

⑥、住民への「安心」情報提供の強化。情報流出の懸念を払拭し回収率を高めるためには、データ消去の推奨手順や町が担保する回収後の情報管理体制について、住民に対して分かりやすく、かつ信頼できる情報の提供を行っていく必要があります。今後どのように強化していくのか、町の具体的な周知計画についてお伺いします。

以上、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 質問が終わりました。順次答弁願います。

質問事項1、道路交通法改正に伴う自転車の安全対策のうち、①、自転車交通違反厳罰化と周知啓発と②、自転車安全講習会の継続実施と③、自転車の車道左側通行原則の周知徹底と⑤、自転車・自動車の安全な交通ルールの啓発を稲村総務政策課長に、質問事項1、道路交通法改正に伴う自転車の安全対策のうち、④、交通環境の整備状況と今後の計画を福島建設課長に、質問事項2、小型家電リサイクル法改正に伴う安心安全な回収対策を関口環境課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、中西議員の質問事項1、道路交通法改正に伴う自転車の安全対策についてのうち、①、②、③、⑤について答弁いたします。

初めに、道路交通法の目的としては、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的としております。同法第2条第1項第11の2号において自転車の定義が示されております。法律でいう自転車とは、ペダル、ハンドクラックを用いて人の力で運転する2輪以上の車であり、軽車両に分類されております。そのため、自転車は歩行者ではなく自動車と同じ車両として扱われます。歩道と車道の区分がある場所では、原則として車道を左側通行することが義務づけられており、歩道は例外的に通行が認められております。

自転車のルールは、令和5年4月1日からヘルメット着用の努力義務化、令和8年4月1日から16歳以上の自転車運転者に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符が導入されるなど、法律が一部改正されております。

今回ご質問いただいている道路交通法の主な改正点は、交通反則通告制度の導入、16歳以上の自転車運転者に対し、交通違反に反則金が科されるようになります。信号無視、一時停止無視、ながらスマホ、傘差し運転、逆走などが取締りの対象となります。違反行為は、事故の危険度に応じて現場での指導、警告または青切符の交付のいずれかとなります。重大な事故につながる可能性が高い違反行為、例えば、ながらスマホなどについては、指導、警告なく直ちに青切符が交付されます。

改正の背景は、交通事故に占める自転車事故の割合が増加傾向にあり、安全の促進が喫緊の課題となっております。交通反則通告制度の導入は、これまで注意や警告で済まされていた違反行為をより厳格に処罰し、自転車事故の削減につなげることを目的とし、新しく罰則規定が整備されました。これらのルール改正を理解し、安全な自転車運転に心がけていただきたいと思います。

そこで、ご質問の①、自転車交通違反厳罰化と周知啓発についてでございますが、自転車の交通反則通告制度の導入により、厳罰化の周知については、法の施行前には広報紙や町のホームページ、LINE等を通じて掲載をしていく予定でございます。町独自のハンドブック等を作成する予定はございませんが、警察庁や埼玉県警等が作成するリーフレット等を活用し、公共施設や各学校に設置する予定でございます。また、商工会を通じて町内企業へも情報提供できるように調整を進めてまいります。

次に、②、自転車安全講習の継続実施についてでございます。町内の各町立幼稚園、小中学校で交通安全教室を毎年実施しております。交通安全教室では、自転車講習として、小学校3年生から中学1年生まで模擬交差点を走行する実技型の講習を実施しております。交通安全教室は、幼稚園、小中学校、東松山警察署及び町交通指導員と連携して実施しているものでございます。今後も関係機関と連携し、交通安全教室を継続して実施していく予定でございます。

次に、③、自転車の車道左側通行原則の周知徹底についてでございます。自転車の車道左側通行の原則については、自転車の利用者にとっては基本のルールでございます。自転車マナーアップ強化月間である5月に合わせて、毎年広報紙に自転車安全利用五則であるものを掲載しております。その1つ目が、車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先、2つ目が、交差点では信号と一時停止を守って安全確認、3つ目が、夜間はライト点灯、4つ目が、飲酒運転は禁止、5つ目が、ヘルメットの着用をとなっております。イラスト等を交えて掲載し、周知を図っております。こちらにつきましても引き続き実施してまいります。特に車道左側通行の原則は、自転車利用者が交通事故の被害者、加害者になることを防ぐ重要な基本的なルールであるため、引き続き町広報紙への記事掲載を実施するとともに、町ホームページや町公式LINEなども活用し、積極的に周知を図ってまいります。

5つ目の自転車・自動車の安全な交通ルールの啓発についてでございます。来年4月の自転車交通違反厳罰化などの周知と併せて、公報紙や町ホームページ等で周知してまいります。また、交通安全地域の会や交通安全アドバイザーなどとも連携しながら、町民に広く啓発してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、中西議員の質問に答弁いたします。

質問事項1、道路交通法改正に伴う自転車の安全対策のうち、④、交通環境の整備状況と今後の

計画についてでございますが、自転車の通行環境整備方法として、一般的に4種類ございます。まず、自転車道で、これは縁石や柵、その他これに類する工作物で、区画を設けての自転車道の整備です。町内で見ますと、道路ではありませんが、東武東上線森林公園駅北口から国営武蔵丘陵森林公園南口まで整備されております森林公園緑道2.9キロがございます。

次に、自転車車線の整備、中西議員がおっしゃっている自転車レーンがこれに当たるかと思いますが、1縦列の自転車を安全かつ円滑に走行させるために、帯状で車道部分を通行させるものです。町内では、一般県道森林公園停車場武蔵丘陵森林公園線の約2キロがこれに当たります。

次に、自転車道や自転車車線が整備できない道において、路面標示等により車道内における自転車の通行位置を明示する車道混在型の整備があります。これは、議員おっしゃっているナビラインに当たるかと思われます。こちらの整備は町内にはございません。

最後に、自転車歩道通行可に指定されている歩道内に、自転車と歩行者の通行位置明示の路面標示を設置するものです。町内では、国道254バイパスで約0.8キロ、一般県道ときがわ熊谷線で約4キロ、一般県道福田鴻巣線で約2キロ等です。町道では、宮前小学校下の丁字路から月輪交差点までの町道102号線で約1.2キロ、同じく宮前小学校下の丁字路から東へ、旧県道の町道159号線までの町道109号線で約0.6キロ設置されております。今後の計画については現在のところございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 最後に、関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、中西議員さんからのご質問、小型家電リサイクル法改正に伴う安全安心な回収対策について答弁をいたします。

ご案内のとおり、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、通称小型家電リサイクル法が令和3年3月に改正され、使用済小型電子機器等の再資源化目標が、小売店による直接回収と市町村からの回収量、合わせて年間14万トンと設定されました。滑川町におきましては、現在、小型家電は金属類として分類し、スチール缶等の他の金属製品と混合して収集しております。滑川町における小型家電のみの収集量については、現在把握はしておりません。また、現在、国では、モバイルバッテリー、ポータブル電源、加熱式たばこ機器、電子たばこ機器を令和8年度から法対象に加える方向で検討を進めているようでございます。

それでは最初に、①、法改正の趣旨と町の認識についてのご質問ですが、町では40センチ以下の小型家電については、金属類として各ごみステーションにて第2、第4火曜日に収集をしております。収集運搬方法はじんかい車により行っており、全国的にリチウムイオンバッテリー等に起因する発火事例もあることから、町民に対して、リチウムイオンバッテリーを混入させないよう、町広報令和7年9月号や、同じく9月から町ホームページで周知啓発に努めております。町では、乾電池、リチウムイオンバッテリーは、集会所や公共施設に回収ボックスを設置し、有害ごみとして扱

点回収を実施しております。回収の課題としては、近年の技術進歩が進み、廃棄する際にバッテリーの取り出しが困難になってくる製品も多く出回るようになり、消費者として廃棄しづらい傾向になっているのも現状となっております。

今後の計画といたしましては、滑川町も構成町村として参加している小川地区衛生組合として、現在、バッテリー類を含む小型家電の対策を検討中であり、早急に安全な回収に努めるため、対策を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、②、小型充電式電池の分別・回収ルールの強化についてでございますが、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、東秩父村の5か町村で構成されている小川地区衛生組合において、滑川町以外はごみステーションに排出しております。管内において、公共施設等において拠点回収を実施しております自治体は、滑川町のみとなっております。

リチウムイオンバッテリーの特性といたしまして、強い衝撃に起因し、発火反応を起こします。滑川町は、拠点においていつでも安定した状態で排出できる状況でございます。パッカー車による収集ではなく、トラックを使用した収集方法のため、今のところ国の求める安全な回収が実現できているという認識でございます。しかし、小型家電から取り出せないバッテリー類については、しっかり放電した状態で金属類の日に排出していただき、膨張したバッテリーのような不安定なものは、衛生組合に自己搬入をお願いしていますことを広報やホームページ等を活用し、今後とも町民への周知を実施してまいります。

続きまして、③、国の財政支援活用と安全対策設備の導入検討についてでございますが、法改正に基づき国の認定事業者となる法人に対し、設備導入に係る経費の財政支援が受けられるようでございます。また、他の都道府県においては、回収ボックスの設置に係る経費の一部を補助する自治体向けの財政支援を行っているとのことでございますが、現在、埼玉県においては、このような補助制度はございません。先ほど申し上げましたように、滑川町においては、ごみカレンダーにご案内しているように、集会所、公共施設において拠点回収を実施しており、そこに小型家電を追加するということは可能だと考えております。しかし、小川地区衛生組合という広域処理の観点から、足並みをそろえた対策方法を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、④、情報機器の回収における町の役割についてでございますが、パソコンやスマートフォンなどの個人情報が含まれる小型家電の廃棄については、町民の方からよくお問合せをいただいております。現在、町では、ごみ分別カレンダーにもご案内しておりますが、リネットジャパンリサイクル株式会社と連携し、こうした個人情報が含まれる小型家電の戸別回収を行っております。このリネットジャパンリサイクル株式会社は国の認定事業者であり、現在、全国700の自治体と連携をしております。埼玉県内では63市町村中43自治体で連携しており、近隣では東松山市、吉見町、川島町、嵐山町、小川町、ときがわ町、東秩父村で連携をしており、個人情報の取扱いを含めて国から認定を受けているため、安心した処分が可能となっております。また、小川地区衛生組

合においても、各町村から集められた個人情報が含まれた小型家電を環境省が認めた認定事業者へ引渡しをしているため、安心した処分を行っております。

続いて、⑤、回収後の個人情報消去の確実性についてでございますが、先ほど申し上げましたリネットジャパンリサイクル株式会社において、排出者自身でデータ消去を行う方法と、回収業者にてソフトによるデータ消去と、物理破壊によるデータ消去を行っております。後者については、データ消去完了証明書というものが発行されます。また、小川地区衛生組合にて収集された小型家電類は、認定事業者へ輸送後、一括してシュレッダーに投入し、物理破壊を実施しておりますので、こちらも安心な処理方式を採用しております。

最後に、⑥、住民への「安心」情報提供の強化についてでございますが、先ほど説明したリネットジャパンリサイクル株式会社につきましては、ホームページやナビダイヤルにおいて、個人情報の安心な消去について説明がされております。しかし、小川地区衛生組合における安心情報については不足していると感じておりますので、これにつきましても、管内の住民が安心して排出できるような周知対策を検討し、早期に実現できるように努めてまいりたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ご答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初に、道路交通法改正に伴う自転車の安全対策のほうの①に関係してですが、警察庁等が作成するリーフレットのほうで広報をするので、町独自のハンドブックの作成はないということですが、警視庁が作成するリーフレットがどのようなものであるかということは御覧になったのでしょうか。これは御覧になった上で、町でやる必要もないということであれば、それはそれでよろしいかと思うのですけれども、もし見られていなくて町独自のものが足りないというご判断であったならば、その理由をお聞かせください。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、中西議員の再質問に答弁いたします。

リーフレットの内容につきましては確認をしております。内容については、来年4月1日から導入される自転車への交通反則通告制度、青切符の内容であり、分かりやすくイラスト等を使用しております。また、内容も必要なことは掲載されていると認識しております。このことや、法律は日本で生活する全ての人に対するものであること、そういったことから町独自の作成は考えておりません。

なお、リーフレットについては、全小中学生へ配布し、また全町民を対象に町のホームページへの掲載や回覧等で周知をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。

続きまして、自転車の安全講習会の継続実施に関係してですが、リーフレットで疑問点がなくなるのであればいいのですけれども、リーフレットというと、誰でも知っているようなことを漠然と書かれていることが多いのかなというふうにイメージしてしまうのですけれども、そうすると、一般人で疑問を解消する場というのがないのかなというふうに思います。例えば路側帯と外側線の違いなど分からないことが結構あります。知っておかなければいけない人というのは、自転車に乗る人だけではなくて、歩行者ですとか、自動車を運転する人とかも関係するのかなというふうに思います。なので、やはり一般人向けの講習会というのもあったほうがいいように思うのですが、この実現は難しいのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、中西議員の再質問に答弁させていただきます。

一般町民向けの講習の実施でございますが、現在、滑川町には、地域の方々109名で構成している滑川町交通安全地域の会がございます。この会では毎年講習会を開催しております。この講習会は、東松山警察署の方に交通ルールについての講義をいただいております。地域の会の会員の皆様方から、この講習を受けて地域の方へ情報発信していただいたり、今後の研修会の開催に当たっては、研修内容や開催体制等を検討しながら一般の方の参加も呼びかけ、広く交通ルールへの理解促進を図ってまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。自動車につきましては、安心安全なまちづくりの中でも大事なところになるのかなというふうに思っておりますが、いろいろと既に考えられているようですので、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、リサイクルに関係するほうに行きたいのですけれども、回収する上でご説明もいただきましたが、電池を分離できないものの扱いがどうなのかというところがなかなか分かりにくいところなのですが、結論としては、町独自で集めていることはないけれども、小川衛生組合のほうに持ち込めば対応はしてくれるということでよろしいでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、中西議員の再質問に答弁いたします。

一応そのような対応になっております。ご理解いただきたいと思います。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。

あと、個人情報が入っている機器類の廃棄についてなのですが、これについては、ごみカレンダーのほうに確かに記述がありまして、それに沿って対応すればいいのかなというふうには思うのですが、そこで対応されるものが、書かれているものとしては2種類くらいしかなかったと思うのですが、個人情報が含まれているもの、いろいろあると思うのですが、それらどれでもこの書かれているところで対応してくださるといふことでよろしいのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、中西議員さんの再質問に答弁いたします。

ごみカレンダーのほうにあるように、パソコン等については1箱、箱に入るものについては無料で、そのほか携帯電話そういったもの、主にそういったものを集めて何をするかということ、その中に含まれている金だとかそういった金属部分というのが、よく言われる都市鉱山ということを言われますけれども、そういったものが廃棄されるより、またそれを再利用するために、そういう中からそういった金属を取り出すために、破壊して再利用するためにやっておりますので、そういったものが含まれている機器、パソコンもそうですが、携帯電話等についても回収をしております。

以上でございます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。持ち込んだときに、箱に入れて取りに来てもらうという形のようなのですけれども、今ちょっとお話があったとおり、それは基本的には1箱分は無料なのですけれども、それ以上になると有料ですということになっております。その金額もそれなりにするのだと思いますし、電源が入るものであれば、自分でソフトを使って消去することもできるようなのですが、それもできないのだと思うのです。それらについては、持ち込み先で対応してもらえるといふことでよろしいのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、中西議員さんからの再質問に答弁いたします。

そのような対応になっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。これらの機器類の回収については、町のほうでやっているのかなというふうには思っていたのですが、町としてはやっていなくて、先ほどごみカレンダーに書いてあるところに持ち込むか、あとは小川衛生組合のほうに持ち込むかということの2通りだということに理解をいたしました。

小川町の衛生組合のほうに持ち込めば、それはもう無料でやってくれるし、個人情報は物理的に

壊すので読み取ることはできなくなると思うのですが、それらのそういう状態にしましたよという証明書を発行してもらえるとということによろしいのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、中西議員さんからの再質問に答弁いたします。

先ほど説明したように、町のほうで提携していますリネットジャパンについては、自分でデータを消す場合と、あとは相手先、リネットジャパンのほうでデータを消す場合にはそういった証明書のほうが発行されるのですけれども、先ほど答弁したように、衛生組合のほうに持ち込んだものは物理的な破壊をするのですけれども、そういった証明書の発行というのは現在しておりませんので、先ほど答弁したように、今後そういったものも含めて早急に考えていくということで答弁をさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。よく分かりました。

私の質問は以上でございます。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、中西議員の一般質問を終わります。

◇ 井 上 章 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位4番、議席番号14番、井上章議員、ご質問願います。

〔14番 井上 章議員登壇〕

○14番（井上 章議員） 14番、井上章でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、質問事項1、滑川町観光協会今後の課題についてということで質問を行います。一般的に観光協会が共通して抱える課題として、観光消費の拡大と経済波及効果の創出、来訪者を増やすだけではなく、滞在時間の延長や1人当たりの消費額向上に向けた魅力的な商品の開発（ターナちゃんグッズなど）、地域事業者との連携強化、観光コンテンツの磨き上げと情報発信を行う滑川町観光協会の公式ホームページやインスタグラムはアニメや写真を多用し、非常に分かりやすく見やすく、ターゲット層に響くデジタルマーケティングは評価をしたいと思います。しかし、既存の観光資源、滑川町の国営武蔵丘陵森林公園、四季折々の自然、歴史文化などに加えて、体験型コンテンツやユニークな魅力を掘り起こし、観光協会だけではなく、地域住民や事業者も一体となった「おもてなし」体制の整備など、まだまだやれることはあるのではないかと思います。

そこで、3点ほど質問いたします。

①、町として観光協会の活動を含め、今後の方針をお聞きしたい。

②、滑川町の役場周辺に「交流にぎわい拠点」を整備をしたらどうか。

③、比企管内において、地域おこし協力隊を採用している自治体はあるのか。

以上、3点お願いいたします。

次に、質問事項2、滑川町の1人世帯（独居世帯）について質問いたします。滑川町の世帯数状況を見ると、独り世帯数が、令和2年国勢調査ベースでちょっと古いデータになりますが、2,212世帯、65歳以上の高齢者の独居世帯が増加傾向にあると言われていています。私の住んでいる隣組では3世帯が高齢の独居世帯でしたが、数年前に1人の方が残念なことに孤独死で亡くなってしまいました。その方は身寄りもなく、行政において弁護士に依頼し、財産を全て処分し、数年かかり手続を終えたそうでございます。民生委員の皆さんもかなりの頻度で足を運んでくれていると思いますが、限界があると思います。死後における手続の複雑化や職員の事務負担の増加があり、その必要性から、国は身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業を全国9か所の自治体で実施していると聞きます。今後、全国の自治体においても、終活支援に関する事業は拡大していくものと考え、質問をいたします。

①、身寄りのない高齢者が増えていく時代の中、自治体が行う「終活」支援事業について、町としての認識を伺います。

②、「終活」支援に関する町民からの相談はあるのか。

以上、2点をお願いいたします。

続きまして、質問事項3、町の新人職員に議会傍聴ということで、埼玉県の新潟県では、新人職員14人に令和7年6月議会において傍聴をしてもらったそうであります。8月発行の議会だよりで新人職員14人が写真入りで掲載され、傍聴した感想も一緒に載せられておりました。感想の一部ですが、議員の皆さんの質疑応答などにおいて、町の将来を考える場を肌で感じられる貴重な経験になりました。また、町民の暮らしに直結する政策形成の重みと、職員としての責任を実感する貴重な機会となりました。全ての職員がすばらしい感想を述べております。

以上のことを踏まえて質問をいたします。

滑川町でも、新人職員に議会傍聴をしてもらったらいかがでしょうか。よい研修になると思います。

以上で私の質問といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 質問が終わりました。順次答弁願います。

質問事項1、滑川町観光協会今後の課題のうち、①、観光協会の活動を含め今後の方針についてを服部産業振興課長に、質問事項1、滑川町観光協会今後の課題のうち、②、交流にぎわい拠点の整備についてをと、③、地域おこし協力隊を採用している自治体についてと、質問事項3、新人職員に議会傍聴についてを稲村総務政策課長に、質問事項2、滑川町の1人世帯（独居世帯）についてを篠崎高齢介護課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、井上議員さんの質問事項1、滑川町観光協会今後の課題のうち、①の町としての観光協会の活動を含めた今後の方針についての質問に答弁させていただきます。

滑川町観光協会は、独立した法人化は行っておらず、産業振興課内の担当が業務の一部として行っているといった状況がございます。このため、事業推進の主な業務としましては、町内観光情報のお知らせ等の広報活動、秋のお祭りである滑川まつりや、森林公園で行われる沼まつりへの協賛、また、春の恒例イベントとなってきました滑川さくらまつりの開催といったようなイベント事業を長年行ってきました。令和5年からは、今まで行ってきた活動に加え、滑川町を含めた比企郡内5つの観光協会による東松山・比企広域観光推進協議会が設立されたことで、観光行政の広域的な推進が行われるようになりました。比企の観光に垣根はないとの思いから東松山・比企広域観光推進協議会は設立されており、令和8年度からは、比企郡内全ての観光協会と自治体に東秩父村を加えた9つの自治体を網羅した観光事業の推進が予定されております。

観光協会や自治体で個別に行っている観光情報の発信においては、団体における情報発信力の差によりホームページの閲覧回数や目につく機会が限られてまいります。滑川町観光協会でも、情報発信力不足は以前からの課題でもありました。そのような課題を感じている中、東松山・比企広域観光推進協議会が設立され、来年度からは、比企地域一丸となって観光情報の発信が行えるようになります。比企地域の情報が分からずに通り過ぎていた方々が、当地域をどのように周遊したらいいかといったような確認もできることや、新たな発見といった機会も得られ、比企地域の情報閲覧の機会や来訪する機会も多くなると想定されます。滑川町観光協会が単独で情報発信を行うだけでなく、比企地域全体で広域的な情報発信の推進を行っていくようになります。

さらに、比企地域全体で観光を推進することにより、以前からの連携先であったJAFやNEXCO東日本とも一段高みの連携強化や、各種イベント等においても充実化が図られることが想定されます。

以上のような観点から、比企地域全体で広域観光活動の推進をしていきたいと考えております。

また、町観光協会においては、相互協定の締結団体である宮城県松島町で行われるイベントに出展し、滑川町の情報発信を数年前から行ってきております。

先月になりますが、滑川市とも災害時の相互応援に関する協定が締結されました。そのときの挨拶内で、滑川市長からは「災害時に限らずいろいろな交流を」との挨拶を受け、大塚町長は「観光面など町にないものがたくさんある滑川市からアドバイスをいただきたい」と挨拶を行っております。今まで協定を行ってきた自治体や新たな滑川市との関わりについても、観光資源として活用できないかといった調査も必要と考えております。

観光はいろいろなものに結びつけられることから、様々な角度から調査研究を行いながら、滑川町の観光行政にできることを考えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、稲村総務政策課長に答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、井上議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1、滑川町観光協会今後の課題のうち、②、滑川町役場周辺での交流にぎわい拠点の整備についてお答えいたします。第5次滑川町総合振興計画の土地利用構想では、役場周辺を交流ふれあい拠点エリアと位置づけ、町民が気軽に集い、活発な交流ができる公共施設としての機能の強化を推進しております。また同時に、町の内外の人々が集まり新たな交流が生まれる拠点として、町の魅力を高めることも掲げております。現在建設を進めている新しいコミュニティセンターは、多くの方が集まり交流することを目的としております。およそ300名を収容できる大ホール、多種多様な活動が可能な多目的室、ふらっと気軽に立ち寄れるユーススペースなどがあり、今まで以上に魅力的なイベントも開催できます。町の新たな交流拠点の中心的な施設の一つとして活用していきたいと考えております。

次に、比企管内での地域おこし協力隊採用状況についてお答えいたします。地域おこし協力隊とは、平成21年度から総務省が実施する制度でございます。地域おこし協力隊とは、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組になります。隊員の方は、各自治体の委嘱を受け、任期はおおむね1年から3年になります。この期間であれば国や県の補助制度が設けられております。隊員側は、自分の経験、能力を生かした地域活性化の仕事に就きながら理想とする暮らしや生きがいを見つけることができ、自治体側は、知識、意欲がある方に観光や特産品などの魅力を発信してもらうことで、知名度の向上や観光客の増加につながるという双方のメリットがあります。埼玉県内でも、令和6年3月31日現在、14市町村で制度を活用しております。70名が現役隊員として活動しております。そのうち比企管内では、ときがわ町、小川町、吉見町、川島町、東秩父村で採用実績があり、現役隊員は14名となっております。

次に、質問事項3、新人職員に議会傍聴について答弁させていただきます。地方公務員にとって地方議会を傍聴することは、自らが所属する自治体の意思決定の過程を理解する上で非常に重要な意義を持つと考えております。議会では、市長や行政機関が提案する条例などが審議され、議員からの意見や質問を通じて、行政の方針や課題が具体的に示される現場を直接見聞きすることで、日頃自分たちが行っている業務がどのように議会で取り上げられ、住民に説明されているかを知ることができます。また、行政と議会の関係性や住民代表としての議員の視点を学ぶことは、公務員

にとつての視野を広げる機会となると思います。今回ご質問いただいて杉戸町に確認したところ、新入職員1人当たり1時間の傍聴となっており、有効な感想も聞かれております。しかしながら、議会での審議内容や質疑応答は高度で専門的なものが多く、行政の基礎知識を十分に持たない新入職員にとっては理解が難しいとも思われます。まずは、現場での業務研修や住民対応の実践を通じて行政の役割を体験的に学ぶほうが職務理解の深化につながると考えております。したがって、議会傍聴について、新入職員の研修としての位置づけにこだわらず、中堅職員も含め検討してまいりたいと思います。

なお、現在滑川町では、副課長職の職員は、将来の課長職へのステップアップのための研修の意義も込めて、録音係として1人1日の割当てで本会議に出席しております。副課長の録音係としての出席は今後も継続していく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 最後に、篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、井上議員のご質問のうち、質問事項2、滑川町の1人世帯（独居世帯）について答弁させていただきます。

①、身寄りのない高齢者が増えていく時代の中、自治体が行う「終活」支援事業について、町としての認識についてと、②、「終活」支援に関する町民からの相談について、一括して答弁させていただきます。

滑川町は、終活について相談できる窓口として特に設置しておりませんが、多岐にわたる相談内容のためそれぞれの関係部署で対応しており、主に高齢者の総合相談窓口であります地域包括支援センターで相談を受けております。現在、相談内容別の集計項目に終活についてはございませんので、終活に関連した項目として、独居について、先々の不安について、病院の入退院、受診について、病院、施設の動向についてなどをまとめてみました。過去5年間の相談件数は、令和3年度31件、令和4年度41件、令和5年度35件、令和6年度40件、令和7年度11月現在30件と、相談件数全体の3%から4%を占めており、割合としては年々増加傾向にあります。また、終活の相談があった方の中で、希望者へは終活ノートを配布しております。

終活は、遺言、相続、葬儀、お墓など亡くなった後の手続や身辺整理、将来への備えなど準備全般を指しますが、町では、終活の中でも、特に医療や介護の希望に焦点を当てた話合いについて普及啓発活動を実施しております。この話合いは人生会議と言われており、人生会議とは、アドバンスケアプランニング、ACPの愛称で、自らが望む人生の最終段階の医療、介護について、家族や医療、介護関係者と前もって話合いを行うプロセスであります。命の危機が迫った状態になると、約70%の方が医療や介護などを自分で決めたり、望みを人に伝えたりすることが難しくなると言われております。どんな治療をどこまで受けたいのか、どこで誰と人生の終末期を過ごしたいのか、

大切にしていることや楽しみや、穏やかになれること、やりたいことは何かなど自分の希望を周囲に伝え、もしものときに自分の意思が尊重されるようにすることです。また、本人が意思決定できない状況になった場合には、家族の精神的な負担を軽減することにもつながります。この事業は、東松山市を中心とした比企地区9市町村で構成される比企地区在宅医療介護連携推進事業としても取り組んでおります。町でも、比企医師会から講師として医師を派遣していただき、ACP講演会、「さあ始めよう人生会議」と題して講演会を実施しており、参加者には、埼玉県医師会作成の私の意思表示ノートを配布しております。

井上議員のご質問にあります自治体が行う終活支援は、町としても今後必要であると認識しております。行政だけでなく、社会福祉協議会や関係団体などと連携を図りながら、身寄りのない高齢者などが人生の最終段階を安心して迎えるための環境整備をすることが必要であると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 井上議員、再質問願います。

○14番（井上 章議員） 丁寧な答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

滑川町観光協会今後の課題の中の②なのですが、滑川町役場周辺の交流にぎわい拠点について再質問させていただきます。現在進めている新しいコミュニティセンター、確かに多くの方が集まり、役場周辺の新たな交流にぎわい拠点の一つとして間違いない場所になると思います。滑川まつりやさくらまつりなどのときも多くの人の流れが予想されます。ですが、これは一時的なにぎわいで、なかなか継続的に人を集めることは難しいことかなと思います。滑川町には森林モールという大きな商業施設はありますが、町の商店街がないということで、第5次総合振興計画の土地利用構想、役場周辺は交流ふれあい拠点エリアとして位置づけてあることから、役場周辺にコンテナ店舗などを利用した交流にぎわい商店街などを整備したらどうか、その点について町の考えをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 3時04分）

再 開 （午後 3時05分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、井上議員さんの再質問に答弁させていただきます。

コンテナ店舗等、このような形でにぎわいの拠点ができないかというご質問だと思います。そちらのところなのですが、コンテナ店舗というものを購入するにもそれなりの金額や費用が発

生すると思います。コンテナ店舗だけに限らず、商工会とも連携しながら、このようなものをできるかどうかといった形の前向きな検討が必要ではないかなというふうに考えております。基本的には、今後の調査研究をしながら回答していくような形になるかと思っております。今現在の段階では、ちょっと検討しなくてはいけないかなという状況だというのが現状だと思います。今後、調査研究しながら進めていきたいというふうに考えますので、よろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 井上議員、再質問願います。

○14番（井上 章議員） ありがとうございます。最近、キッチンカーと同様にコンテナ店舗が非常に増えてきていると思います。特に新しい道の駅などは大分使っていて、この辺だと道の駅はなぞの芝生エリアで使用していたり、またはなぞのなのですが、コンテナのホテルを建設中と。コンテナ店舗の一番のメリットは、先ほど課長が高いと言いましたけれども、建設コストが比較的安価であるということで、安いものだと1棟200万円以下のものもあって、そしてそのほとんどの店舗が10平米以下、約6畳弱の大きさで建築確認が要らないことと、メーカーによっては床下にキャスターがついておりまして、大人2人いれば移動ができて、レイアウト変更も簡単にできてしまいます。店舗同士の連結、積み重ねもでき、アイデア次第では非常におしゃれな店舗になるのかなと思っております。しかし、デメリットもあって、やはり店舗が狭いということでございます。大半はテイクアウト店舗が主流になるのかなと思っておりますが、今はやりのマルシェやバザーなども同時に計画をしながら、商工会の創業塾に今年も多くの起業したい若者が塾生として参加されていますので、今後、観光協会と商工会、事業主体として、仮に交流にぎわい商店街などが事業化できることを要望とさせていただきます。

そして最後に、観光協会の中の③ですが、今後、滑川町でも地域おこし協力隊を導入する予定はあるのかをちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、井上議員の再質問に答弁させていただきます。

滑川町にとりましても、地域おこし協力隊制度は、まちづくりにとって大変に有効なものであると考えております。しかし、一般的に人件費だけでもおおよそ400万円程度かかることから、現在導入している自治体の多くは、国、県の補助制度、また交付金等を活用して実施をしております。国の補助制度では人口が10年間で11%減少、県の補助制度では人口は10年間で3%減少という人口減少要件がございます。このようなことから、国、県のいずれの補助金等の制度の対象には、残念ながら滑川町は該当いたしません。このことから、現状では地域おこし協力隊の導入は考えておりません。ただ、将来的に制度改正や要件の緩和、変更等があった際は、導入に向けて検討をしてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 井上議員、再質問願います。

○14番（井上 章議員） ありがとうございます。

次に移ります。質問事項2の滑川町の1人世帯（独居世帯）について再質問させていただきます。先ほどは、高齢福祉課長には丁寧な答弁ありがとうございました。地域包括支援センターには多岐にわたる相談があると思いますし、そしてそれぞれの部署でいろいろな相談を対応していることをお聞きいたしました。1つだけ高齢者の終活問題の再質問をお願いいたします。

あなたには身元保証人になってくれる人がいますか。これは総務省の高齢者の身元保証に関する調査で、病院、介護施設の9割以上が身元保証人を求めています。身元保証人には、24時間365日対応可能な緊急連絡先、入院費用や施設利用料の支払保証、また入院、入所時に必要な物品の手配や手続などが課せられます。一人の世帯で親族がいる場合でも、頼みづらい、迷惑をかけたくないなどの理由で、身元保証人を確保できずに困っているシニア世帯や1人世帯（独居世帯）が増えていると思います。もし身元保証人を確保できず緊急を要する入院になった場合、身元保証人を含め、行政に相談すれば何らかの対応をとっていただけるのか、お聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、井上議員の再質問に答弁させていただきます。

身元保証人を確保できず緊急を要する入院の場合の行政の対応についてですが、実際、身寄りのない高齢者などや病院からの入院、退院に関する相談を受けます。そのような相談を受けた場合、行政が直接身元保証人になるわけではありませんが、一時的に役割の一部を代替したり、他職種と連携を図り本人をサポートする体制を整えます。成年後見制度の利用や介護保険の申請など公的制度を活用することにより、安心して入院、退院ができるようサポートしてまいります。行政のサポートに加わり、信頼できる友人や地域とのつながりがある方は、よりスムーズな支援を行うことができます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 井上議員、再質問願います。

○14番（井上 章議員） ありがとうございます。分かりました。民間企業のお一人様終活サポートなどの多くの企業が終活には参入しているのですが、どの会社もサポートプランが高額で、なかなか元気なうちに入会するのはちゅうちよする人が多いのではないのでしょうか。お金だけもらって、亡くなってからは何もしない悪徳業者もあると言われております。そんなことから、単身高齢者が増加していく時代にあって、終活支援事業が滑川町においても事業実施が検討されて、事業化されることを要望させていただきます。

それでは、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、井上章議員の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

◎次回日程の報告

○議長（内田敏雄議員） 明日3日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

◎延会の宣告

○議長（内田敏雄議員） 本日はこれにて延会します。

（午後 3時14分）

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでございました。

令和7年第249回滑川町議会定例会

令和7年12月3日（水曜日）

議 事 日 程 （第2号）

開議の宣告

1 一般質問

出席議員（14名）

1番	小澤	実	議員	2番	上野	葉月	議員
3番	瀬上邦	久	議員	5番	阿部	弘明	議員
6番	西宮俊	明	議員	7番	北堀	一廣	議員
8番	松本幾	雄	議員	9番	赤沼	正副	議員
10番	原	徹	議員	11番	谷嶋	稔	議員
12番	中西文	寿	議員	13番	吉野	正浩	議員
14番	井上	章	議員	15番	内田	敏雄	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	大塚	信一
副町	長	小柳	博司
教育	長	上野	修
総務政策課	長	稲村	茂之
税務課	長	島田	昌徳
会計管理者兼 会計課	長	高坂	克美
町民保険課	長	松本	由紀夫
福祉課	長	宮島	栄一
高齢介護課	長	篠崎	美幸
健康づくり課	長	上野	聡
環境課	長	関口	正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局	長	服部	進也
建設課	長	福島	吉朗
教育委員会事務局	長	澄川	淳
上下水道課	長	神田	等

本会議に出席した事務局職員

議会事務局	長	大林	具視
書記		宮島	美咲
録音		江森	徹

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（内田敏雄議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第249回滑川町議会定例会第2日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（内田敏雄議員） 日程第1、昨日に引き続きまして、一般質問を行います。

◇ 原 徹 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位5番、議席番号10番、原徹議員、ご質問願います。

〔10番 原 徹議員登壇〕

○10番（原 徹議員） 皆さん、おはようございます。議員番号10番、原徹です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問発言通告書に従い一般質問をさせていただきます。

質問事項1、滑川市との交流の推進について。滑川町は、2012年に宮城県松島町と災害相互支援協定を締結したのを皮切りに、2014年には富山県上市町及び岐阜県笠松町と、2015年には千葉県東庄町と災害時相互応援協定を締結し、大規模災害への備えとしてきました。そして本年11月、新たに富山県滑川市と災害時の相互応援に関する協定を締結しました。今回の協定の締結で5つ目の災害時の相互支援・応援に関する協定となったわけです。そう遠くない将来に発生すると言われてい、東南海地震や首都直下地震などの大規模災害への備えとしては、なるべく多くの自治体とこのような協定を結び、備えておくことが有用であると考えますが、このことに関連して何点か質問させていただきます。

1点目、今回、滑川市と「災害時の相互応援に関する協定」を締結することとなった経緯をお知らせください。

②、今までの滑川市と当町の交流の経過・実績等をお知らせください。今回の協定の締結と今後の交流を先取りしたわけではありませんが、11月7日に滑川町議会では、総務経済建設常任委員会と文教構成常任委員会と合同で滑川市へ所管事務調査に行ってきました。観光振興、少子化対策、

災害への備えについて調査、研修を行ったわけですが、事前に滑川市について調べてみると、滑川市と滑川町は、比企氏でもつながっていることが分かりました。インターネット上で調べた範囲内の情報ですが、滑川市の現在の中川は波入川と呼ばれており、それが中世の1184年に比企朝宗が北陸道勸農使となったことにより「滑河」、「滑川」の「かわ」の字は現在の三本川ではなく、さんずいの「河」の字が当てられたのが始まりということで、朝宗及びその家人、一門縁者らが当地の地名に用いたことが見られるというふうにされております。

滑川市の伝承では、鎌倉幕府第2代執権、北条義時の次男、名越流北条氏の祖、名越朝時が承久の乱（1221年）にて北陸道大將軍となり、波入川の川畔に立った際に、景観も読みも「鎌倉の滑川」に似ているので「滑河」と呼んだとも伝えられているものの、朝宗を継いだ外孫の朝時のエピソードへ脚色されて伝えられているのではないかとこのことでもあります。この比企朝宗という人物は、比企掃部允、掃部允とは役職名で、本名は比企遠宗で、この比企遠宗と比企の尼の子、または弟と言われています。皆様ご存じのとおり和泉地内にある三門館跡は、比企遠宗、比企尼の館跡ではないかと言われています。このことから、滑川市と滑川町は比企氏の縁からも非常に深い関係があると言えるでしょう。

滑川町地域防災計画には、「災害時の相互応援体制の整備は地域間の交流にもつながるため、今後も広域災害に備え、他市町村との相互応援協定の締結に努める」と記されており、2014年には災害相互支援協定を締結済みの宮城県松島町と相互交流宣言を締結しております。

そこで、3番目の質問です。③、滑川市とは、災害時相互応援協定だけでなく、比企氏の縁からも文化交流、住民交流を進めたらどうでしょうか。今後、この協定の締結を契機に市町レベル、あるいは住民レベルの交流を進めることについて考えをお聞かせください。

続きまして、質問事項2です。地籍調査の進捗状況について伺います。地籍調査とは、主に市町村が主体となり、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査で、国土調査法に基づくものです。現在の登記所に備え付けられている地図の約半分は、明治時代の地租改正時の公図が基になっており、これらの地図は実際の境界や形状と異なる場合が多く、登記簿の面積も不正確なことがあり、地籍調査はこのような不正確な土地情報を更新し、土地に関するトラブルを未然に防ぐ上で非常に重要なものとなっております。

この調査により、土地の所有者、地番、地目、境界、面積等の土地情報の明確化、災害で土地の形状が変わっても正確な境界情報により災害復旧がスムーズになる、境界が不明確なことによるトラブルを防ぎ、土地の有効活用を促進されるなどの土地取引の円滑化、土地に関する正確な資料に基づき、適正な課税が行われるようになるなどの効果が期待されております。

地籍調査は昭和26年から実施されており、既に半世紀以上が経過しているものの、全国的に思うように進んでいないのが現状のようで、埼玉県においても令和7年度予算において、地籍調査準備支援事業が新たに予算計上されています。

そこで質問です。

- ①、滑川町の地籍調査の進捗状況をお知らせください。
- ②、令和7年度の滑川町での地籍調査の実施計画をお知らせください。
- ③、滑川町内で地籍調査の遅れによる問題は生じていないでしょうか、お知らせください。
- ④、今後の計画をお知らせください。

以上、2点につきまして質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 質問が終わりました。順次答弁願います。

質問事項1、滑川市との交流の推進についてを稲村総務政策課長に、質問事項2、地籍調査の進捗状況についてを福島建設課長に、それぞれ答弁願います。

初めに、稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、原議員の質問事項1、滑川市との交流の推進について答弁いたします。

初めに、①、滑川市と災害時の相互応援に関する協定を締結した経緯でございますが、平成10年、当時の滑川高等学校が夏の甲子園第80回記念大会に出場した際、富山県の滑川市長から滑川町長に応援メッセージが送られてきたことをきっかけに、滑川高等学校と富山県立滑川高等学校の野球部同士の交流を深めてまいりました。令和7年に入ってから、5月14日に滑川市議会の議員の皆様が行政視察で当町を訪問されました。その際、両校の甲子園出場が話題となりました。その後、滑川市議会の6月定例会の一般質問で、滑川町との連携に向けて具体的な検討や準備を進めていくのか問われたところ、その際、滑川市の水野達夫市長は、相手方の意向を確認する必要もある。議員の視察をきっかけにして私が行くことも考えていかなければならない。双方の合意に基づいた関係を築いていくことが重要であり、今後の交流や連携を前向きに検討していきたいとの答弁がありました。

このようなことから、10月8日に滑川市長が滑川町を訪問されました。大塚町長、小柳副町長と懇談し、今後の交流や連携について協議いたしました。その席上、能登半島地震の被害状況や災害対策の話題から、災害はいつ発生するか分からない、防災の重要性から、まず災害時の応援協定から始めましょうと意見が一致いたしました。今回の10月のときは市長が来町されたことから、今回、滑川町の大塚町長と内田議長が滑川市を訪問する形を取り、11月17日に滑川市役所において災害時の相互応援に関する協定を締結いたしました。

次に、②の滑川市と当町の交流の経緯、実績についてでございますが、滑川高校が平成10年の夏の甲子園第80回記念大会に出場した際、当時の滑川市の澤田市長から、滑川町の上野町長宛てに突然応援メッセージがファクスで送られたことが交流の始まりと先ほども答弁させていただきました。滑川高校野球部が甲子園で勝ち進むごとに応援メッセージをいただき、滑川高校野球部サインも、

そして私たち滑川町も大変に勇気をいただき、その後の応援にも熱が入ったことを記憶しております。翌年の平成11年6月には、滑川市交流促進事業の一環として、両校野球部の親善試合が当町の月輪球場で開催されました。また、同年8月には滑川町の少年野球チームが滑川市を訪れ、野球スポーツ少年団交流親善試合が行われました。平成12年にも、滑川高校と滑川高校野球部の親善試合が開催されました。平成13年には滑川高校が甲子園第83回大会に出場され、滑川町の上野町長から滑川市の澤田市長へと、滑川高校野球部へ応援メッセージを送り、激励をさせていただきました。以降、コロナ禍まで親善試合など両校の野球部を通じた交流がなされてきました。これまでの滑川市との交流については、主にスポーツでの交流となっております。

次に、③、滑川市との今後の交流についてでございますが、町長の行政報告にもあったように、今回の協定締結の様子が全国放送のNHK「列島ニュース」をはじめ、新聞各紙でも報道していただきました。滑川市でも大きな反響があったと伺っております。締結式の席上で、水野市長が同じ名前のご縁で絆を深め、日本海側と関東、地域が違うのでお互いに協力し、災害面だけではなくいろいろと交流したい」と挨拶があり、大塚町長は「気候や風土が異なる滑川市には、観光面など滑川町にないものがたくさんある滑川市からアドバイスをいただきながら、滑川町をさらに発展させたい」との挨拶がありました。

この協定もまだ約2週間前に結んだところでございます。災害時応援協定以外の将来的な交流の具体的な事業等は、現時点では未定でございます。今回、原議員より、滑川町と滑川市をつなぐ比企氏の関わり、比企遠宗、比企の尼とのつながりをご教示いただきましたので、滑川市とも連携し、比企氏との関係をひもときながら、将来を見据えた両市町の発展、市民、町民の福祉の向上につながる交流を、今後調査研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、福島建設課長、答弁をお願いします。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、原議員の質問に答弁いたします。

質問事項2の地籍調査の進捗状況について、①から④につきましては、まとめて答弁させていただきます。

地籍調査の地籍とは、言わば土地に関する戸籍のことです。各個人には固有の戸籍という情報があり、様々な行政場面で活用されているのと同様に、土地についても地籍の情報が行政の様々な場面で活用されております。通常、土地に関する記録は法務局において管理されておりますが、土地の位置や形状等を示す情報として、法務局に備え付けられている地図や図面は古いものが多く、境界や形状などが現実とは異なっている場合が多くあり、登記簿に記載された土地の面積も正確ではない場合があるのが実態です。地籍調査が行われることにより、その成果は法務局にも送られ登記簿の記載が修正され、地図が更新されることとなります。

また、固定資産税算出の際の基礎情報となるなど、町における様々な行政事務の基礎資料として活用されています。地籍調査が行われた地域では、境界や面積など土地の表示に関する登記の情報が正確なものに改められます。また、その情報を基に土地の境界を現地に復元することが可能となり、災害後の復旧にも役立ちます。土地境界をめぐる紛争を未然に防止できるばかりではなく、これに伴って土地取引の円滑化や土地資産の保全を図ることができます。逆に地籍調査が行われていない場合には、土地を購入し改めて測ってみたら登記簿の面積と違う、相続を受けた土地の正確な位置が分からないなど、トラブルが発生することがあります。全国的には、地籍調査は開始から約70年が経過しております。令和6年度末時点における地籍調査の進捗率は全国で53%、埼玉県では33%となっております。滑川町の地籍調査は平成19年度まで実施しておりました。町の地籍調査の進捗状況は77%となっております。

また、国土調査法19条5項の指定区域として、土地区画整理事業が完了しているみなみ野地区と月輪地区で、国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとして承認を受けております。国営武蔵丘陵森林公園については、国有林地として地籍調査の対象外となっており、実質的な進捗状況は9割以上となっております。

以上のことから、未完了地域については埼玉県企業局が整備、分譲した東松山工業団地と町内ゴルフ場である高根カントリー倶楽部の敷地のみとなり、町内で地籍調査の遅れによる問題は生じておりません。今年度7月の埼玉県土地水政策課によるヒアリング時、町の現状を詳しく説明したところ、地籍調査の優先度が高いと考えられる地域は残存していないということになりましたので、今後の地籍調査の実施予定はありません。また、国土交通省のホームページ上で、現在、滑川町は休止となっておりますが、現在の状況で緊急地域調査完了となりましたことを報告いたします。

以上を答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 原議員、再質問願います。

○10番（原 徹議員） ご丁寧な答弁、ありがとうございます。

まず、滑川市との交流の推進についてですが、滑川市と当町は滑川高校の甲子園出場を契機に、スポーツを中心に交流が続いてきた。それがきっかけで、今回の行政視察の一つのきっかけにもなったのだと思います。民間レベルで交流が続いてきたものが、コロナ禍という一つの大きな災害で中断してしまっていたということは非常に残念なことですが、今回、災害時の相互応援協定が締結されて交流が進められそうだとということで、非常にすばらしいことだと思って聞きました。

今回、そういう形で民間レベルの交流から、今度は行政としての交流という話になったのですが、3点目の質問で比企氏のつながりということで、私も今回の所管事務調査で事前に調べたときに、初めて滑川市のほうも比企氏とつながりがあるのだということを確認したわけなのですが、その関係でちょっと再確認させていただきたいのですが、今回の協定の締結の協議とか今までの交流の中で、滑川町と滑川市は比企氏の関係でつながりがあるというようなことが話

題に上っていたりしたとかということはあるのでしょうか、お聞かせいただければと思います。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、原議員の再質問に答弁させていただきます。

今までの中で比企氏の話はあったかというご質問でございますが、10月8日の滑川市長が滑川町に来町した際、大塚町長、小柳副町長と懇談された際もありました。また、11月17日に滑川市で災害相互支援協定を締結した際は、市長、市議会副議長、副市長なども出席をされておりました。私もどちらにも同席をさせていただきましたが、席上、比企氏に関する話はなかったと記憶しております。今回、原議員から比企氏の話をしていただきましたので、今後いずれかの時点で、滑川市にも比企一族との関係について確認してまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 原議員、再質問願います。

○10番（原 徹議員） 分かりました。比企氏とのつながりというのは両方に関係があるということは、滑川市においても滑川町においても、ほとんど認識されていないということですね。私も知り合いで、東松山市内で比企一族検証会というメンバーの方たちがいらっしゃるのですけれども、その人たちとの会話の中でも、滑川市が比企氏につながるがあるのだというような話は一度も聞いたことがありませんでした。滑川町も、比企の尼、比企遠宗が住んでいたときに、滑川町、滑川という地名ではなかったのだと思うのです。福田ですとか和泉ですとかそういう地名だったと思えますし、そういう意味では、そのときに比企朝宗が向こうの滑川のほうに行ったときに、ここの滑川をどこまで意識していたのかというのはよく分かりませんし、伝承の部分で比企朝宗が滑川のほうに行ったということはあるということではあるのですけれども、実際に福井県の県史かなんかの資料の一部にも、比企朝宗がやはり北陸のほうに来たということは書かれているようですし、そういう面からも、比企朝宗が比企遠宗の子ども、あるいは甥かなんか、弟かなんからしいのですけれども、そのような説があるということではありますが、いずれにしても、滑川市と滑川町は深い関係があるのだということが何となく分かったわけです。今後、比企氏とのつながりに着目して、お互いの歴史をひも解いていくということで交流していけば非常に面白い交流もできるでしょうし、歴史の中で埋もれてしまっている比企氏の新たな側面を理解するいいきっかけにもなると思います。ぜひとも災害時の協定を契機に、文化的な交流も進めていただきたいと思います。また、この交流の契機となりました野球を中心とした交流についても復活していただければいいなというふうに考えております。

今回の応援協定の締結のときに、水野市長、大塚町長が言ったように、同じ名前の縁で絆を深め、気候や風土が異なる両者が互いに協力し、災害面だけでなくいろいろ交流し、町のさらなる発展に

つながるように事業を進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

そして、それでは2点目の地籍調査の関係なのですが、地籍調査につきましては、今年の埼玉県予算の中で地籍調査に関する予算が新たについたということが県民だよりに載っていたのを契機に関心を持ったのですが、実際、隣の東松山市でもなかなか進んでいないのが現状で、地籍調査に当たっては、やはり実際に隣地との境界をどう査定するかというのが大きな問題になっていたりします。私もイメージとして、滑川町は市野川以北では耕地整理が進んで大体が更地整理されていますから、そこで地籍調査と同様のことは行われているだろう。以南では、南の月輪の区画整理が完了していますので、実際に地籍調査の進捗率は高いのだろうなというふうに想定はしていたのですが、実際には私の想定的一步先を行っていたということで、認識不足を今反省しているところなのですが、地籍調査による測量に並行して、耕地整理等に並行して地籍調査も進めていたということで、すばらしいことだと思います。実際によく話を聞くのが、隣との境界はこの境木だよという話をされていて、それが世代が代わることによって、どこなのだろう、特に山林なんかだと全然分からなくなってしまって大きな問題が生じたというような話を聞くのですが、滑川町ではそんな心配はないのだなというふうに安心したところです。

お話を聞きますと、実際には残っているのは国有地である森林公園と、あとは工業団地ということなのですが、こちら企業局がしっかり区画を整理して分譲した土地ですので、まず心配ないでしょう。ゴルフ場については、新たな整備や譲渡の可能性は非常に低いということで、本当に町民の皆さんも安心して土地の所有、売買が行われることと思います。全国的に遅れが課題となっている地籍調査ですが、この滑川町、以前の一般質問でもさせていただきましたけれども、非常に少ない職員数の中で実質完了ということで、本当にすばらしいことだと思います。今後も町民にとってこのような重要で効果が高いと思われる事業につきましては、ぜひ予算、人員が厳しい中ではございますが、知恵を絞って積極的に推進していただきたいと思っています。

以上、行政の皆さんのすばらしい事業に感謝と今後の期待を込めまして、私の一般質問は終わりにさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、原徹議員の一般質問を終わります。

◇ 西 宮 俊 明 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位6番、議席番号6番、西宮俊明議員、ご質問願います。

〔6番 西宮俊明議員登壇〕

○6番（西宮俊明議員） 議席番号6番、西宮俊明。議長のお許しを得て質問をさせていただきます。

質問事項1、夏季休業中の子どもたちの居場所について。毎年、夏になると子どもたちの居場所について相談を受けてきました。子どもたちにとっては待ちに待った待望の長期の休み。しかし、子どもたちをどこでどう過ごさせるかが課題となる家庭も多いのが現状です。昨今の外にいること

が危険であるような暑さのため屋外で遊ぶこともできず、自宅で過ごさざるを得ない状況で、ゲームやSNSなどに時間を使い学習習慣が途切れて生活リズムが乱れる、そのような日々が過ぎていくという焦燥感がある家庭も少なくありません。

滑川町教育委員会は、夏季休業中にも子どもたちが有意義に過ごせるように様々な取組を行っています。私も社会教育委員としてお手伝いをさせていただくことがあります。すばらしい経験ができる行事を毎年企画運営しています。一人でも多くの子どもたちの参加を願うとともに、教育委員会担当者の献身的な努力に心から感謝いたします。

さらに、滑川町には、6団体が所属している、こどもの居場所づくりネットワークがあり、子ども食堂やフードパントリー、プレーパークや学習支援を行っています。夏季休業中も熱心に活動しています。そうした状況を重々に承知しながら、子どもたちが充実して過ごせる場所が、今、一重、必要であることが実情です。保護者は、子どもたちが楽しみながら学習して過ごせる信頼できる居場所を心から望んでいます。中には、そのような場所があれば、町の子どもたちのためにボランティアで応援したいという町民の皆様の声も直接お聞きしています。一方、子どもたちからは、アンケートなどで、「夏休みに学習をみんなで楽しみながらできる環境をつくってほしい」という声が多数寄せられています。このような状況を踏まえて質問させていただきます。

①、夏季休業中に、保護者が望んでいる「信頼できる居場所」、子どもたちが望んでいる「学習をみんなで楽しみながらできる場所」をつくるために、町として提供できる場所はないでしょうか。このような居場所をつくるには地域と町との連携が必要であると思います。実施事例としては、小中学生に学習スペースを開放し、大学生や教職経験者のボランティアの方等が質問に答える学習室が一例としてあります。こどもの居場所づくりネットワークの団体は、既にそうした取組を普段から実施しています。そうした取組が夏季休業中にも広がるのが保護者や子どもたちの切実な願いに応えることとなります。

一例として、月の輪小学校の特別教室等は活用できないでしょうか。これらの施設は地域開放を想定して計画して造られています。子どもたちだけでなく地域住民の触れ合いの場としての役割も果たす施設となっています。地域開放が計画されているエリアには明快なセキュリティラインを設置することができ、利用状況により柔軟な対応を可能としています。このような場所を活用できないでしょうか。また、建設が待たれる新コミュニティセンターにはそのような活用ができる場所がありますか。ほかにも町の施設で活用ができる場所がありますか。

②、福田小学校、月の輪小学校、滑川中学校の体育館にエアコン設置が来年夏までに完了する予定です。中学校体育館は今までも夏季休業中には部活動で使用されてきました。今後、エアコンが稼働した体育館で活動できることは、部活動活性化の点でも大きな進展であると思います。

そこで、ここでは、小学校3校の夏季休業中の平日の午前、午後の使用状況実績を教えてください。そして、今後、夏季休業中の平日の午前、午後の時間帯は申請をすれば借用が可能でしょうか。

借用した団体が快適に過ごせる場として町民に開放することは可能でしょうか。また、体育館内で大学生が小中学生の活動を企画立案し、共に活動するといった取組は、体育館の使用基準として可能でしょうか。

質問事項の2、滑川町の安全・安心な環境づくりの推進について。安全で安心して暮らせる町を築くことは全ての町民の切なる願いです。滑川町交通安全地域の会の皆様も日頃から熱心に活動をしています。先日も小中学生の姉妹のお母さんから「横断歩道付近で止まってくれた車を抜き去る車が恐ろしく、娘とイラストを描いて注意喚起の看板の設置を自治会長に通して町にお願いしたところ、しばらくして、道の両側にイラストどおりの看板を設置してくれました」という喜びの声をお聞きしました。

前回9月議会で、「福祉センターの多目的トイレを滑川まつりなどの行事のときに使用できるようにしてもらいたい」という町民の方々の率直な要望をお伝えしました。今回11月3日の滑川まつりで早速実行され、トイレを全て開放していただき、「きれいで快適なトイレを使えてとてもよかった」という声をお聞きしました。

今回、質問の中には、「難しいと承知はしているが、町の未来の展望として聞きたい」というものもあります。少しでも誰もが暮らしやすい町づくりにつながることを願い、質問します。

①、役場から出た深谷東松山線道路のT字路に信号を設置できないでしょうか。今後、新しいコミュニティセンターが建設されたときに、T字路を通過する車両が多くなり、流れをスムーズにするために設置を望む要望があります。

②、町道108号線、102号線が交差するいわゆる月輪交差点と滑川町役場北、セブンイレブンのところですが、滑川町役場北の信号を歩車分離信号にできないでしょうか。

③、月輪交差点から宮前小学校へ向かう通学路の歩道を広げることができないでしょうか。歩いている小学生と自転車の中学生が狭い歩道を譲り合っているが、時に中学生が車道にはみ出すことがある。

④つきのわ駅北口の有料駐車場脇に設置されている駐輪場が「自転車があふれていることが多々あり、そのときには入り口にも何台も駐輪され、中へ入って自分の自転車を取り出すことが困難である」という声があります。舗装をして駐輪位置を明示できないでしょうか。

質問事項の3、リチウムイオン電池の回収について。リチウムイオン電池の事故が多発しているという報道を目にします。リチウムイオン電池はこれまでの乾電池とは違い、充電すれば繰り返し使えるので大変便利ですが、そのリスクについては認識不足もあるようです。航空機内や新幹線車内でも事故がありました。日常生活の中で様々な事故も多発しています。今年4月には、環境省が策定した「市区町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策集」が発信されました。それを踏まえた町の取組を教えてください。今や生活に広く浸透しているリチウムイオン電池やそれが内蔵された製品について、町民一人一人がどのように取り扱うべきか確認をすることが大

切です。

①、日常使用しているどのような家電にリチウムイオン電池が使用されていますか。

②、その家電類を使用するに当たって、事故を起こさないための注意すべき点を教えてください。

本町での事故事例などは報告されていますか。

③、滑川町の回収方法に従い、その家電類を廃棄・処分する際の要領や注意すべき点を教えてください。

④、大型家電店やホームセンターなどにリサイクルボックスを設置しているケースもあると聞いています。町で共有している情報がありましたら教えてください。

質問は以上になります。よろしくお願いたします。

○議長（内田敏雄議員） 質問が終わりました。順次答弁願います。

質問事項1、夏季休業中の子どもたちの居場所についてのうち、①、夏季休業中に町として提供できる場所についてと、②、小学校3校の夏季休業中の平日の午前、午後の使用状況などについてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項1、夏季休業中の子どもたちの居場所についてのうち、①、新コミュニティセンターの活用についてと質問事項2、滑川町の安全・安心な環境づくりの推進についてのうち、①、信号の設置についてと、②、信号の歩車分離信号についてを稲村総務政策課長に、質問事項2、滑川町の安全・安心な環境づくりの推進についてのうち、③、通学路の歩道についてと、④、駐輪場の舗装、駐輪位置の明示についてを福島建設課長に、質問事項3、リチウムイオン電池の回収についてを関口環境課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、澄川教育委員会事務局長に答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、西宮議員のご質問に答弁をさせていただきます。

大きな質問の1番、夏季休業中の子どもの居場所についてのうち、質問の①、夏季休業中に保護者、子どもたちが望んでいる居場所の提供について町で提供できる場所はないでしょうかの質問に答弁をさせていただきます。夏休みには、ふだんの学校生活では得られない多様な経験を通じて、子どもの心身の休養とリフレッシュ、自律的な生活態度の形成、そして非認知能力の育成を図る重要な意義があります。この意義を最大限に生かすために家庭は極めて重要な役割を担います。例えば生活リズムの維持と健康管理、計画的な過ごし方のサポート、多様な体験の提供と促進、家族の一員としての役割の付与、コミュニケーションの充実など夏休み中の子どもたちの居場所としては家庭こそが最も重要であり、夏休みは学校教育の側面的な役割としてだけでなく、家庭が主導となって子どもの成長を育む貴重な時間的資産であると考えます。しかし、生活様式の多様化や共働き家庭の増加など様々な理由により、家庭以外で夏休み中の子どもの居場所を求める声があることも認識しています。

西宮議員がご質問の中でおっしゃるように、教育委員会では町内に組織されたこどもの居場所づくりネットワーク等と連携し、ネットワーク参加団体等が行う居場所づくりの取組を支援、協力しています。取組を行う場所の提供として、学校教育法第137条に基づいた学校施設の目的外使用として、体育館や校庭、校舎の一部教室などを申請に基づき地域社会の公共利用に開放をしています。ただし、校舎に関しては非開放部分に利用者が入らないように配慮する必要があることから、施設面で教室の配置、動線の確保、備品の設置状況、施錠の有無等の措置を講じる必要があります。町内の全ての校舎で開放が可能とはなっていません。しかし、事業内容を確認し、学校教育に支障の出ない範囲の利用ということであれば、学校施設の利用は可能となりますので、その際は各学校長へご相談いただければと存じます。

さらに、参加団体による講演申請に基づき、図書館やエコミュージアムセンター等の公共施設にてポスターの掲示や、学校を通して児童生徒へチラシを配布するなどを行い、取組の支援を行っています。また、中学校では毎年夏休み中に夏の学習会を学校が直接企画し、今年度については教員志望の大学生によるボランティアの方々にご協力いただき、自習教室の取組を実施いたしました。学年ごと教科別に校舎の教室を使用して学習会を展開し、8月18日から8月27日の期間で6日間、学力向上の観点から学習支援の場を提供いたしました。今後もこのような団体への支援や中学校での取組などを継続し、夏休み中の子どもの居場所の提供に努めてまいります。

次に、質問の②、小学校3校の夏季休業中の平日の体育館の使用状況について、また使用申請に基づく使用の可否について、大学生の企画立案による小中学生との活動に伴う小学校体育館の使用について答弁をさせていただきます。

初めに、小学校の体育館については、先ほどの答弁の中でお話ししたとおり、学校教育に支障のない範囲であれば希望する団体等の申請に基づき、社会体育施設として現在も貸出しを行っており、それは夏休み中であっても同様です。

次に、3校の夏休み中の体育館の使用実績ですが、土日の使用がほとんどとなっており、平日の使用は少なく、今年度は3校合わせて10件程度の使用となっております。

次に、夏休み中に借用した団体が町民に開放することが可能かどうかということですが、社会体育施設としての使用基準として、不特定多数の方に貸出しは行っておりません。申請者または申請団体による使用を前提に貸出しをしています。申請に当たっては、使用者全員の住所氏名等を記載していただいております。また、施設使用料の算出の際も、在住、在勤、在学等を確認する必要があるため、不特定多数の方々が自由に出入り可能とする使用については現在許可してはおりません。

最後に、大学生が企画立案し、共に小中学生と一緒に活動する取組についてですが、それはその内容により検討することとなります。先ほどからお話ししておりますとおり、学校教育に支障の出ない範囲での施設利用が許可となりますので、その上で、まずは参加料の徴収や物品の販売など営利

的な活動ではないこと、2つ目に他人や近隣に危害や迷惑を及ぼすおそれがないこと、3つ目に風紀を乱すおそれがないこと、4つ目に危険行為また施設や備品への損傷の可能性が高い行為がないことなど、管理上支障を来す可能性がないことを確認する必要があるとございます。そのため、主催の大学生から企画の内容、使用目的、使用方法、活動内容等を確認してから使用の可否について判断することとなります。

なお、体育館利用時に空調設備を使用される場合には、総合グラウンドのナイター設備と同様、受益者負担の考え方にに基づき、施設の使用料の減免等にかかわらず、空調設備使用料の徴収を見込んでいるため申し添えさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、稲村総務政策課長に答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、西宮議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1、夏季休業中の子どもたちの居場所についてのうち、子どもの居場所として新しいコミュニティセンターの活用についての件でございますが、現在、建設準備を進めているコミュニティセンターには、大ホール、会議室、和室、多目的室、調理室、交流ホール、ユーススペースなどを設置する予定でございます。交流ホールとユーススペースは、誰でも気軽に利用できる場所となり、子ども、若者たちだけでの利用も想定しております。ユーススペースにはカウンター席、テーブル席、電源設備、自動販売機等を設ける予定でございます。また、図書館のように学習場所としての利用も可能でございます。会議室等の貸出しルールにつきましては、今後検討でございますが、現在のコミュニティセンターの使用ルールでは、保護者や指導者がいれば部屋の貸出しも可能となっております。また、大学生や教職員経験のボランティアの方が責任者となって学習会を開催するという形もご利用いただくことができます。

新しいコミュニティセンターの運営につきましては、今後の検討となりますが、現在と同様となるという見込みでございます。新しいコミュニティセンターは、できるだけ多くの方がご利用いただけるように、施設、設備となるよう着実に建設を進めてまいります。

次に、質問事項2、滑川町の安全・安心な環境づくりの推進についてのうち、①、役場西側T字路への信号機の設置についてでございますが、滑川町役場入り口のT字路における信号機の設置については、歩行者優先順位が明確であることから、基本的に信号機の設置はできないと警察より話が来ております。また、役場正面の町道1497号線は総合体育館前までの位置で止まっており、新しいコミュニティセンター前の道路とは接続しておらず、一本の道路でつながっていない構造となっております。車両の通過、通り抜けを想定していないことから、役場入り口に信号機の設置は難しいと考えております。

また、交通量が多くなることが予想されることを理由としての設置はできず、あくまでも現状の

交通量等で判断されることとなります。そのため新しいコミュニティセンターが開設した後、交通量の変化や地域住民のご意見等を勘案しながら、東松山警察署への要望を検討してまいりたいと思います。

次に、②、月輪交差点及び役場北交差点の歩車道分離式信号機についてでございますが、歩行者保護の観点から見ると歩車分離信号への改善は有効であると考えます。特に歩行者と車両の通行を時間的に分離することで歩行者と車両の交差がなくなり、交通事故を大幅に減らせる点が挙げられます。しかし、車両通行の観点からすると、歩行者、横断車がいる場合には信号待ちの時間が現在よりも大幅に長くなり、交通渋滞が発生する可能性があり、地域住民の生活に影響が出ることも考えられます。また、歩行者の信号無視が増える可能性、信号の仕組みへの誤解から見切り発進が発生する危険性、視覚障害者や自転車利用者への配慮不足などが起こることも予想されます。特に月輪郵便局南側の月輪交差点は、交差点南側の近くに踏切があることから交通状況への留意が必要となっており、そのため地域住民の方のご意見等を勘案し、必要であれば東松山警察署への要望を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、西宮議員の質問に答弁いたします。

質問事項2の滑川町の安全・安心な環境づくりの推進についてのうち、③、月輪交差点から宮前小学校へ向かう通学路の歩道を広げることにはできないでしょうかについてでございますが、月輪交差点から宮前小学校の区間の歩道については、自転車歩道通行可の歩道となっており、自転車は歩行者の優先の上で通行できることになっております。この区間の歩道につきましては、通学による中学生の自転車と小学生の歩行者が混在しているため、平成28年度に東松山警察署と協議の上、自転車は車道側、歩行者は住宅側の歩道内に通行位置明示の路面標示を設置いたしました。

ご質問の歩道拡幅でございますが、当該路線は建物が隣接する場所も複数あり、現実的に歩道の拡幅は難しい状況です。現在も町から学校を通し通学マナー等を指導しておりますが、今後も歩道内の歩行者優先、自転車の横並び禁止、自転車は車道側、歩行者は住宅側等、ルールの徹底を指導してまいります。

次に、④のつきのわ駅北口の有料駐車場脇に設置されている駐輪場があふれている、入り口にも何台も駐車され、中へ入って自分の自転車を取り出すことも困難であることから、舗装して駐輪位置を明示できないでしょうかについてでございますが、つきのわ駅には平成14年3月の開業に合わせて、駅利用者の方を対象とした町営の無料駐輪場が南口、北口ともに整備、設置されております。ご質問でございます駅北口の未舗装の駐輪場は、平成14年の駅開業時は設置されておらず、月輪土地区画整理事業の進捗が進んだことによる人口増加に比例した駐輪場利用者の増加により追加整備

された施設であり、現在は敷砂利による駐輪場となっております。当該駐輪場は、本来の目的として、地域住民の安全安心の確保、治安の維持向上のため交番の設置を要望している用地として確保されていることもあり、建築物の設置、舗装等を含め一定規模以上の整備予定は考えておりません。しかしながら、駐輪場の混雑については町としても課題として認識しており、職員によるパトロールの実施、駐輪方法に係る掲示等の啓発活動、定期的な放置自転車の撤去作業等を実施し、駐輪場の適正な利用の推進に努めております。

今後も月輪地区の人口増加に伴い多くの駅利用者による駐輪場の利用が見込まれるため、整列駐車を促す有効的な啓発活動、パトロールの強化等の適正利用に資する対策を検討し、利用者の皆様が安心して安全に利用できる駐輪場の環境づくりに取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（内田敏雄議員） 最後に、関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、西宮議員さんからのご質問、リチウムイオン電池の回収についてのご質問に答弁をいたします。

昨日の中西議員さんからのご質問に答弁したことと重複をいたしますが、使用済小型電子機器の再資源化の促進に関する法律、通称小型家電リサイクル法が令和3年3月に改正され、使用済小型電子機器等の再資源化目標が年間14万トンに設定されました。これは1人当たり年間1キログラムを目安とした数字でございます。滑川町におきましては、現在、小型家電は金属類として分類し、スチール缶等の他の金属製の製品と混合して収集をしており、滑川町における小型家電のみの収集量は把握できておりません。また、現在、政府は、モバイルバッテリー、ポータブル電源、加熱式たばこ機器、電子たばこ機器を令和8年度から法対象に加える方向で検討を進めているということでございます。これらを踏まえまして、滑川町は一部事務組合として共同で一般廃棄物を処理している小川地区衛生組合として現在方向性を協議しているところでございます。

それでは最初に、①、日常使用されているどのような家電にリチウム電池が使用されているかのご質問でございますが、広く一般的にスマートフォン、携帯型充電器、電気かみそり、ハンディフォン、また電子たばこ、携帯ゲーム機、電動式おもちゃがそれに当たります。近年では生活水準の向上から新しい製品も多く製造されるようになり、リチウムイオンバッテリーを含む多種多様な製品が多く市場に出回っております。

続きまして、②、家電製品の使用に当たり、事故を起こさないために注意点についてのご質問でございますが、これも広く一般的なお話となりますが、取扱説明書を御覧いただき、分解等のメーカー想定外の使用は避けていただくこと、またリチウムイオン電池の特性として、強い衝撃と高温に長時間放置されることに起因する事故が大変多く発生していることから、そういった使用を控えていただくことが大事ではないかと考えております。

また、環境課で把握しております廃棄にあたりリチウムイオン電池を回収中間処理時に発生する事故の件数となりますが、今のところリチウムイオン電池が起因する事故の報告はされていません。

続きまして、③、リチウムイオン電池やそれが含まれる家電の廃棄方法についてのご質問でございますが、町では小型家電製品は金属類の日に排出していただけるようになっており、電池やバッテリー類が取り外し可能なものは取り外していただき、集会所等31か所、公共施設4か所に設置してあります回収ボックスへ排出していただくようお願いしております。また、バッテリー類が取り外し困難なスマートフォン等については、しっかりと放電した状態で金属類の日に排出いただくようお願いしております。排出する際の注意点についてですが、まず分別をしっかりと守りいただき、金属類の日に排出をしていただくこと、そしてバッテリーが膨張しているような不安定なものについてはしっかりと放電していただき、小川地区衛生組合への自己搬入をお願いしております。

また、近年の技術進歩が進み、廃棄する際にバッテリーの取り外しが困難となっている製品も多く出回るようになり、消費者として廃棄しづらい傾向となっておりますのも現状でございます。そこで、小川地区衛生組合として、現在バッテリー類を含む小型家電の対策を検討中でございます。このことについては早急に対策を講じられるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、④、家電量販店やホームセンター等でリチウムイオンバッテリーリサイクルボックスの設置状況についてのご質問でございますが、現在、国内メーカーのほとんどのバッテリー類は一般社団法人J B R Cの協力店で回収が可能となっております。J B R Cとは、小型充電式電池メーカー、小型充電式電池使用機器メーカー、これらの輸入事業者等で構成されております。小型充電式電池メーカー、同電池の使用機器メーカー、それらの輸入事業者は、資源有効利用促進法に基づいて小型充電式電池の回収、再資源化が義務づけられております。小型充電式電池の回収、再資源化のリサイクル活動を行う団体であるJ B R Cの会員になることによって、その義務を果たすことができるという名目で組織された団体でございます。この団体において積極的に回収しております品目には、ニッカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池の3種類となっております。町内では、なめがわ森林モール内のベシア電器と、つきのわ駅前にありますDCMつきのわ駅前店にございます。その他近隣では、東松山市にございますヤマダデンキ、ケーズデンキ、スーパービバホームや嵐山町のベシア電器等に回収ボックスが設置してございます。J B R Cの会員以外のバッテリー類については、当回収ボックスへの投入はできませんので、個別にメーカーへのご相談をいただくようになります。

以上、答弁といたします。

○議長（内田敏雄議員） 西宮議員、再質問願います。

○6番（西宮俊明議員） 大変丁寧なご答弁を本当に心から感謝いたします。

夏季休業中の子どもたちの居場所についてですけれども、学校施設の使用について、授業内容に

より可能であり、相談をとということで、大変ありがたいと思います。既に小中学生対象の無料学習教室を開催している団体があります。そして、夏季休業中の平日の昼間の時間帯にも実施が可能になるとよいと思います。切に願います。

再質問を1点させていただきます。先ほどの説明で、私は滑川中学校がすばらしい取組をしていると思えました。そのすばらしい取組をしているという観点で、大学生のボランティアの協力で行っている夏の学習会の概要を、もう少し分かる範囲で詳しく、分かりましたらば教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、西宮議員の再質問に答弁をさせていただきます。

滑川中学校で取り組んでいる夏の学習会ですが、これは毎年実施をしておりますが、年度によって取組の形が若干違ってきます。今年度につきましては、夏休み後半の8月18日、19日、20日、25日、26日、27日の6日間の午後の時間、こちらを使って本校舎の3年生の教室、こちらにて学年ごとに教科別で実施をしています。

まず、1年生ですが、1年生では1日1教科で、数学、理科、社会、英語、国語について、宿題として出された「基本の夏」を教材にした自主学習を中心とした学習会で、各回とも10人から15人の生徒が参加をしていました。

2年生では1日2教科で、英語、社会、数学、国語、フリー教科について、やはり自主学習を中心に実施をいたしました。特に数学については時間を多く設定し、今回は重点的に取り組んでおります。こちらは10人から20人くらいの生徒が参加していたということです。

3年生では、数学、英語、国語、社会、理科、フリー教科について、補修授業と自主学習中心の学習会を実施いたしました。補修については30人前後、自学学習会については10人から20人くらいの参加でした。

どの学年の学習会でも教科の先生が1名から2名、また教頭先生か教務主任の管理職の先生が指導に入っています。併せて教員志望や教育実習の経験のあるボランティアの大学生が1日当たり3人から6人来校していただき、教室での指導に入っていました。そして、生徒の学習支援に携わっていただいたという状況です。

家庭ではなく学校の教室で自学に集中できるとともに、教室の先生や大学生の方に理解できないところなどについて自由に質問ができる機会もあったということで、参加した生徒たちもこの学習会を有効に活用していたということです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 西宮議員、再質問願います。

○6番（西宮俊明議員） 大変に詳しく教えていただきましてありがとうございます。今のお話をお

聞きして、滑川中学校、本当にすばらしい進路実績を上げている中に、こういう本当に丁寧な取組もあるのだなというふうに思いました。また、建設準備を進めているコミュニティセンターも多くの方が利用できる整備を進めていくということで、ありがとうございます。また、今後、空調設備が稼働する小学校体育館が夏季休業中も有効されるように私も努めてまいります。

質問事項の2に関しまして、滑川町の安心・安全な環境づくりについて、こちらもこれは感想ですけれども、役場から出たT字路の信号や歩車分離信号について、利点と課題等、両面についてよく分かりました。今後、設置が必要になった際にはご検討をお願いいたします。

通学路の歩道に関しても、歩道の拡幅は難しい中、毎日の交通指導員の方、先生方、保護者の方々の交通安全指導への尽力に頭が下がります。そして、つきのわ駅北口駐車場に関して答弁いただきましたように、駐輪方法に関わる掲示等の啓発活動をしていただいていることが、私も時々利用していますので、よく分かります。この駐輪場に関して、今後まだ舗装はできなくとも、できる範囲での駐輪の仕方の改善方法など、住民の皆様から提案された場合には、また建設課と相談をさせていただきます。

最後の質問事項3ですけれども、リチウムイオン電池の回収について様々な課題がある中で、町の取組に感謝いたします。丁寧に答弁をいただきありがとうございます。今後、資源を再利用する、さらなる循環型社会の構築が必要であると思いました。いずれにしましても、一つ一つの質問に丁寧に答弁をいただき感謝いたします。大変にありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、西宮俊明議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は11時30分とします。

休 憩 （午前11時16分）

再 開 （午前11時30分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◇ 阿 部 弘 明 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位7番、議席番号5番、阿部弘明議員、ご質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明でございます。質問させていただきます。よろしくお願いたします。

まず第1に、不登校児童生徒への町の支援の拡充をというテーマです。全国の小中学校の児童生徒の不登校は、この10年間で3倍になり約35万人。町の不登校数は2020年で小学校が7人、中学校20人、それが2024年に小学校8人、中学校38人となり、中学校では4年間で倍近い増加になってい

ます。中学校では学習支援「つぼみ」の設立や昨年度から職員配置を2人に増やすなど対策を強化し、教育相談室の拡充など有効な役割を果たしていると聞いています。そして、少なくない教員たちが子どもに寄り添おうと家庭訪問や電話などで、つながる努力をしているということもお聞きいたしました。その努力に感謝すると同時に、次の点について改善を求めています。

第1に、行き渋りや不登校で悩んでいる子どもや保護者への支援についてです。以下についてお伺いします。

親への支援。

- ①、専門家などの協力を得て相談体制の拡充を。
- ②、フリースクール費用や交通費などの支援を。
- ③、フリースクールなどの施設の情報を発信すること。
- ④、不登校は介護休業（通算93日まで、賃金補償あり）の対象になることを周知徹底させること。
- ⑤、不登校の親同士が悩みを共有し励まし合うネットワークづくりを支援すること。

子どもの居場所、学び場の整備について。

①、学習支援室「つぼみ」だけでなく、小学校、中学校ともに「学習」に限定しない子どもの自由が保障される居場所づくりを行うこと。

②、フリースクールへの公的支援。

③、子どもが自由に無料で過ごせる居場所の提供。図書館のフリースペースの拡大、また地域集会所の活用など。

第2に、子どもが通いたくなるような学校にすることではないでしょうか。不登校が急増したのは2013年、学校での競争と管理を強化させた第二次安倍政権とともに始まっています。学校に極端な競争と管理を持ち込み、学校が子どもに合わなくなってきたことを考える必要があります。

①、忙し過ぎる学校。小学校4年から毎日6時間授業。休み時間が削られ、給食もゆっくり食べられない。遠足などの楽しい授業が減らされています。学校では学習指導要領の弾力的な運用が必要なのではないのでしょうか。

②、全国で行う学力テストに加えて、埼玉県の学力テストは市町村を点数競争に巻き込み、教育現場にプレッシャーを与えています。中止を求めること。

③、教員も追い詰められ、長時間労働が止まらず「子どもと向き合う時間がない」のが現状です。30人以下学級の実現などを求めます。

以上、お考えをお伺いいたします。

次に、戦争の記憶を伝え継ぐためにというテーマです。先日行われた町の戦没者追悼式が行われました。そこで話題になったのが100歳以上の方の男女比で、男性が極端に少ないということでした。これには戦争が大きく影響しているのではないのでしょうか。滑川町でも、現在ご存命であれば100歳から104歳になる方が104人も戦死し、その多くは遠い中国大陸やフィリピン諸島、ニューギ

ニア諸島、インドシナ半島や太平洋上で、遺骨も帰らない方が多いのです。日本が行った無謀な侵略戦争の犠牲となったのです。先日、高市首相は「台湾有事は存立危機事態になり得る」と国会で発言し、台湾有事で日本が参戦する意思表示を示し、中国などから強い抗議が上がっています。安倍政権以来、憲法違反の集団的自衛権行使を容認し、安保3文書で敵基地攻撃能力の保有、長距離ミサイルの全国的な配備、さらに軍事費のGDP2%前倒しなど、もはや戦争前夜の様相です。改めて、町の戦争の爪跡から戦争がいかに愚かであり人々を苦しめ悲しめることになるかを私たち自身が確認し、後世に伝えることが重要です。

日本政府は敗戦間際の本土決戦を宣言し、学徒動員、特攻作戦、沖縄では時間稼ぎのために住民を巻き込んだ地上戦などの無謀な作戦で多くの犠牲を生み出しました。この時期に戦争や原爆、空襲で犠牲になった方は戦争全体の犠牲者の70%を超えています。滑川町でも戦没者の65%がこの時期に亡くなっています。同時に国は首都にある軍事施設、飛行場、軍事工場、弾薬庫などの疎開を決定し、その疎開先に比企地域が選ばれます。吉見町の百穴には中島飛行機の工場が移転し、松山や江南、小原飛行場の建設、福田には立川工場の部品工場の移転のため、地下軍事工場建設のための巨大な地下ごうが50人から100人の朝鮮人を動員して掘られました。ほかに燃料保管の地下倉庫も水房や羽尾などで掘られました。これらの記録を調査した記録が1981年から1987年頃に滑川高校郷土部により「部報 比企」全7巻としてまとめられ、1985年には東松山文化会館で滑川高校、大宮北高、浦和工業高校による3校合同による「戦争、闇からの叫び…知られざる地下軍事施設の実態」と題して発表会が行われています。高校生の調査では、今ではもう聞けない当事者からの聞き取りもあるなど貴重な資料です。町はこれら資料の保存に努めるべきです。また、町の図書館に蔵書として置くべきではないでしょうか。福田の地下ごうの穴には、現在、確認できる3か所、1か所はほぼ埋まっている状態の保存と、その歴史を知らせる説明板の設置をお願いします。お考えを伺いいたします。

3点目は、福祉避難所の整備についてというテーマです。東日本大震災では、犠牲者の過半数が高齢者。障害者の犠牲者は被災者全体の約2倍。令和元年台風第19号では、犠牲者のうち高齢者の割合は約65%、令和2年7月豪雨では約79%でした。そのため、国は令和3年「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を改定し、町も防災計画を改定しています。以下、お伺いいたします。

指定福祉避難所についてです。

- ①、開設時期はいつか。
- ②、町が指定している5か所の福祉避難所に現在利用している以外の要配慮者が入ることができる人数は何人か。
- ③、国は、指定福祉避難所への直接の避難の促進としておりますけれども、町での計画は。
- ④、要配慮者の福祉避難所への誘導について。
- ⑤、災害救助法が適用された場合の生活相談員や備品の整備状況は。

⑥、福祉避難所を支える支援者の確保計画は。

⑦、要配慮者の名簿や名簿外への連絡体制は。

⑧、スクーリングの計画は。

要配慮者についてです。

①、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児などの名簿はどう整備されているのか。その人数は。また、更新は行われているか。

②、防災計画にある名簿に掲載されてない要配慮者として、妊産婦や乳幼児、外国人や旅行者が上げられているが、その把握と情報を伝え援助する手段は。

③、安否確認はどのように行うのか。

④、外国人に対する情報発信や支援体制は。

次が、町の防災計画では指定避難所における配慮として。

①、生活物資の供給で、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品など配布を行う場合は配布場所や時間を別に設ける。

②、避難所内に要配慮者のために区画された場所を提供する。

③、職員、民生委員などによりチームを編成し、要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケアなど巡回サービスを実施する。性犯罪や配偶者間暴力を防ぐため女性相談窓口を設けなどとしています。その体制と必要な訓練について、どうなっているかお聞きいたします。

最後に、物価高騰下での上下水道料金、国保税の引上げに伴う住民の暮らし支援策をというテーマです。物価高騰が止まりません。これに加えて来年度からは町による上下水道料金、国保税の値上げが行われます。町はその住民への影響額をどのくらいと判断していますか。各家庭の所得別、水量別の影響額を伺います。また、その影響を抑えるためにどのような手だてを尽くすのか、施策について伺います。

国保税については、富士見市では今年度、子育て世帯を中心に2025年度の税率改定で上がった均等割額の増額分の半額を減免をしています。町でも同様の減免制度など検討すべきと考えますが、お考えをお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（内田敏雄議員） 質問が終わりました。順次答弁願います。

質問事項1、不登校児童生徒への町の支援の充実をについてと質問事項2、戦争の記憶を伝え継ぐためにについてのうち、資料の保存についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項2、戦争の記憶を伝え継ぐためにについてのうち、地下ごうの保存と説明板の設置についてと質問事項3、福祉避難所の整備についてのうち、指定福祉避難所についてと、要支援者についてのうち、②、名簿に掲載されていない要配慮者の把握についてと、③、安否確認についてと、④、外国人に対する情報発信や支援体制についてと指定避難所における配慮についてを稲村総務政策課長に、質問事項3、

福祉避難所の整備についてのうち、要支援者についてのうち、①、名簿の整備と人数、更新についてを篠崎高齢介護課長に、質問事項4、物価高騰下での上下水道料金、国保税の引上げに伴う住民の暮らしの支援策をについてのうち、各家庭の所得別、水量別の影響額などについてを神田上下水道課長に、質問事項4、物価高騰下での上下水道料金、国保税の引上げに伴う住民の暮らし支援策をについてのうち、国保税の均等割額の減免制度の検討についてを島田税務課長にそれぞれ答弁願います。

暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

休 憩 (午前11時46分)

再 開 (午後 1時00分)

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

14番、井上章議員から早退届が提出されましたので、ご報告いたします。

初めに、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

1、不登校児童生徒への町の支援の拡充の第1の行き渋りや不登校で悩んでいる子どもや保護者への支援の親の支援の①、専門家などの協力を得て相談体制の拡充ですが、現在、町では不登校対策に限らず、様々な場面や機会での相談ができる体制、窓口を確保し、児童生徒や保護者に対する支援を行っています。担任の先生や養護教諭、管理職などによる各校の相談窓口をはじめ、町教育相談室の設置、スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの配置、巡回相談の実施などに取り組んでいます。町の教育相談員は2名とも元教員であり、豊富な経験等幅広い知見を持ち、児童生徒に真摯に向き合っています。スクールカウンセラーの2名については、スクールカウンセラーの資格はもちろんですが、公認心理士、臨床心理士や学校心理士、上級教育カウンセラー、ガイダンスカウンセラー等の資格も有しており、心理学講師や各種相談員の実務経験もある方々です。スクールソーシャルワーカーの方については、スクールソーシャルワーカーの資格に加え、スクールカウンセラー、教員免許、心理発達心理士、ガイダンスカウンセラーの資格を有した方に携わっていただいています。

また、場合によって町での対応に加え、必要に応じて県教育委員会相談窓口や他市町村の教育支援センターと連携を図り支援を行っており、それぞれが専門的な知識と資格、また豊富な相談経験等を持つ人材を配置した本町の相談体制は、他市町村と比較しても遜色のない充実した体制となっていると自負しています。町としてもこの体制を維持しつつ、予兆を含めた初期段階から不登校のリスクを把握し、早期支援につなげていきたいと考えています。

次の親の支援の1の②、フリースクールの費用や交通費などの支援についてです。フリースクールには国からの公的援助がなく、費用は全額自己負担となっているのが現状です。これは、フリースクールに明確な定義がなく、学校教育法や学習指導要領に準じたものではないためです。そのため、憲法第89条の公の支配に属さない教育事業には公金を支出したり利用させてはならないという規定に基づいています。町でもフリースクールへの直接の補助については、先ほどの理由により現在は考えていません。また、フリースクールへ通う児童生徒の学費や交通費に対する町独自の補助金等の支援は、町の財政状況や町内学校及び町外の私立学校等へ通う方の平等公平の観点などからも考慮し、現在は考えておりません。

ただし、フリースクールへ通う児童生徒に対して既に町が行っている支援措置もございます。1つは、町で定めた不登校児童生徒の出席扱いに係るガイドラインに基づき、フリースクールへの登校を指導要録上の出席として扱うことで、進路選択上で不利益になることを回避しています。また、出席扱いとしたフリースクールについては、これに係る給食費を無償化の対象とし、保護者への経済的支援を実施しております。

次の親への支援の1の③、フリースクール等の施設の情報発信についてです。具体的な施設名を挙げて特定のフリースクールについて積極的に情報発信することは、営利に関わることもあり、実際の立場としてはできませんが、不登校児童生徒やその保護者に対して、登校すること以外での学習支援、進路選択上の不利益の回避、社会的自立への支援につなげる選択肢の一つとして、フリースクールの存在を伝えることは可能であり、そちらについては既に実施をしています。また、相談者等からの意向により、今までの町からの就学例として具体的な施設名を挙げて情報提供することは可能となりますので、その際は町が持っている当該施設の情報を提供しております。

次に、親への支援のうちの④、不登校は介護休暇の対象になることの周知徹底、こちらについてですが、不登校の子どもを持つ保護者は、阿部議員がおっしゃるように、特定の条件下で介護休暇を取得できる場合がございます。介護休暇は、負傷や疾病、精神、身体の障害により、常時介護を必要とする状態にある家族を介護する際に利用できる制度です。不登校の子どもに適用される場合は、不登校の原因が精神的な疾患や発達障害によるもので、それにより常時見守り等が必要な状態であると医師による診断書などにより公的に証明され、判断されたときにその可能性があるため、不登校というだけで一律に適用されるわけではございません。したがって、それぞれ個別に判断する必要があることに留意しなければなりません。不登校の子どもを持つ保護者が離職をせず仕事を続けるために、介護休業や休暇の活用を必要とする際にはこのような情報提供を行い、職場へご相談されるよう助言してまいります。

次に、親への支援の1の⑤、不登校の親同士が悩み共有し励まし合うネットワークづくりの支援についてです。不登校の親同士が集まり悩みや経験を共有し、精神的な支えを得る居場所として、通称「親の会」と呼ばれる活動団体がございます。これには、精神的な負担の軽減と孤独感の解消、

生きた情報交換と知識の獲得、保護者自身の意識の変容と成長、地域の支援体制の構築などの意義がございます。多くの親の会がNPO法人や民間の保護者グループによって自主的に運営されています。これら民間の親の会を町が直接的に支援することは、現在考えておりませんが、不登校の子どもを持つ親への支援として、このような団体を県ホームページを通して紹介することは可能です。

また、県では不登校の子どもを持つ保護者向けの情報をまとめたウェブサイトを運営しています。ここには不登校の子どもの支援をテーマにした講演会の動画や不登校を経験した子どもやその保護者からの体験談であったり、また不登校の子どもを支えるためのセミナー等の情報も掲載されています。こういった情報を提供することで間接的な支援をしていきたいというふうに考えています。

次、第2の子どもの居場所、学び場の整備のうち、①、小中学校ともに学習に限定しない子どもの居場所についてです。滑川中学校に設置している学習支援室「つぼみ」については、町費により2人の学習支援員を配置し、令和3年度より設置運営しています。この「つぼみ」は、校内の空き教室を利用して、登校はできたが教室に入れな生徒の居場所や学習環境を提供し、自分のペースで学習や学校生活が進められるようにすることを目的にしています。これは、令和5年3月に文部科学省がCOCOLOプランで提唱し、現在も推進している校内教育支援センターの先駆けとなる取組で先進的なものでした。ここでは学習面での支援を主な取組とはしていますが、それだけではございません。児童生徒の学校内の居場所の一つとしての役割と機能も併せ持ち、児童生徒のペースに合わせた相談を受けたり、気持ちを落ち着かせてリラックスしたいときに活用したりなど、緩やかに学校復帰や在籍学級に復帰する場としても活用しており、多様な学びの場の提供の一翼を担っています。

不登校については、低年齢化の傾向が本町でも見られ、学習支援室「つぼみ」のような居場所が、今後小学校でも必要になる可能性があります。その際には、空き教室の状況や学習支援員等の人材確保、また町の財政状況を勘案し、総合的に判断し、設置に向けた取組に着手したいと考えています。

次に、子どもの居場所、遊び場の整備のうち、②のフリースクールへの公的支援についてです。こちらは、先ほど親への支援のうちの②の質問と同様という形で答弁させていただきます。

次に、子どもの居場所、遊び場の整備のうちの③、子どもが自由に無料で過ごす場所の提供についてです。教育委員会が所管する施設としては、図書館やエコミュージアムセンター、公民館等がございます。これらの施設は、開館時間内であれば平日の放課後や土日の休日など、子どもたちが無料で自由に過ごせる場所として活用することが可能です。図書館の2階に設置した読書室は40席を備えており、平均利用人数についてですが、平日では2人から5人、土日など休日は5人から10人ぐらいのようです。また、中学校のテスト期間などは15人から20人ぐらい利用があるということですが、いずれにしても、どの時間帯でも空席がございますので、利用は可能となっています。

また、エコミュージアムセンターでは、施設中央のライブラリーに10席、中庭のデッキには15席

ほど整備をしています。こちらも開館時間であれば子どもたちが無料で自由に利用することができます。また、地域の集会所については、各地区での所管となりますので、事業実施主体、使用目的、使用日時等を明らかにして、該当地区の区長さん等にご相談いただければと存じます。

なお、新たに建設されるコミュニティーセンターには、そうした誰もが自由に出入りできるユーススペース等を整備する予定となっているということです。

次に、第2の子どもが通いたくなる学校づくりのうち、①、学校での学習指導要領の弾力的運用についてです。学習指導要領は、全国のどの学校でも一定水準の教育を受けられるようにするため、文科省が定めた教育課程編成上の大綱的な基準であり、教育基本法や学校教育法などの教育関係法令を踏まえ、学校教育法施行規則の規定に基づき告示されたものです。これは、学校現場が逸脱できない客観的な基準を示した法規的な性格と地域や学校の実態に応じて創意工夫の余地を残した大綱的な性格の両方を有しています。弾力的運用は、ここで示されている教育の内容の骨格や目標を逸脱しない範囲での創意工夫や柔軟な実施を指すものでございます。基本的な枠組みや必修内容を遵守する中で、各学校の主体性や創意工夫が担保されています。現在も、本町では標準時間実数を超えた余剰分についての削減の調整を図ったり、授業内容等では、各校で地域や学校独自の特色を生かした教育課程を編成し、実践をしています。

また、本町の学校現場における授業間の休み時間や給食の時間ですが、小学校では業間休みが10分から20分、給食だけの時間で40分から45分間を確保しています。中学校では、業間休みが10分間、給食の時間は40分確保しています。校外行事につきましても、小学校では1年生で遠足、3年生、4年生、5年生、2年生で社会科見学や校外学習、6年生では国会見学、こころの劇場の観劇、修学旅行など各学年で必ず1回以上は実施をしています。中学校では、1年生では校外学習や3dayチャレンジ、2年生で修学旅行、3年生でも受験後に校外学習などを実施しています。

なお、次期の学習指導要領の議論では、特定教科の授業時数を削減する調整授業時数制度、これ仮称なのですが、こちらの導入が今提案されています。これにより、さらなる柔軟化の方向性が示されているとともに、教育の自由度が向上することが見込まれております。

次に、第2の子どもの通いたくなる学校づくりのうち、全国学力・学習状況調査及び県学力・学習状況調査の中止についてです。全国学力・学習状況調査の主な意義ですが、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上、各学校教育委員会の教育施策の成果と課題の把握、改善、そして児童生徒一人一人の学習状況の改善にあります。特に学校現場では児童生徒の学力・学習状況を把握し、指導の充実や学習状況の改善に役立てるとともに、個人票が児童生徒に提供されることで自身の学習状況を振り返り、自らの学力向上や学習意欲の向上につなげられるものです。また、県学力・学習状況調査の主な意義については、児童生徒一人一人の学力の状況や学習に対する意識を詳細に把握、分析し、教育施策や学校における指導方法の改善に役立てることにあります。児童生徒の学習内容の定着度や複数年にわたる継続的なデータの分析により、児童生徒一人一人の学力がどれだけ

伸びているかななどの学力の推移を把握する点に特徴があります。町としては、いずれの調査も単なる学力測定にとどまらず、得られたデータを活用して具体的な教育改善、授業改善につなげるための重要なツールであると考えています。また、どちらの調査についても、本町は市町村名を公表しておりませんので、他市町村との比較で、学校の先生方が一喜一憂することはなく、周りからのプレッシャーも感じることはありません。あくまでも前述の目的のために活用する資料といった位置づけでおります。

さらに、今後は児童生徒一人一人について、何が課題になっているのか、何につまずいているのかを分析することを予定しています。子どもたちの学びの本質、理解できたときの喜びに寄り添うことができるよう、より効果的できめ細かい指導につなげていくため、つまずきの分析の具体的な方策を次年度以降取り組んでまいりたいと考えております。

次に、第2の子どもが通いたくなる学校づくりのうち、③、30人以下の学級の実現についてです。不登校が生じない学校づくりを考える上で、子どもたちから見て魅力ある通いたくなる学校づくりを推進することは、大変重要なことであると認識しています。そのためには、まず教職員がやりがいを持って損なうことなく、負担軽減が図れるよう学校における働き方改革を学校と連携して推進し、教職員を取り巻く環境を整備し、子どもと向き合う時間をより多く確保することが大切です。滑川町では、滑川町教職員働き方改革基本方針を策定し、各種対策を図っています。教職員の働きやすい環境を整え、町の学校で働くこと、町の子どもたちに指導することに誇りとやりがいを持って支援助けてまいります。また、小学校では今年度に制度が完成しましたが、中学校においても令和8年度より35人学級が順次導入されようとしています。よりきめ細かい行き届いた指導や教職員のさらなる負担軽減を図るため、より少人数となる30人学級の実現について、機会があることに要望するよう検討してまいります。

次に、大きな2番、戦争の記憶を伝え継ぐための質問1、滑川高校郷土部が作成した「部報比企」についての図書館の蔵書についてです。現在、滑川町図書館には「部報比企」の蔵書はございません。しかし、発行元である滑川総合高校に確認したところ、全7巻あるうち3巻、5巻、7巻のみ予備があるというため、各1部ずつ寄贈は可能ということでした。ただし、「部報比企」については、個人情報が多く記載されているため、寄贈をしていただいた場合、当館の扱いとしては館内閲覧のみ、かつ複写の際は個人情報が記載されている箇所について不可等の制限を設けたいと考えております。また、寄贈が受けられない場合、今回の資料については、県内で全館蔵書している図書館が東松山市立図書館と埼玉県立図書館のため、東松山市立図書館か埼玉県立図書館での閲覧を案内、もしくは埼玉県立図書館から取り寄せて滑川の図書館で閲覧していただく方法をご案内する形となります。滑川町立図書館として可能な限り滑川町や比企地域に関する郷土資料を収集していくように努めていきたいと考えておりますが、現物を収集できない場合でも利用者が資料の内容を閲覧できるよう、埼玉県立図書館や県内の公立図書館と連携していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項2、戦争の記憶を伝え継ぐためにについて答弁いたします。地下軍事工場跡の関係につきましては、今年の3月議会及び9月議会の一般質問で2回答弁させていただいております。ご質問にあります本町大字福田にあります地下軍事工場は、立川航空廠が飛行機部品の備蓄及び組み立てのために造ったものでございます。この軍事工場は過去に広報紙の中でも数回取り上げられております。当該場所は民有地であり、また長年の風化と地盤の劣化により、地下壕は内部、周辺ともに崩落の危険性が高く、立入りが極めて危険な状態となっております。そのため、来訪者を誘引する可能性のある説明板や案内表示を敷地内の内外に設置した場合、第三者が誤って危険区域に接近するおそれがあり、安全確保の観点から適切ではないと考えております。また、民有地であることから、交通誘導につながる表示物の設置は管理責任上も困難であり、現状では説明板の設置は不可能であると考えております。

つきましては、町ホームページや広報紙等を活用し、戦争に関連する貴重な戦跡や歴史的価値を適切に伝え、改めて戦争の悲惨さ、平和の尊さを実感していただくことが重要であると考えております。

次に、質問事項3、福祉避難所の整備についてのうち、指定避難所についてでございます。①の福祉避難所の開設時期は、要配慮者の避難が必要と判断した場合に町から施設へ依頼し、福祉避難所を開設いたします。

②の5か所の指定福祉避難所の受入れ人数ですが、療護園滑川は100名、滑川珠美園は30名、ふれあい大笑庵は5名、生活介護事業所たけのこは30名、放課後等デイサービスソレイユは5名となっております。

③の町では要配慮者の個別避難計画の作成の際に、避難所まで調整できている方につきましては、直接避難できるように個別避難計画に明記をいたします。災害時にはあらかじめ決めてある指定避難所へ直接避難するように支援してまいります。

④の要配慮者の避難所への誘導については、事前に個別避難計画にて避難経路、本人及び家族と一緒に把握しておくことが可能ですが、大規模な災害時の誘導については、ご自身及び家族での対応となると思われます。また、個別避難計画を作成する際には隣近所にも協力をしていただき、いざというときに支援していただけるような体制を構築していくことが必要となります。このようなことから、個別避難計画の作成の際には、本人やご家族と丁寧に話をしながら作成していく必要がございます。

⑤の災害救助法が適用されるほどの大きな災害の際には、町でも相談窓口を設けますが、埼玉県

が行う専門チームによるサポートなどを利用し、支援に当たることとなります。また、備品につきましては、今年度、各指定避難所への資機材を整備していくため、今後、福祉避難所へも施設と連携しながら順次整備を進めてまいります。

⑥の福祉避難所へ避難してきた方については、福祉避難所の協定を締結している施設職員に主に対応していただくこととなります。施設ではできる限りの支援をしていただく予定でございますが、既に入所中の利用者の支援もでございます。現状では町職員の派遣も考慮しますが、他の福祉事業所との相互連携が図れるような体制を構築していきたいと考えております。

⑦の要配慮者の状況については、高齢者は高齢福祉課、障害者は福祉課、乳幼児や妊産婦は健康づくり課など各担当課で把握し、連絡体制についても個別避難計画で定めてまいります。

⑧の避難行動要支援者については、現状の避難行動要支援者避難支援プランによって対象者を決めておりますが、現在策定中の防災計画に基づいて対象者の見直しを行っており、実際に自分自身や家族の支援によっても避難所へ行くことができない方を対象者と絞り込んでいく予定でございます。

次に、要支援者についてのうち、②、避難されてきた妊産婦や乳幼児、外国人への対応としては、各担当課で把握し、情報発信は防災行政無線、ホームページ、電子メール、LINE等を活用しております。

③の安否確認については、日頃から隣近所との交流や自治会活動で参加することにより、お互いの安否確認ができる体制づくりを自らもしてもらいたいと思います。今年の防災訓練でも、タオルで知らせる安否確認訓練を実施しているのも大切な取組の一つとなっております。

④の防災情報や災害の情報は、SNSを利用した発信を行っておりますが、外国人の方にも平時から防災メールやLINEなどの登録をお願いしております。ホームページでは5言語で表示して閲覧ができるようになっております。また、大規模災害のときには全ての情報を多言語で発信することは難しいことから、阪神・淡路大震災の後、外国人などに分かりやすく情報を伝えるために、難しい言葉を簡単な言葉に置き換えたり、短い文章で伝える外国人に配慮された日本語である、易しい日本語の方式での発信を活用したいと思います。さらに、避難所の案内板等は、ピクトグラム等を使った案内板を設置いたします。外国人の方にも日頃から避難所の場所や避難経路を確認して準備をしてもらいたいと思っております。

次に、町の防災計画の指定避難所における配慮としては、①、実際に大規模な災害となり避難する方が多い場合は、混乱を避けるために生活物資の配布場所や時間については、分散して行うことも想定しております。

②の避難所内に要配慮者の区画でございますが、一般の避難所で対応できない方であれば、福祉避難所を案内することも考えられます。本人及び家族の状況によっては対応いたしますが、一般の避難所内で多少の配慮で対応可能な方であれば一部の区画を設置するなど、対応してまいりたいと

思います。

次に、③の町職員や民生委員等は、介護やメンタルヘルスを実施するような専門職ではないため、必要に応じて埼玉県相談機関や医療機関などと連携して対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、篠崎高齢介護課長に答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、阿部議員のご質問のうち、質問事項3のうち、要支援者についてのうち、①、名簿の整備と人数、更新について答弁させていただきます。

滑川町では災害時避難行動要支援者登録制度として、年に1回、登録の更新作業を実施しております。令和7年度登録を希望された方は27名で、妊産婦、乳幼児は含まれておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、阿部議員のご質問に答弁いたします。

質問事項4、物価高騰下で上下水道料金、国保税の引上げに伴う住民の暮らし支援策のうち、影響額ですが、水道料金及び下水道使用料の改定につきましては、水道審議会及び下水道審議会の答申を受け、本年6月議会において料金改定の議決をいただき、令和8年4月1日より、使用者の方々には水道事業で約30%、下水道事業で公共下水道及び農業集落排水事業で約25%のご負担をいただく形になっております。

続きまして、その影響を抑えるための施策についてですが、近年の料金の収入減少による事業収益の減少と昨今の物価高騰及び人件費高騰で、工事費や維持管理費の増加による営業事業費の上昇により、公営企業を取り巻く経営環境は非常に厳しい状況にあります。また、各施設の老朽化に伴う更新工事に多額の投資を見込んでおりますので、その影響を抑えるための施策が実施できない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 最後に、島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員のご質問、質問事項4、物価高騰下での上下水道料金、国保税の引上げに伴う住民の暮らし支援をのうち、国保税に係る部分につきまして答弁させていただきます。

今回、議案上程させていただく国民健康保険税条例の改正により、国保加入者1人当たりでは7,684円の引上げ、1世帯当たりでは1万758円の引上げとなる見込みでございます。現在の物価高騰による住民生活への影響については深刻に受け止めており、国保加入者の皆様には大変なご負担

をおかけすることになり、誠に心苦しく思います。今回の税率改正は、埼玉県において令和9年度に向けて進められている国保税水準の準統一化に対応するため、滑川町国民健康保険運営協議会へ諮問し、その答申を踏まえて実施するものでございます。何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

一方で、町といたしましては、急激な負担増を避けるため一般会計から国民健康保険特別会計へ基金を活用した繰り出しを行い、税率等の上昇を可能な限り抑制しているところでございます。また、町では既に7割、5割、2割の所得に応じた軽減や未就学児の均等割軽減、産前産後期間の均等割軽減など、国の制度による軽減措置を適切に運用しており、また災害や失業等の特別な事情に対する減免を適切に実施しており、経済的に困難な状況にある世帯については、これらの既存制度の活用によって一定の負担軽減が図られる仕組みとなっております。さらに、町では、国に対し、国が責任を持って財政措置を講じること、都道府県内の保険税水準統一に際して激変緩和措置を講じることを継続して要望しているところでございます。ご質問の富士見市で実施されているような独自の減免制度につきまして、一般会計からの繰り出しによって負担抑制を図っていること、また国に対して要望も行っていることから、現時点では物価高騰対策として独自の減免制度を新たに設ける考えはございません。

なお、先日の新聞等で、厚生労働省では現在、未就学児を対象にしている国保税の均等割の軽減措置を高校生年代までを対象とし、令和9年4月の実施を目指すとの報道がありました。今後とも国の軽減策や制度改正の動向を十分に注視し、町民の皆様の生活に配慮した持続可能で安定した国保運営に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、再質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 時間のない中、早口で大変ありがとうございました。ご答弁いただきました。もう時間がありませんので、これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、阿部弘明議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時32分）

再 開 （午後 1時33分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◇ 上 野 葉 月 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位8番、議席番号2番、上野葉月議員、ご質問願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

まず、1、総合運動公園のナイター設備について。総合運動場のナイター設備は、いまだ復旧されていません。設備の一部が盗難される前の状態に戻す計画はあるのでしょうか。計画がある場合、その進捗状況を伺います。

②、ナイター設備を被害前に戻すのではなく、何かしらの変更を行う予定で進めているのでしょうか。その場合の変更内容や計画を伺います。

2、滑川町の施設計画について伺います。2025年6月の私の一般質問の中で、公共施設の分散配置と一極集中について質問した際に、総務政策課長より、「昔の様々な計画に基づいて公共施設を役場、このエリアに集積をしてきた。そういった計画に基づいて現在まできた」との答弁がありました。役場周辺の施設は昭和50年代から建てられています。2025年9月の私の一般質問では、「昭和53年から54年くらいに、保護者から強い要望で給食を早期に導入することになり、現在の仕組みができた」と給食施設についての答弁がありました。

昭和50年（1975年）の滑川村人口は7,985人、昭和60年（1985年）の滑川町人口は1万406人でした。国勢調査による数字です。令和7年11月1日現在の人口は1万9,739人です。滑川町ホームページからの数字です。東武東上線森林公園駅は昭和46年（1971年）に、つきのわ駅は平成14年（2002年）に開業しています。現時点に比べ4割から5割の人口だったときに立てた計画を、駅ができて人口が集まる地域ができることも勘案せず、近年の水害増加も勘案せずに継続して実行し続ける。ここに硬直性を感じます。今、町長が上げている「役場周辺に一極集中」、この方針は、どの時点の社会状況を見て決定しているのでしょうか。

3、災害対策基本法と避難所について伺います。災害対策基本法に、市町村長は、災害種別ごとに政令で定める基準に適合する施設を指定緊急避難場所として指定しなければならぬとされています。第49条の4に書かれています。これは、原則として安全区域内に立地することが求められ、浸水想定区域、土砂災害警戒区域などは、安全区域に該当しないと考えられます。近隣の川島町や吉見町のように町内面積の多くが浸水想定区域になる自治体と異なり、滑川町の浸水想定区域は町内面積のうち14%です。この数字は過去の議会答弁によります。2022年までは、滑川町はいわゆる箱物を極力造らない方針であり、その状況であれば、浸水想定区域内に災害対策本部である役場を含めた指定緊急避難所があることもやむを得なかったと思います。しかしながら、現在進められている施設計画は、浸水想定区域に囲まれた一部の土地で、支流からのバックウォーターの可能性もある場所にコミュニティセンターを新設し、指定緊急避難場所とするものです。

①、改めて伺います。新コミュニティセンターの立地は安全区域内ですか。

②、東松山市の指定緊急避難場所・指定避難所一覧を見ますと、「水害時開設」の欄が設けてあり、水害ハザードマップの色つき区域にある避難所は「（開設）しない」とされ、水害ハザードマップには、避難所のマークとともに「水害時利用不可」と記されています。川沿いで立地が似てい

る市の川小学校は水害時利用不可です。似た立地で、東松山市は水害時利用不可と判断し、滑川町は避難施設となり得る公共施設を一極集中させる。この判断の違いは、どのような根拠から生じているのでしょうか。

③、令和2年11月、東松山市作成の「令和元年東日本台風 水害対応に関する検証報告書」に、「避難所として開設した北中学校においては、北側に流れる滑川が増水し、周辺の道路も冠水しはじめた」、「浸水想定区域外であっても河川付近に立地する施設については水害時に開設する避難所として検討する必要があることを示唆している」と書かれています。滑川町でも2024年8月7日の集中豪雨で月の輪小学校西側及び北側道路が最大140センチメートル程度冠水し、住民調査では21台が廃車となり、床上、床下浸水の被害も出ました。これは、北中周辺の道路が冠水し始めた状況より深刻な状況です。この事実があっても月の輪小学校の避難所指定に影響はないと過去に答弁がありました。

再度お伺いします。この冠水、浸水被害を知っても、月の輪小学校の避難所としての位置づけを検討し直すお考えはありませんか。

また、避難ルートが危険であると知りながら適切な案内をしなかった場合、自治体が責任を問われる可能性もあります。避難所前面道路へ進入する道路については、過去の冠水回数を記載したマップを作成する、あるいは洪水ハザードマップに道路冠水危険箇所として追記するなど、町民に周知する方が必要と考えますが、一時的ではない周知資料の作成を検討していますか。

以上、質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（内田敏雄議員） 質問が終わりました。順次答弁願います。

質問事項1、総合運動公園のナイター設備についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項2、滑川町の施設計画についてと質問事項3、災害対策基本法と避難所についてを稲村総務政策課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

大きな1番、総合運動公園のナイター設備についての質問①について答弁いたします。総合運動公園の電源ケーブルの盗難、破損の復旧については、トイレの浄化槽等に影響があったため、管理棟に係る部分を先行して既に修繕をさせていただきました。ナイター設備部分については、現在未着手ですが、盗難前の状況に復旧する予定でございます。復旧に当たっては再発防止を検討し、ハンドホールの蓋を鍵つきのものにする 것을検討いたしました。ケーブル切断の器具があると鍵も切断されると専門業者からお聞きしたため、この方法では効果がないと判断をいたしました。その後、総務政策課と協議をした結果、ナイター設備設置部分も含め役場敷地内全域を対象とした防

犯カメラの設置による再発防止策を行い、盗難の抑止力とすることを計画しています。このことを踏まえ、ナイター設備、電源ケーブルの復旧工事に係る予算については、令和8年度の当初予算にて予算要求をしています。

なお、防犯カメラの設置については総務政策課の所管となるため、両事業とも予算措置がされた際には、防犯カメラ設置と同時もしくは防犯カメラの設置後のケーブル復旧工事となるよう執行に当たっての連携を図り、工事を実施する計画でございます。

次に、質問の②について答弁をいたします。先ほどお話しした復旧工事の内容ですが、今回の工事では被害前の状態に復元するのみとし、切断されたケーブルの復旧のみを計画しています。ただし、現在のナイター設備については、水銀等の球切れを起こしている箇所が数か所あり、また水銀等の輸入、生産も現在は終了しているため、将来的にはナイター設備の照明器具はLED化を検討しております。しかし、LED化については、その費用も高額となるため、LED化の工事内容や活用可能な補助金等の財源確保策を調査しているところでございます。現在、工事着手の時期は未定ですが、工事内容の決定、詳細な経費の算定、補助金等の財源の確認、ナイター設備の劣化状況、町財政状況等を総合的に勘案し、予算措置及び事業着手のタイミングを検討してまいりたいと思います。

なお、復旧工事で復元したケーブルはLED化した際にも交換を必要とせず、そのまま利用可能であることを申し添えさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、上野議員の一般質問に答弁させていただきます。

初めに、質問事項2、滑川町の施設計画についてでございますが、ご指摘のとおり、本年6月議会の上野議員の一般質問の公共施設へのアクセスのしやすさの公平性についてに対し、滑川町はコミュニティセンターや図書館など財政上の課題等から複数設置するものが難しい、一般的に大規模な施設は町の中心部に設置しています。これは昭和50年代からの構想で、住民の活動の中心の場として、さらに地域からも人の集まる交流拠点として役場周辺に公共施設を集積するシビックセンター構想として行ってきたものと答弁させていただきました。これは、町の全体計画の中の一部としてシビックセンター構想を述べたものでございます。シビックセンター構想だけがかったものではございません。当時の全体計画の中では、既に南部地域に住宅系土地利用についての構想もありました。町南部の住宅開発関係は、昭和45年に月輪地区、羽尾地区、現在のみなみ野地区を含むエリアが都市計画区域に指定され、昭和46年には、みなみ野を含む羽尾地域の区画整理事業の決定がされております。ここは上野議員の地元でもあり、ご存じのことと思います。その後、昭和59年には、月輪地区の区画整理事業A調査を行っております。これは、区域指定や決定がされる以前か

ら構想が存在し、地権者や地域住民と協議を図って進めてきたものと推察をいたします。このように昭和40年代から町の南部地域を住宅系土地利用の構想を持ちつつ事業を進捗してきたものでございます。正式な計画として、今分かる範囲では、第2次滑川村総合振興計画基本構想、昭和55年から平成2年では、緑豊かなレクリエーション都市の将来像として、人口が8,476人から1万2,500人まで増加することを見込み、武蔵丘陵森林公園を中心としたレクリエーション開発、市街化区域内の住宅地の形成、シビックセンターを核とした交流ネットワークづくりを掲げております。シビックセンターとはコミュニティセンター、役場庁舎、図書館等の公共施設を集中させ、住民活動の中心として位置づける構想でございます。

次に、第3次滑川町総合振興計画基本構想、昭和61年から平成12年では、「太陽と緑あふれる文化都市滑川」を将来都市像として、人口を1万99人から1万5,000人まで増加させることを目標としております。役場周辺の土地利用では、引き続きシビックセンター構想実現の推進を掲げております。また、若者文化の情報拠点として森林公園駅前広場の整備、新駅設置を含む月輪地区の住宅開発の推進も重点事業として位置づけております。

次に、第4次滑川町総合振興計画基本構想、平成13年から平成27年では、「人と自然の共生 愛ふるタウン滑川」を将来都市像とし、人口を1万2,544人から2万1,000人まで増加させることを目標としております。役場周辺の土地利用では、現施設を維持することとしております。また、老朽化したコミュニティセンターに代わり、生涯学習の拠点となる施設の建設の検討も位置づけられております。

次に、第5次滑川町総合振興計画基本構想、平成28年から令和7年では、「住んでよかった 生まれてよかったまちへ 住まいるタウン滑川」を将来像として、人口を1万8,211人から2万人まで増加させることを目標としております。役場周辺の土地利用では交流ふれあい拠点エリアと位置づけ、集約した公共施設の機能強化の推進をしております。また、新たな交流拠点として複合施設の整備も掲げております。このように現在に至るまでの計画は、策定のたびごとに当時の社会情勢を踏まえ、町民の意見を基に計画案を策定し、審議会で検討し、議会で議決を得て策定してきたものでございます。

ご質問の町長の掲げる役場周辺への公共施設の一極集中の方針は、どの時点で見決定したかでございますが、先ほど来述べているように、昭和40年代から町の南部を住宅系土地利用の構想があり、昭和50年代には総合振興計画にシビックゾーン構想をうたい、その時々々の社会情勢を勘案しながら新しい計画の策定ごとに見直し、改正を行い、現在まで計画どおり進めてきたものでございます。南部地域の住宅系土地利用の構想とシビックゾーン構想は、町の計画の両輪のように進めてきた計画でございます。当然ながら、本計画は議会の議決をいただきながら計画を策定しております。行政が計画行政と言われるのは、公共の利益のために目標を設定し、その目標を達成するための手段や方策を包括的、体系的に示す行政計画に基づいて活動を行うという行政運営の根本的な特性が

あるものでございます。

次に、質問事項3、①の新コミュニティセンターの立地場所については、総合グラウンド東側の現在の砂利の駐車場となっている場所が建設予定地になります。この予定地の東側には、準用河川中堀川が通っております。中堀川は堤防のない掘り込み河道の構造で、洪水が堤内側に越流しても堤防が決壊することはありません。河川の水位が低くなれば、越流しても比較的早く引くのが特徴でございます。また、この建設予定地は中堀川よりも1.6メートル高く浸水想定区域外であり、土砂災害警戒区域にも該当しないため、立地には適していると判断しております。

②の避難所となり得る公共施設の一極集中についてでございますが、例で聞かれている東松山市の市の川小学校は指定避難所ではありますが、確かに水害時は避難所としては開設しないこととなっております。市の川小学校の立地は、北側と東側の2辺を市野川に囲まれており、この市野川は一級河川で、この地域では一部が堤防がある河川となっております。ちなみに、建設予定の新しいコミュニティセンターは、東側の一辺に準用河川の中堀川が流れておりますが、小規模な河川であり、堤防のない掘込河道となっております。堤防がないため決壊する心配はございません。

さらに、市の川小学校の高低差を見ると、これはあくまでも大まかな数字になりますが、堤防よりも約1.6メートル高いものの、南側の県道よりも2.5メートル低く、さらに南側に広がる区画整理をした美原町の高いところより6メートル低くなっております。また、西側にも高い位置に県道が走っております。このことから、市の川小学校は2辺を一級河川に囲まれているだけでなく、もう2辺も高い位置の県道や住宅地に面しております。東松山市では雨水計画等は策定していると思っておりますが、もし河川が氾濫した際は、水の逃げ場がないだけでなく、この高台の県道や住宅地からの内水も流れ込むことは予想されるような立地となっております。新しいコミュニティセンターは、上野議員が指摘する市の川小学校との立地とは全く異なるものと考えます。また、滑川町には同様の指定避難所はないと思っております。また、避難所となり得る公共施設を一極集中させるこのことでございますが、現在町内に6か所の指定避難所を設けておりますが、比較的近くでの立地の指定避難所は、月の輪小学校と滑川総合高校となります。他の指定避難所はそれぞれ分散されており、決して一極集中ではないと考えております。

東松山市と比べ滑川町は人口も少なく面積も狭いことから、学校を含む公の施設の数はい少ないため、避難所として利用できる数は限られております。そのため耐震面等を考慮しながら必要な避難所については確保していく方針でございます。

次に、③の月の輪小学校の避難所としての位置づけの検討の件でございますが、東松山市の令和元年東日本台風の被害報告書での北中学校を例に聞かれ、避難想定区域外でも河川付近に立地する施設は、水害時に開設する避難所として検討する必要があるとお話ございました。東松山市の現在最新のハザードマップでは、令和4年4月に策定しており、本年の3月にも一部修正しているものでございます。令和元年東日本台風の被害後、また被害報告書の作成後にマップは作成されて

おります。現在のハザードマップでも北中学校は水害時でも使用する通常の指定避難所として位置づけられております。検証により指摘された内容が即座に全てに反映されるものではなく、行財政面、地域の実情等、大所高所から検討し、計画を進めているものと思います。

ご質問の月の輪小学校の避難所としての位置づけの変更ですが、令和6年8月の月の輪小学校付近の浸水については、記録的短時間豪雨に加え、月の輪小学校が草刈りをした際の草が側溝の穴を塞いでしまったことも重なり、浸水が起こったものと考えております。また、周辺の道路や住宅地への浸水がありましたが、月の輪小学校への浸水はなく、浸水のあった周辺についても、雨水を吐く金属で造られた格子状の蓋であるグレーチング等の設置により浸水危険度は大幅に低くなったと考えられることから、現時点では避難所の指定には影響ないと考えております。もし以前のような震災があった場合、水位が上がってきてから外に出ることは大変に危険なため、水位が上がってきてから自宅から出ることなく、2階など高い場所に身を置くように、引き続き地域住民には周知してまいります。

さらに、月の輪小学校が浸水しても、南側の滑川総合高校は2.5メートル高く、指定避難所として位置づけることを埼玉県と覚書を締結しておりますので、その際は避難所として活用してまいります。また、ご指摘の道路冠水危険箇所の追記につきましては、今後のハザードマップ上へは浸水履歴を掲載して周知してまいる考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） まず、ナイターについてお伺いします。

時間が復旧までに現時点も使えていないということ、ケーブルの切断と盗難というのは、もう前に起こったことなので、時間がかかっているなというところで今回の質問をいたしました。何かしらの改変を予定されているのかなとも思ったのですけれども、現状の復旧というところで、分かりました。これだけ時間がかかってしまっている、着手できないでいるというところの理由を伺いたいのですけれども、新規に何かを造るのと違って、今回は盗難に遭ってしまったとはいえ、復旧、あるものを元の状態に直して、また再び盗難前と同じように使えるようにしていくということをしなければならなかったと思います。そのようなことは、なるべく使えない期間を短くして早く着手すべきだったと思っているのですが、ここまで時間がかかってしまっていた理由というのは何なのでしょう。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

盗難がありましたので、警察のほうに被害届、またその捜査、調査のほうに少し時間がかかった

ということと、再発防止対策ということで、その方法を検討しているのでも少し時間を要したというところがあります。また、予算措置につきましてもかなりまとまった金額になりましたので、その財政状況を鑑みて令和8年度の予算要求とさせていただくことになりました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。盗難ということで、これは滑川町の管理のせいではないので、不幸な出来事だったと思うのですけれども、やはり予期せぬ出来事というのは、施設に関しては起こる可能性があると思います。そのときに、なるべく早く今までどおりの使い方ができるような対応と、それから予算を保持しておくことというのはぜひやっていただきたいと、今、施設を造っておりますが、施設を造るということは、それに伴うメンテナンス費というのもずっとかかってくるということを意味しますので、新しい施設を造ることよりも既存施設を、そのまま何かがあっても復旧して使っていくというところ、そのところもしっかり対応していただきたいと思えます。

次の再質問です。滑川町の施設計画についてというところでは、昭和50年代、昭和40年代のところから都市計画等を行ってきたというところの説明を丁寧にしていただいたのですけれども、では次の50年はどう考えていくのでしょうかというところをお聞きしたいです。例えば今の都市計画や公共施設については分散配置、それから1つの施設、一つ一つの建物を集約して同じ敷地に造るということではなくて、1つの施設の複合化、例えば役場と図書館を一緒に造るであるとか、学校に図書館を併設するであるとか、施設の複合化、2つ以上の目的を持たせるというところもよくされているところでは、それから、以前も質問しておりますが、国土交通省などではコンパクトシティというものを推進していて、それに関しては補助金もついているものがあると思えます。ちょっとこういう勉強会等に出ますとウォークブル、歩いていけるということがキーワードになってきます。そのような要素が、今の滑川町の都市計画、施設計画には入ってきていないように思えます。昭和40年代からの計画を着々と進められてきた。そのところは、行政の継続性というところで仕方がないのかなと思えます。ただ、今の私も含め、これからの世代が生きていく時代というのは、昭和40年代から今までとは違って、高度経済成長期ではなく、これから人口減少、縮小社会に入っていきます。公共施設は今のままでは保持が難しく、管理の手間というものもだんだん減っていくということを前提に考えていかなければなりません。それを高度経済成長期と同じような形のまま、そして修正を入れないでこのまま進めていくという方向に強く疑問を持つものです。

もう一度お聞きします。現在、これからの社会を見据えて、国がよく提言されているコンパクトシティ、それから施設の複合化、そしてリスクを分散するための分散配置、このような新しい要素を都市計画や施設計画に入れていくおつもりというのはいないのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔何事か言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時04分）

再 開 （午後 2時04分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、上野議員の再質問に答弁いたします。

先ほどもお話ししたように、滑川町としては、その都度の総合振興計画に基づいて今まで進めてまいりました。上野議員が50年後という話もありましたけれども、町としては今後10年間の計画を定めてまいります。その総合振興計画の中で今後10年間の目指すべき目標、そしてそこで計画を立てて進めてまいりたいと思います。また、今後50年の中では、当然施設の老朽化、また人口の減少等もあると思いますが、あくまでも町としては10年ごとの計画の中で検討してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 10年間というところで計画を立てていくというご答弁です。建物の法定耐用年数は50年、長寿命化改修をした場合は80年です。10年ごとの計画で施設計画を立てるのですか。

○議長（内田敏雄議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

総合振興計画は町全体の計画でございます。当然その中には施設の内容も入ってまいります、全体の計画、その中で進めていくものになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 総合振興計画というものがあるというのはもちろん存じております。そして、10年ごとに計画を立てるということでした。そして、その計画の中に入ってくる公共施設というものは50年、そして80年という長いスパンの中で考えなければいけません。

もう一度初めの質問に戻るのですが、これは町長にお伺いします。今までの答弁及び町長が掲げている役場周辺に一極集中、この方針はどの時点の社会状況を見て決定しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、上野議員の質問に答弁いたします。

今まで稲村課長が事細かに説明したとおりだと思います。私も役場で40年仕事をしてまいりました。その都度の変化に応じながら仕事をさせていただきました。それを変えるというのは、自分で当時の首長さんと仕事を進めたことを否定することになるのです。ですから、やはり今までの経過を大事にしながらい今後を見据えて、私が全て一極集中しているわけではございませんので、その辺については言葉を控えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 町長のご発言の中で、過去に予算編成の中では、古いものを引きずらず、新しくしていかなければいけないみたいな言葉もあったように思いますが、そここのところに矛盾は感じるのですが、次の質問に移ります。

災害対策基本法と避難所についてです。では、またここも町長に改めて伺います。新コミュニティセンターの立地は、災害対策基本法で定める安全区域内に立地するというふうにお考えでしょうか。災害対策基本法第49条の4に、市町村長がこれは定めるといふふうに書かれています。この地域が、今、新コミュニティセンターの立地の地区が、ハザードマップの色つき地域の中で島のようになっている地域であります。避難ルート等も本来考えなければいけないと思います。ここを安全区域内とお考えになるのか、この1点お伺いします。

○議長（内田敏雄議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、上野議員の質問に答弁いたします。

そのとおり考えているから進めているのです。

以上です。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 安全区域内であるということによろしいですか。その言葉で答えていただけますか。

○議長（内田敏雄議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、上野議員の質問に答弁いたします。

そのように答えたつもりでありますし、この計画をつくるときは、役場の中でそういった意味で、いろんな方面から考えて、大丈夫だということこの計画をつくっておりますので、そのように理解していただければと思います。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 安全区域であるか否かという言葉でお答えいただきましたのですが、ち

よっとそれは厳しいようですが、安全区域内であるというふうにご答弁いただいたと理解いたします。

避難所ですけれども、今お話ししている避難所について、指定緊急避難場所と指定避難所というのがあって、今、市の川小等を挙げてお話ししたのは、滑川町の指定緊急避難場所について絞ってお話をしていきたいと思います。指定緊急避難場所は、一時的に災害、例えば大雨が降っているときにどこに避難するかというものです。逃げる場所、ご自宅でも、例えば学校でも、いる場所というところから避難場所に行くためのルート、避難路というものも当然考えるべきだと思います。この避難ルートについて、指定緊急避難場所を決めるときに、滑川町は避難ルートを重要と考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時11分）

再 開 （午後 2時11分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、上野議員の再質問に答弁させていただきます。

避難場所への経路につきましても、防災計画を策定する際にはその時点での状況を考慮させて作成しております。また、今回防災計画も新たに見直しをしておりますので、新しい今の状況を見ながら策定をしてみたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 避難場所に行くためのルートというものを考えなければいけません。そうしますと、市野川を越えて避難場所に行くというのは困難です。ハザードマップを見て避難ルートを決めましょうというふうに呼びかけるとは思いますし、国土交通省や県等の各種の資料にもそのように書かれています。市野川を越えた避難ルートを指示するということは、水が出ているところには近寄らないようにしましょうということにも反しますし、そもそも越えていかなければいけないというところは、近寄らなければいけないわけです。

それから、月の輪小学校を例に挙げましたのも、そこに水があれだけ出ることになりますと、嵐山寄りの人たちは月の輪小学校には迎えないということになります。そのようなルートの中断、ルートが止まってしまうことについてどのようにお考えですか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、上野議員の再質問に答弁いたします。

避難場所へのルートにつきましても、必ずしも1か所ということではございません。複数のルートもございますし、その地域の状況、そういったものも今後変わってくるというふうに思います。町で全ての町民の避難するルートを策定することはできません。まずはおのおの自分の避難所までのルートをよく見ていただいて、そして必要であればこちらのほうに言っていただければと思います。

また、新コミュニティセンターにつきましても、あそこに避難する方は限られた方になってまいりますので、全ての方が町内全域からコミュニティセンターに来るということではございませんので、よろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 新コミュニティセンターに町内全域の方が避難するわけではないということは、もちろん存じております。ただ、30センチなら大丈夫とかそういうふうに考えていらっしゃるのかもしれないのですけれども、国土交通省や埼玉県が示してきた、作成した浸水想定区域というものがあって、それに基づいて滑川町は洪水ハザードマップを作っているのですけれども、それによると、もう浸水想定区域になっているのです。なっている以上は、それに基づいて避難計画や避難施設の計画というものをつくらなければいけないはずなのです。例えば先ほど市の川小学校というものも挙げましたけれども、立地について細かく説明していただきましたが、ハザードマップを見ますと、ついている色というのは、滑川町役場周辺とそれほど色は変わらないわけです。今まで大丈夫だったから大丈夫というところで考えないで、このハザードマップというもので示されたもののリスクがある、そのリスクを避けていかなければいけないという方向性で考えていってほしいと前々から申し上げております。

そもそもたどり着けない、避難施設まで行けないということが生じているので、この施設の場所について何度にもわたり申し上げております。例えば2024年8月7日の水害時ですと、森林公園駅の南側の人たちは、東武東上線を道路冠水により越えられない状態でした。ほとんどの場所が冠水していて、東武東上線は越えられない状態だったのです。そういうふうに行けないというところが分かっている、その上で避難ルート及び避難施設を考えていただきたいのです。

〔何事か言う人あり〕

○2番（上野葉月議員） 何かおっしゃりたいことがあれば……

〔何事か言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 指名するまで発言を控えてください。

○2番（上野葉月議員） そのように冠水により避難ルートが寸断されている。そこが多数の場所に及ぶ。そこから避難ルートや避難施設を考えていただきたいということです。そこについて、避難

ルートが冠水箇所当たってしまったという事実をどのように考えて住民にハザードマップの提供や避難施設へのルートづくりというものを説明していくつもりなのかお聞きします。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

避難所へ向かう避難ルートでの冠水ということでございますが、今回見直しをしていく中で、既に起こった冠水場所につきましては、しっかり表示をさせていただきます。そして、冠水が起こる前に避難をしていただけるようにも、町民の皆様には啓発をしまいたいというふうに思います。また、事前に自分の避難ルートを各自で確認をしていただく、そういった際に今までの起こった冠水箇所等も見ながら進めたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 月の輪小学校の周辺についてお伺いします。

月の輪小学校は四方を道に囲まれた敷地になっておりますが、2面側の道路でかなりの深さの道路冠水が起きました。そちらについて草刈りが原因であったというふうにおっしゃっていて、これからグレーチング等の処理をしたことで対応したということをご答弁いただきました。そうしますと、この後、大雨あるいは去年の8月と同規模の集中豪雨があっても、あのようなことは起こらないというふうにお考えになっておりますか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

現時点では、前回のよう大雨が降っても大丈夫であるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） それは何を根拠におっしゃっていますか。例えば土木調査、測量等を行った結果に基づいておっしゃっていますか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

水害があった箇所につきましては、必要な、先ほど言ったようなグレーチング等の設置、そういった形で浸水の危険度が減っているというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 滑川町は、もう何年も開発が進んでいて、例えば畑だったところ、田んぼだったところ、あるいは空き地で土だったところというところに家が建ち、そして今の家はコンクリートのベタ打ちにしてしまうことが多いので、地面への雨水の浸透率というものがかなり下がっている状態。それは、道路や排水として出てきてしまう状態だと思います。その変化により内水氾濫というのも起こってきてしまうのではないかなというふうに思っています。なので、何かしらきちんとした調査を行ってこのような工事計画、そして実施というものをしていただくようお願いいたします。

以上で私の質問を終わりにします。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、上野葉月議員の一般質問を終わります。

◎次回日程の報告

○議長（内田敏雄議員） 以上で本日の日程は全て終了しました。

明日4日は休会とし、午前10時から全員協議会を議場にて開催します。

また、全員協議会終了後、総務経済建設常任委員会を開催しまして請願の審査を行います。

◎散会の宣告

○議長（内田敏雄議員） 本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

（午後 2時23分）

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和7年第249回滑川町議会定例会

令和7年12月5日（金曜日）

議事日程（第3号）

開議の宣告

- 1 議案第69号 滑川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 2 議案第70号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第71号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第72号 滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第73号 滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第74号 滑川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第75号 滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第76号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第77号 滑川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第78号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第4号）の議定について
- 11 議案第79号 令和7年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議定について
- 12 議案第80号 令和7年度滑川町水道事業会計補正予算（第3号）の議定について
- 13 議案第81号 令和7年度滑川町下水道事業会計補正予算（第3号）の議定について
- 14 請願第4号 ゲノム編集食品の表示義務化に関する請願書
- 15 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

日程の追加

- 16 発議第4号 滑川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 発議第5号 ゲノム編集食品の表示義務化に関する意見書（案）の提出について

出席議員（14名）

1番	小澤	実	議員	2番	上野	葉月	議員
3番	瀬上邦	久	議員	5番	阿部	弘明	議員
6番	西宮俊	明	議員	7番	北堀	一廣	議員
8番	松本幾	雄	議員	9番	赤沼	正副	議員
10番	原	徹	議員	11番	谷嶋	稔	議員
12番	中西文	寿	議員	13番	吉野	正浩	議員
14番	井上	章	議員	15番	内田	敏雄	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	大塚	信一
副町	長	小柳	博司
教育	長	上野	修
総務政策課	長	稲村	茂之
税務課	長	島田	昌徳
会計管理者兼 会計課	長	高坂	克美
町民保険課	長	松本	由紀夫
福祉課	長	宮島	栄一
高齢介護課	長	篠崎	美幸
健康づくり課	長	上野	聡
環境課	長	関口	正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局	長	服部	進也
建設課	長	福島	吉朗
教育委員会事務局	長	澄川	淳
上下水道課	長	神田	等

本会議に出席した事務局職員

議会事務局	長	大林	具視
書記		宮島	美咲
録音		齋藤	訓行

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。

よろしくお願いいたします。ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（内田敏雄議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第249回滑川町定例会第4日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎発言の訂正

○議長（内田敏雄議員） 一昨日の上野葉月議員の一般質問に対する答弁について、稲村総務政策課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 議長のお許しをいただきましたので、議案審議前の貴重なお時間をお借りいたしまして発言をさせていただきます。

一昨日の上野葉月議員の一般質問の答弁の中で、月の輪小学校付近の冠水が、「月の輪小学校が草刈りをした際の草が側溝の穴を塞いでしまったことも重なり、浸水が起こったことと考えています」と答弁させていただきましたが、これは「月の輪小学校だけではなく、周辺の草やごみ等が流れてきて側溝の穴を塞いだこと」と訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議案第69号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第1、議案第69号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

宮島福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、議案第69号 滑川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明させていただきます。

提案理由でございますが、令和6年6月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行

に伴い、こども誰でも通園制度が創設され、令和8年4月1日より給付化されることから、滑川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決をいただき、本議案を提出するものでございます。

内容の説明でございますが、お手元でございます条文を御覧いただきたいと思っております。本条例は、第1章から第3章の全29条から成っております。

第1章総則では、第1条及び第2条で本条例の趣旨と定義についてを定めております。

第3条及び第4条では、本条例で定める基準、いわゆる最低基準の目的とその向上についてを定めております。

以下、第5条以降では運営事業者としての一般原則、災害時の備えや安全計画の策定、事業者職員の条件、虐待防止や衛生管理等についてを定めております。

第2章では、乳児等通園支援事業について定めているもので、一般型と余裕活用型のそれぞれの設備や職員の基準について定めております。

第3章は、雑則として条例で書面として行うことが規定されている、または想定されているものについては、電磁的記録を可とすることについて定めております。

なお、本条例は、令和8年1月1日より施行とさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、議案第69号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問時間は答弁を含み30分とします。残り時間は表示板に表示します。

質問形式は、対面一問一答方式とします。

議長より指名を受けた質問者は、質問席に着き、質疑に入ります。1回目に一括質疑、一括答弁、または最初から一問一答にするかは質問者に委ねます。

質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第69号 滑川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、議案第69号は原案のとおり承認されました。

◎議案第70号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第2、議案第70号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

稲村総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、議案第70号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由につきましては、令和7年8月7日付の人事院の勧告を踏まえ、町長等の期末手当を改定するため、滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

条例改正の概要でございますが、人事院の勧告を踏まえて期末手当を年間0.05月引き上げるものでございます。本条例は2条立てとなっております、第1条では令和7年度分を規定し、第2条では令和8年度以降の平準化によるものでございます。

お手元の新旧対照表を御覧ください。上段の第1条は、本年度の支給に関してになります。期末手当の支給割合を定めた第6条に関し、6月分は既に支給済みでございます。12月支給分に0.05月上乗せし、100分の235とするものでございます。

第2条では、令和8年度からの支給に関して、支給月数を6月と12月の支給割合を平準化するため、それぞれ0.025月上乗せし、100分の232.5とする改定になります。

施行日は公布の日からとなりますが、第2条に関しては、令和8年4月1日とするものでございます。また、第1条の規定による改正後の規定は、令和7年12月1日から適用するものでございます。

簡単でございますが、議案第70号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第70号 滑川町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第3、議案第71号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

稲村総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、議案第71号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由につきましては、令和7年8月7日付の人事院の勧告を踏まえ、一般職職員の給料表、期末手当及び勤勉手当を改定するため、滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

条例改正の概要でございますが、議案第70号と同様に、令和7年8月7日付の人事院の勧告を踏まえ、一般職職員の期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.025、合計0.05引き上げるものです。また、給料表も若年層に重点を置きつつ、全号給を引き上げるものでございます。

本条例は2条立てとなっており、第1条では令和7年度分を規定し、第2条では令和8年度以降の平準化にするものでございます。

お手元の新旧対照表1ページを御覧ください。第1条関係では、期末手当の支給割合を定めた第14条の2第2項で、一般職職員の期末手当の支給に関してで、6月分は支給済みでございますので、12月支給分に0.025月を上乗せし、100分の127.5に改定するものです。

また、その下の第3項では、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給になります。6月分は支給済みでございますので、12月支給分に0.025月を上乗せし、100分の72.5に改定するものでございます。

また、勤勉手当の支給割合を定めた条例第14条の5第2項第1号では、一般職職員の勤勉手当の

支給に関し、6月分は支給済みでございますので、12月支給分に0.025月を上乗せし、100分の107.5に改定するものでございます。

また、その下の第2号では、定年前再任用短時間勤務職員に関する勤勉手当の支給で、6月分は支給済みでございますので、12月支給分に0.025月を上乗せし、100分の52.5に改定するものでございます。

2ページ以降の別表第1につきましては、人事院の勧告により若年層に重点を置きつつ、全号を引き上げるものでございます。国の給料表に準拠した改定を行ったものでございます。

続いて、新旧対照表8ページを御覧ください。第2条関係では、令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給に関して平準化するため、第14条の2では期末手当の支給に関し、第2項では一般職職員の100分の126.25、その下の第3項では定年前再任用短時間勤務職員を100分の71.25とするものでございます。

また、第14条の5では勤勉手当の支給に関し、第2項第1号では一般職職員の100分の106.25、同項第2号では定年前再任用短時間勤務職員の100分の51.25を6月支給、12月支給で平準化するため、それぞれ改正するものでございます。

なお、施行日は公布の日からとなりますが、第2条に関しては、令和8年4月1日からとするものでございます。

また、第1条の規定による改正後の条例、別表第1号の規定は、令和7年4月1日から改正後の条例第14条の第2項及び第3項、14条の5第2項第1号及び第2号の規定は、同年12月1日から適用するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第71号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第71号 滑川町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第4、議案第72号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

宮島福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、議案第72号 滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、児童福祉法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容の説明でございますが、お手元でございます新旧対照表を御覧ください。今回の改正は、第25条を、保育施設等の職員による虐待等の不適切事案を踏まえ、子どもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通い、子どもを預けられるような環境の整備が必要であることから、保育所等において虐待等の発見時の通報義務等の仕組みを設けるために改正を行うものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行し、令和7年10月1日からの適用とさせていただきます。

以上、議案第72号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第72号 滑川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第5、議案第73号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

宮島福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、議案第73号 滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、児童福祉法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容の説明でございますが、お手元でございます新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。第12条では、保育者による虐待等の不適切事案を踏まえ、子どもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通い、子どもを預けられるような環境整備が必要であることから、事業所職員等において虐待等の発見時の通報義務等の仕組みを設けるために改正を行うものでございます。

また、第17条第2項では、事業者等における子どもの健康管理の円滑な実施に資する基準の改正を、第23条第2項では地域限定保育士の一般制度化について改正を行うものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行し、令和7年10月1日の適用とさせていただきます。

以上、議案第73号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第73号 滑川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第6、議案第74号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

宮島福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、議案第74号 滑川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、児童福祉法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、滑川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

内容の説明でございますが、お手元でございます新旧対照表を御覧ください。第10条第3項では、地域限定保育士の一般制度化について改正を行うものでございます。また、第12条では保育者による虐待等の不適切事案を踏まえ、子どもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通い、子どもを預けられるような環境整備が必要であることから、事業所職員等において虐待等の発見時の通報義務等の仕組みを設けるために改正を行うものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行し、令和7年10月1日適用とさせていただきます。

以上、議案第74号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

赤沼議員。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼。質問をさせていただきます。

本条例の附則の適用遡及規定ですけれども、この条例に限らず、今回の議案第72号から74号の条例改正においては、改正後の条例は令和7年10月1日から適用すると規定し、遡及をしております。既に議決されている給与関係の条例においての遡及規定では、改正後の何々条例は何年何月何日から適用すると、条例名を入れております。遡及規定の仕方によって改正条例の適用範囲が異なると理解をしております。改正内容を見る限り、その意味を理解して附則の遡及規定を変えているとは考えられません。

改正後の条例はという規定での遡及では、改正部分のみが遡及され、条例適用において遡及されない部分が多々あり、意味をなさない条例となってしまうおそれもあります。改正後の何々条例は何年何月から適用すると規定し、改正内容を本条例に取り込ませ、条例全体を遡及させるようにしたほうが、条例適用上、違法適用を防げるものと考えます。

今後の条例改正においては、統一して溶け込み方式適用での規定にしてはと考えますけれども、例規の審査委員会を所管しております総務政策課長にこの件についてはご答弁をお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、赤沼議員の質問に答弁させていただきます。

条例等の例規につきましては、行政運営上大変に重要な事項となっております。施行期日の遡及適用は、法的な効力が過去に遡る例外的なものとなります。赤沼議員ご指摘のとおり、条例の改正規定が改正対象の既存の条例の中に取り込ませるほうが改正による錯誤が生じることもないことから、溶け込み方式が望ましいと考えております。今後は例規審査委員会にも諮り、町として統一していけるよう検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員、再質問願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございます。私の質問は以上です。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第74号 滑川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第7、議案第75号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

宮島福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、議案第75号 滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、滑川町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容の説明でございますが、お手元でございます新旧対照表を御覧ください。今回の改正でございますが、第2条において、新たに精神障害者福祉手帳2級をお持ちの方で精神通院医療、いわゆる自立支援医療を受給している方が新たに助成の対象となることを、また第4条において、助成の対象外となる一部負担金についてを定めるための改正でございます。

なお、本条例は、令和8年1月1日施行とさせていただきたいと思っております。

以上、議案第75号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第75号 滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第8、議案第76号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

島田税務課長に提出議案の説明を求めます。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、議案第76号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、国民健康保険財政の適正化を図るため、滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この改正につきましては、埼玉県において保険税水準の統一化が進められていることから、保険税率等の見直しを滑川町国民健康保険運営協議会へ諮問し、その答申を踏まえ、保険税率等の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、議案書添付の新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。1ページ上段の第3条では、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額を「100分の7.6」から「100分の8.0」に改めるものでございます。

第5条では、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額を「3万8,000円」から「4万2,000円」に改めるものでございます。

第6条では、後期高齢者支援金等課税額の所得割額を「100分の2.7」から「100分の2.9」に改め、第7条では、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を「1万5,000円」から「1万6,000円」に、第8条では、介護納付金課税被保険者に係る所得割額を「100分の2.4」から「100分の2.6」に改め、第9条では、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を「1万6,000円」から「1万7,000円」に改めるものでございます。

次に、ページを飛びまして、6ページをお願いいたします。第21条では、国民健康保険税の減額について規定するもので、第1項では、第5条、第7条及び第9条による医療分、支援金分、介護分の均等割額の改定に伴い、それぞれの所得区分に応じ、7割、5割または2割減額される金額を改めるものでございます。

7ページ下段から8ページ上段の第2項では、未就学児がいる場合の減額で、第5条及び第7条による医療区分及び支援金分の均等割額の改定に伴い、それぞれの区分に応じて5割減額される金額を改めるものでございます。

そのほかこの改正に併せ、「あつて」を「あって」など、条文中の促音と送り仮名、付点を修正するものでございます。

条例の施行期日は、令和8年4月1日でございます。

以上で、議案第76号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。質問よろしくお願ひいたします。

まず、この引上げ額なのですけれども、全員協議会でもお聞きしましたが、もう一度ちょっと引上げのこの間、国保税の1人世帯、63歳、所得100万円、200万円、2人世帯所得が100万円、200万円、4人世帯で所得が200万円、300万円、これに当てはめて幾ら引き上がるのかというのが、今、分かります。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時39分）

再 開 （午前10時39分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

ご質問とはちょっと資料が違いますけれども、説明をさせていただきます。ケースといたしまして、単身世帯70歳を例としまして、年金収入150万円、こちらにつきましては7割軽減に該当する方の場合でございますが、令和7年度現行では1万5,900円のところ1万7,400円となりまして、現行との差につきましては1,500円ということになります。

それから、ケース2といたしまして、単身世帯45歳、給与収入、年収350万円の方につきましては、現行31万5,200円のところ33万6,800円となりまして、現行との差は2万1,600円となります。

それから、ケース3としまして、2人世帯、こちらにつきましては72歳、年収240万円、年金収入の方でございます。それと70歳、年金収入80万円の方、こちらにつきましては2割軽減の該当になりまして、こちらにつきましては現行で17万4,300円、改定後につきましては18万7,600円となりまして、1万3,300円の引上げ額となります。

それから、ケース4といたしまして、4人世帯、42歳、年収300万円、給与収入でございますが、それと40歳、年収につきまして給与収入で50万円の方、それとお子様が8歳、3歳の方ですけれども、こちらにつきましては2割軽減が該当しまして、あと未就学児の軽減が該当してくる世帯でございますが、現行37万5,800円のところ、改定後につきましては40万4,200円となりまして、2万8,400円の引上げということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） この間、2023年以降、24年、25年、そして来年ということで上げが続いているのですけれども、2023年と比べてどのくらい引き上がっているのかというのは、所得割、均等割、それぞれ分かりますでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員の再質問に答弁させていただきます。

均等割と所得割の数字はちょっと持っていないのですけれども、合計であれば数字を持っています。一昨年と比較しまして、単身世帯ケース1の場合には4,400円、ケース2の単身世帯の場合には4万2,300円、ケース3の2人世帯の場合には2万5,700円、ケース4の4人世帯の場合には5万6,400円の引上げとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 私、2023年ですから23、24、今年が25で来年がまだということで、来年までの上げをやった後、来年の保険税がどうなるかということで調べさせていただきましたけれども、所得割で全体、この3つあるわけですが、2.4%の上げということになります。均等割が1人当たり2万4,000円の上げになるのです。ですから、先ほど言われましたけれども、世帯が多くなるほど、子どもさんもそうですけれども、多くなるほど、とにかく引上げ額がどんどん物すごく引き上がるということになるということだというふうに思うのです。これが果たして、この間、私質問させていただいていますけれども、これで払えるのかというふうにはずっと思うのです。この国保税加入者というのは、どちらかというと低所得の方が多し、年金収入だけの方とかも非常に多いのです。年金収入の世帯の割合というのは分かりますか、この国保加入者の中の。

○議長（内田敏雄議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきます。

申し訳ございません。そちらの資料については手持ちがございませんので、ちょっと集計しても出ないかもしれませんと回答させていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） いずれにしても、そういう年金生活者や、また社会保険に加入できないそういう小規模事業所の方とか……

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑ですか。質疑ですね、質疑をお願いします。

○5番（阿部弘明議員） ですから、これから質問するのです。ちょっと待ってください。

こういったような方が非常に多い加入者があるわけですが、その方々の、今でさえ非常に

物価高騰に苦しんでいらっしゃるわけで、それを何とか抑えようということで、いろんな知恵があるだろうと思うのですけれども……

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑の時間なので、質疑をお願いします。

○5番（阿部弘明議員） 質疑です。

そういうことで、ぜひ検討していただけないかなということで、この間、質問をさせていただいたり意見を申し上げてきたりしたのですけれども、その辺の、どうやったら抑えられるかというのは、検討なされたことは何かありますか。

○議長（内田敏雄議員） 町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 松本由紀夫登壇〕

○町民保険課長（松本由紀夫） 町民保険課長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきます。

税負担を抑えるための検討ということですが、今までも答弁のほうをさせていただきましたが、タイミングを、機会を捉えて国に財源投入を要望していくという、そういうところを行っているところではございます。ちなみに、この春のお話なのですが、厚生労働省のほうで各医療保険別の所得に対する保険料負担の割合というのを出しております。国保につきましては9.5%、協会けんぽ7.2%、共済組合5.8%、健保組合5.7%という計算がされております。これを協会けんぽ並みの負担率にしていくとする場合、全国的に5,500億円の国費投入で、そこのバランスが取れるということ、それから健保組合並みの所得に対する負担率にすると、9,900円の投入でそのくらいの割合にできるという厚生労働省が試算されまして、閣議決定のほうをされております。このように試算までしているわけですから、こちらといたしましては試算だけでなく、やはり国費投入をしていただきたいというのが望みでございます。これを踏まえまして、今後も引き続き機会あるごとに様々な主体に対して要望してまいりたいと思います。

私もこの前、国保連合会の常務理事さんと意見交換する場がございまして、何とか埼玉県国保協議会としても国費の財源投入、そこは力を入れて要望していただきたいとお話しさせていただいたところでございます。このようにいろんな階層、いろんな主体から要望を続けていくことが、やはり国保の保険料負担を抑えることにつながるのではないかと考えております。引き続き要望のほうを続けていきたいと思います。阿部議員さんにおかれましても、関わりのある団体を通じて要望していただくなど、ご協力をお願いしまして答弁とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 国保税というのは社会保障というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 質問ですか。

松本町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 松本由紀夫登壇〕

○町民保険課長（松本由紀夫） 町民保険課長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきます。

国保税が社会保障ということですが、国民健康保険制度そのものが社会保障制度ですので、その一環である国保税も社会保障制度の一部であると解釈しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） そうですよ、国保制度というのは、全ての国民が安心して医療制度にかかれるようにしようということで、憲法25条で保障された制度の一つだというふうに思うのです。ところが、もはや国保税を払うことによって生活が切り詰められなければいけないというふうに、今現状としてはなっている方が非常に多いというふうに思うのです。そこを何とかしなければいけないというのが最後の自治体で、町の責任、非常に大きいなというふうに思うのです。先ほど国の助成、全国知事会なども要請をされていらっしゃるように、いろんなところで要請はしているわけですけれども、国はなかなか今は社会保障を切り下げとか削減するということをやっていません。やらないような方向なので、ここはやっぱり町が頑張らなければいけないかなというふうに思うのです。

近隣の例えば嵐山町や鳩山町などでも、要するに子どもの均等分の全額減免だとかいうようなことをやっているのですけれども、そういったことを踏み込むというのは、この間、私、要請をお願いしていますが、できないというのはちょっとなかなかよく分からないのですけれども、どうでしょう。

○議長（内田敏雄議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、阿部議員さんの再質問に答弁いたします。

嵐山町等と同等の制度でございますけれども、こちらにつきましては一般会計より基金へ向けて財政を投入していったりすることから、結果的には国保を全体的に引き下げているという考えの下、そちらの制度につきましては導入はいたしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） それでは、町の国保税について、県内と比べて高いのではないかなというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時57分）

再 開 （午前10時57分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

島田税務課長、答弁願います。

暫時休憩します。

休 憩 (午前10時57分)

再 開 (午前10時57分)

○議長(内田敏雄議員) 再開します。

島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長(島田昌徳) 税務課長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきます。

令和7年度の市町村別の税率ということで、均等割につきましては、埼玉県で上から10番目、それから所得割につきましては、埼玉県内で6番目という状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(内田敏雄議員) 阿部議員、質疑願います。

○5番(阿部弘明議員) これは、毎年自治体の要請行動をやっていますけれども、その社会保障の分野の統計なのですけれども、滑川町は、医療分については7.6で、全県平均が7.14、均等割が3万8,000円で、全県平均が3万3,924円、あと後期高齢者分で所得割が2、うちの町は2.7で、全県平均が2.52、均等割分で1万5,000円が全県平均で1万3,470円、介護分で所得割が2.4で全県平均が2.18、同じく介護分で均等割が1万6,000円が全県平均で1万4,589円というふうに計算されているのですけれども、全県平均よりも高いということに、これはやっぱり少しでも、この間、要するに、全県が統一した方向に向かっているということを言われてきましたけれども、少なくとも現在の状況を見ると、うちの町の国保税は全県平均より高いということになるのではないかなと思うのですけれども、それはどうでしょうか。

○議長(内田敏雄議員) 暫時休憩します。

休 憩 (午前11時01分)

再 開 (午前11時01分)

○議長(内田敏雄議員) 再開します。

松本町民保険課長、答弁願います。

〔町民保険課長 松本由紀夫登壇〕

○町民保険課長(松本由紀夫) 町民保険課長、阿部議員さんの再質問に答弁させていただきます。

確かに均等割につきましても全県平均よりは高い、先ほど税務課長から答弁あったように、令和7年度の均等割については、高いほうから10番目に位置しているということでございます。阿部議員さんおっしゃるとおり高いということです。

ただ、所得割につきましては、先ほど島田税務課長の答弁がございましたが、高いほうから6位ということで、所得割が高いということは、比較的所得者の方からの徴収は抑えつつ、所得の高い方に国保税をいただいているというところでございます。ちなみに、令和8年度の税率改定について、まだ決まりではございません。こちらのほうは、ちょっと様々な会議に出た中で聞いた話でございます。なので、不確かな部分もあるとご承知おきいただいた上でお聞きいただきたいのですが、令和8年度の……

〔何事か言う人あり〕

○町民保険課長（松本由紀夫） では、その令和8年度の税率については、ちょっと発言は控えさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） これも先ほどの資料から拾ったのですけれども、ケース別の金額なのですが、独り世帯63歳で所得が100万円の場合について、全県平均では13万697円、うちの町でいうと14万1,200円、これは所得の低い人が低くなっているというふうに思います。そういったところが、これは4人世帯で所得が200万円、300万円の場合ですけれども、所得200万円の場合、4人世帯、子ども、高校生と中学生の場合ですけれども、全県平均で36万432円ですけれども、うちの町で言うところと39万4,400円、もう一つ、所得300万円の場合は全県平均で52万1,152円、これがうちの町で言うところと57万200円ということで、要するに所得割が高いということからいうと、やはり世帯が大きくなる、世帯が増えると、人数が増えると非常に国保税が上がるという傾向があるのだというふうに思うのです。その均等割をどうしたらいいのかということで、先ほど嵐山の例も示しましたけれども、そういったようなことをやはりやるべきだというふうに思うのです。こういった面、非常に物価高騰が続く中で、さらに追い討ちをかけるようなこの引上げは……

○議長（内田敏雄議員） 質疑ですか。

○5番（阿部弘明議員） やめるべきではないかなんていうふうに……

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑ですか。

○5番（阿部弘明議員） 私は思うのですけれども、取りあえず、質問、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

阿部議員、反対の討論からよろしいですか。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。国保税の引上げに反対する討論を行いたいというふうに思います。

先ほど質問でも行いましたけれども、この大幅な引上げは、やはり今、様々な諸物価高騰の中で、住民生活を脅かすものになるというふうに思います。本来、この国保制度は、社会保障の制度でありますから、住民の暮らし、そして医療に係る権利、そういったものを保障する、守っていく立場であるべきだというふうに思うわけであります。しかし、今回、この間、連続した引上げによって、本当に私たちも多くの住民の皆さんから、とても払い切れないというような言葉がたくさん寄せられております。今回の引上げによって、4人家族で、先ほど言いましたけれども、引上げ前から比べると5万6,500円もの引上げになるということなのです。こういったような、とてももう払い切れなくなるようなことが続いているというふうに思います。私は、このまず引上げ額をどうにか抑える、そういった努力をぜひ町もやっていただきたいなというふうに思います。ところが、先ほど例に示しましたけれども、全県の平均から比べてもその額は高い部類に入ってしまう。そういう意味では、全県の各自治体の平均を、少なくとも平均値を守るようなことをお願いしたいというふうに思います。

各自治体で、今、様々な努力が行われております。特にこの均等割については、様々な減免措置が各自治体、工夫しながら行っているというふうに思っています。そういったことをこの町でもぜひやっていただきたいと、そういうことをお願いしながら、この反対討論といたします。どうもありがとうございます。

以上で私の討論を終わります。

○議長（内田敏雄議員） ほかに討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより、議案第76号 滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成多数です。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。

再開は11時25分とします。

休 憩 （午前11時11分）

再 開 （午前11時25分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◎議案第77号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第9、議案第77号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

神田上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、議案第77号 滑川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、滑川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条1項の規定により、議会の議決を求めます。

内容につきましては、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の緩和、学歴や学科要件や技術上の実務経験年数の見直しにより監督者等の確保を容易にするものでございます。また、給水人口5万人以下の水道事業につきましては、簡易水道事業と同様に必要年数が半分になります。

なお、施行日は公布の日からといたします。

添付資料の新旧対照表を御覧ください。表左側が改正後になり、第3条1項1号から8号までが布設工事監督者の資格要件になります。また、第3条の2項については、給水人口5万人以下の小規模水道事業者における実務経験年数の緩和する条項になります。

2枚目下段を御覧ください。第4条1項1号から4号までが水道技術管理者の資格要件になり、第4条2項につきましては、第3条2項と同様に小規模水道事業者における実務経験年数を緩和する条項になっております。

以上、条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第77号 滑川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成全員です。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第10、議案第78号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

稲村総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、議案第78号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第4号）の議定についてご説明申し上げます。

それでは、1ページをお開きください。

議案第78号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2,975万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億5,703万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和7年12月2日提出

次に、5ページを御覧ください。

第2表 継続費補正でございます。変更として、事業費の総額及び年割額の変更になります。環境基本計画策定事業において、事業費の減額に伴い総額を902万円から500万円変更し、併せて年割額を令和7年度及び令和8年度をそれぞれ250万円とするものでございます。

次に、6ページを御覧ください。第3表、繰越明許費になります。こちらは、本補正予算において計上しております指定避難所等整備事業において、宮前小学校体育館における空調設置事業を計上しました。本年度中に事業の完成が見込めないため繰越明許費を設定するものです。金額につきましては9,450万円となります。

次に、7ページを御覧ください。第4表、債務負担行為補正になります。債務負担行為補正については、変更を2件お願いをいたします。内容は、いずれも契約額の確定により限度額を変更するものになります。変更後の限度額でございますが、戸籍総合システムリプレイス事業は858万8,000円、住民基本台帳ネットワークシステムリプレイス事業は1,470万4,000円となります。

次に、8ページを御覧ください。第5表、地方債補正になります。地方債補正につきましては、変更を4件お願いするものでございます。内容は、いずれも限度額の変更となります。変更後の限度額でございますが、社会資本総合交付金事業債は970万円、地方道路等整備事業債は8,310万円、道路橋梁整備事業債は2,790万円、緊急防災・減災事業債は4億2,050万円で、その他につきまして変更はございません。

次に、歳入歳出予算の詳細につきましては12ページを御覧ください。これより歳入歳出事項別明細書を用いて主なものの説明を申し上げさせていただきます。

初めに、歳入予算になります。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金でございますが、今回の補正内容につきましては、歳出予算の補正に伴う国庫負担金の増額補正が主なものとなっております。

節2障害福祉費国庫負担金については、障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費負担金に2,970万8,000円の増額、その下の節3児童福祉総務費国庫負担金については、障害児通所支援給付費負担金に351万3,000円の増額となります。

次に、項2国庫補助金で、目2民生費国庫補助金のうち、節3児童福祉総務費国庫補助金は、保育対策総合支援事業補助金に300万円を計上しております。こちらは、今回歳出予算にて計上した当該事業の補助金計上に伴う国庫補助金になります。

また、目7教育費国庫補助金、節2教育振興費国庫補助金は、公立学校情報機器整備費補助金230万8,000円を減額し、こちらは補助対象事業費の減額により補助金の交付額も減額となる見込みのため、減額補正とするものでございます。

次に、13ページを御覧ください。款16県支出金ですが、県支出金につきましても、歳出予算の補

正に伴う補正が主なものとなっております。

初めに、項1県負担金、目2民生費県負担金ですが、先ほどの国庫支出金との関連もございますが、節2障害福祉費県負担金のうち、障害福祉サービス介護給付訓練等給付費負担金に1,485万4,000円、その下の節3児童福祉総務費県負担金のうち、障害児通所支援給付費負担金に175万6,000円をそれぞれ増額をいたします。

また、項2県補助金、目2民生費県補助金、節3児童福祉総務費県補助金について、低年齢児保育・障害児保育事業補助金は364万5,000円の減額で、埼玉県延長保育事業補助金は60万円の減額、また国庫補助金でも申し上げた保育対策総合支援事業費補助金は、県の補助金として150万円を計上するものでございます。

次に、目3衛生費県補助金、節3環境衛生費県補助金でございますが、新規として、ネイチャーポジティブ推進事業補助金79万3,000円を計上いたしました。こちらは、本補正予算で計上いたしました月の輪小学校におけるビオトープの整備工事を実施するに当たっての県の補助金となります。

次に、14ページを御覧ください。中段よりやや下になりますが、款18寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金については、まちづくり応援寄附金を1,400万円増額しております。本年度のふるさと納税の寄附実績により、当初見込額よりも多くのご寄附をいただける見込みであるため、増額するものでございます。

次に、款19繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金として1,000万円を減額するものです。

なお、これにより補正後の財政調整基金繰入金の予算額は2億6,200万円となっております。

次に、15ページを御覧ください。款21諸収入、項6雑入、目1雑入でございますが、主に民生費の事業における令和6年度の国、県の負担金の精算分に係る増額補正となります。

節13国庫負担金過年度精算分3,531万円や、節14県負担金過年度精算分1,640万7,000円については、令和6年度に実施した障害者自立支援給付事業に係る精算分として負担金の追加交付が見込まれるため、それぞれ増額するものでございます。

次に、款22町債、項1町債、目6土木債については、土木費で計上している事業について、国庫補助金の内示額の変更により補助対象事業費が変更となったので、当該の地方債を補正するものでございます。

節6社会資本整備総合交付金事業債1,010万円の減額及び節11道路橋梁整備事業債の1,090万円の減額については、国庫補助対象事業費の減額に伴いまして、それぞれ地方債を減額するものでございます。

一方、節17地方道路等整備事業債の4,980万円の増額については、国庫補助対象外の事業費の増額によりまして地方債を増額するものでございます。

次に、目7 消防費ですが、緊急防災・減災事業債9,340万円を増額し、本補正予算において計上した指定避難所等整備事業の実施に当たり、緊急防災・減災事業債を活用したために計上するものでございます。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。今回の補正予算につきましては、各款にわたり、節1 報酬、節2 給料費等をはじめとした職員人件費の増額補正が多くございます。こちらにつきましては、人事院勧告に伴う給与改定が主なものになりますので、詳細の説明は割愛をさせていただきます。

それでは、18ページの下段を御覧ください。初めに、款2 総務費、項1 総務管理費、目5 財産管理費、節10 需用費において光熱水費190万円の増額は、役場庁舎及び福祉センターに係る電気代及び水道料の不足が見込まれることから、その下の修繕料（維持補修分）231万円は、役場庁舎における自動火災報知設備の緊急修繕となります。

次に、19ページを御覧ください。目6 企画費は、ふるさと納税の大幅な増額により事業経費の不足が見込まれることから、関連予算を増額しております。

主なものとしては、節7 報償費の寄附者謝礼161万7,000円の増額、節12 委託料のふるさと納税事務委託料383万7,000円の増額、節13 使用料及び賃借料のふるさと納税システム使用料181万8,000円の増額などとなっております。

また、その下の節18 負担金、補助及び交付金において、集会所施設整備事業費補助金55万円の増額は、羽尾三区集会所における空調設備の入替え工事、福田大木集会所における玄関窓枠の修繕工事に伴う補助金となります。

次に、目10 コミュニティセンター費、節10 需用費の修繕料58万3,000円は、コミュニティセンターの空調設備の一部である冷温水発生機の部品交換を行う修繕料となります。

また、節12 委託料の臨時駐車場調査等業務委託料50万円は、コミュニティセンターの建設に伴い、代替の臨時駐車場を整備するための調査等の委託料となっております。

次に、21ページを御覧ください。項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費、節17 備品購入費は、新たにマイナンバーカード申請補助端末65万円を計上し、タブレット端末を新たに購入し、本端末によりマイナンバーカードの新規発行、再発行及び更新手続等の申請が可能となり、申請者及び職員の申請事務に係る負担軽減が図られ、さらにマイナンバーカードの交付率の向上にもつながるものです。

なお、本事業は、国の補助金の活用を見込んでおります。

次に、22ページを御覧ください。項4 選挙費、目5 参議院議員選挙費については、7月に執行された参議院議員通常選挙が終了したことに伴い支出額が確定したため、不用額を減額するものでございます。

次に、23ページを御覧ください。款3 民生費についてでございます。項1 社会福祉費、目3 障害

福祉費、節18負担金補助及び交付金のうち、障害福祉サービス介護給付費、訓練等給付費5,941万6,000円の増額となります。これは、当初の見込みより利用者等が増加したことに伴い給付費の不足が見込まれることから、増額させていただくものでございます。

その下になりますが、節22償還金利子及び割引料は、令和6年度の国及び県からの交付額が確定したことに伴い、超過交付による返還金が生じたため、合計284万円を計上するものでございます。

次に、25ページを御覧ください。上段の項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節18負担金補助及び交付金は、本年度における事業費の精査により減額の予算があり、1歳児担当保育士雇用事業補助金は760万8,000円の減額、また延長保育事業補助金は180万円の減額となる一方、障害児通所支援事業費給付費負担金は、当初の見込みより利用者数の増加により702万7,000円の増額、また保育対策総合支援事業補助金を新たに600万円を計上し、保育士の離職防止及び負担軽減を目的として、保育園等における保育支援員の配置をした場合、その雇用に対する補助金となります。

次に、大きく飛びますが、29ページを御覧ください。29ページ、款4衛生費については、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節12委託料に、環境基本計画策定業務委託料260万4,000円の減額になります。本事業は、継続費の設定により令和7年度及び令和8年度の2か年事業として実施しておりますが、契約額が確定したことにより不用額を減額するものでございます。

なお、本補正予算5ページにあります第2表、継続費補正で申し上げたとおり、本補正により総事業費は500万円となり、各年度における予算額は各250万円となっております。

次に、30ページを御覧ください。款6農林水産業費については、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金に、谷津田米生産者組合補助金180万2,000円を増額しております。これは、酒米である「さけ武蔵」を製造するに当たり、谷津田米生産者に対する補助金の交付となります。

次に、31ページを御覧ください。款7商工費については、項1商工費、目2商工振興費、節18負担金、補助及び交付金に、事業者支援金100万円を計上いたしました。この事業費は、令和6年度一般会計補正予算（第6号）において計上し、繰越明許により本年度に事業を実施している滑川町エネルギー価格高騰対策臨時支援金事業でございますが、見込み以上の申請件数が予想され、不足が生じる見込みであることから増額をさせていただいております。

次に、34ページを御覧ください。款8土木費についてでございます。項5都市計画費、目6公園費、節10需用費に、修繕料（維持補修分）として119万6,000円を計上いたしました。これは、森林公園駅前北口交通広場に設置された多目的トイレの扉が故障したことにより、扉の交換修繕を行うものでございます。

次に、款9消防費についてでございます。項1消防費、目4防災費、節10需用費に、消耗品費45万8,000円を増額し、アルファ米や消防用のレトルト御飯等をはじめとした防災備蓄品を購入し、備蓄品の拡充を図るため計上するものでございます。

次に、節12委託料、指定避難所空調設置工事設計施工管理業務委託料1,000万円及び節14工事請負費の指定避難所等工事8,450万円の合計9,450万円については、指定避難所として指定されている宮前小学校体育館における空調設置工事のための関連予算となります。本事業の実施に当たっては、充当率100%、交付税措置70%の緊急防災・減災事業債の活用を予定しております。また、こちらの事業に当たっては、本年度中の事業が完了しない見込みもあることから、本補正予算において繰越明許費の設定もさせていただいております。

次に、36ページを御覧ください。款10教育費になります。項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費は合計159万4,000円の増額で、各小学校における光熱水費の不足分の補正や、学校施設における緊急的な修繕の予算を計上させていただいております。

また、節14工事請負費は合計248万5,000円の増額で、特に月の輪小学校におけるビオトープ整備工事158万8,000円を新たに計上いたしました。

なお、本工事の実施に当たっては、事業費の2分の1が県の補助金を活用する予定でございます。

次に、37ページを御覧ください。項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費に、滑川中学校における光熱費の不足分の補正のほか、修繕料（維持補修分）として148万6,000円を計上させていただきました。主な修繕の内容では、中学校事務室及び保健室のエアコン修繕、学校敷地内に設置されている防犯カメラシステムの修繕となっております。

次に、39ページを御覧ください。項5社会教育費、目2文化財保護費、節10需用費の消耗品16万4,000円は、エコミュージアムセンターにおける魚の飼育管理用品の不足分を補正するものです。また、修繕料（維持補修分）90万円は、エコミュージアムセンター入り口通路におけるパラボラの柱が腐食したことにより修繕を行うものでございます。

次に、節14工事請負費に、羽尾文化財収蔵庫修繕工事186万円を新たに計上いたしました。こちらは、滑川幼稚園南の駐車場内にある文化財収蔵庫で、屋根瓦の破損に伴う修繕と出入口の扉の交換等を行うものでございます。

次に、40ページ最下段を御覧ください。項6保健体育費、目3学校給食費、節10需用費に、給食用品費1,854万4,000円の増額、また41ページになりますが、節12委託料に、給食委託料229万円の増額になります。学校給食に係る関連予算で、給食用品費につきましては、主に物価高騰による食材料費の値上げ、また給食委託料につきましては、加工費及び運搬費の値上がりによるものでございます。

次に、款12公債費については、項1公債費、目1地方債元金償還金は321万8,000円の減額、目2利子の地方債利子は66万9,000円の増額になります。借入額及び利率の確定により支払額が確定したため、それぞれ補正を行うものでございます。

最後に、款14予備費になりますが、240万3,000円を増額させていただきます。

以上で、令和7年度滑川町一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。ご審議の

ほどよろしく願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

質疑があるようですが、暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

休 憩 （午前11時53分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

質疑ありませんか。

上野議員、質疑願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問をいたします。

まず、14ページをお願いします。14ページ中段に土地売払収入125万8,000円とあります。この場所を教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔「暫時休憩をお願いします」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時00分）

再 開 （午後 1時02分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、土地売払収入について答弁させていただきます。

こちらにつきましては、大変申し訳ないのですが、今、手元に資料がございませんので、後ほど答弁させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） では、次の質問をいたします。

19ページをお願いします。コミュニティセンター費のところ、一番下、臨時駐車場調査等業務委託料50万円とあります。こちらなのですが、臨時駐車場とする予定の場所と、それから調査内容について教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

臨時駐車場の場所等でございますが、新しいコミュニティセンターを建設する関係で、現在、職員が使っている駐車場の代替を臨時駐車場として調査をして確保していくということになります。現時点で役場周辺に数か所検討している用地はございますが、今後の借用の料金等にも関わってきますので、詳細な場所については控えさせていただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 新福祉センターができ、そして職員駐車場に建設予定があるというところで、職員の駐車場、また役場の来客用の駐車場というものが足りなくなるというのは予想できていて、その中でなかなか別の駐車場の話が出てこないなとは思っていました。少し遅いぐらいかなと思うのですけれども、代替というか、足りなくなる分の駐車場の選定にかかったということなのかなと思うのですけれども、以前これについてお聞きしたこともあったように記憶しているのですが、そのときは今ある駐車場ですら足りるはずだ、特に新規には考えていないというようなお答えだったように思うのですが、そこから何かしら変更があったということでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

大変申し訳ございませんが、当時の発言について私が記憶している部分はございません。新しいコミュニティセンターができた後、現在のコミュニティセンターにつきましては取壊しをして、そこは駐車場として使用していく、そういう予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 場所は今ここで言うことはできないというご回答なので、今、役場が何かしら使っていない場所を新たに賃借するか新たに購入する、そういう方向で進んでいるということでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

そのように考えていただいて結構でございます。ただ、費用は極力かからないような形で、今、選定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

次の質問に移ります。23ページをお願いします。障害福祉費のところ、委託料、意思疎通支援事業委託料8万円とあります。額は小さいのですけれども、これの疎通支援の内容と、ここで補正が上がってきているということは、利用しなければならない頻度が増えたのかどうかというところを教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

意思疎通支援事業というのは、手話通訳が必要な方に対しまして手話通訳の派遣を行っている事業でございます。また、予算増額の理由としましては、対象者の利用状況が大変流動的で把握をしづらい状況でございまして、昨年度平均で今後の使用料の見込みを出しまして、不足分が生じるということで8万円の増額補正とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。対象者の利用状況が流動的ということは、対象者の申出によって使う仕組みなのかなというふうに思うのですけれども、例えば窓口対応のときとかではないのかなと思うので、どのような状況で使う制度なのかということをお教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、上野議員の再質問に答弁させていただきます。

基本、福祉課の窓口に来ていただいて手話通訳が必要な方に対するサービスではなくて、外出先で手話が必要な方、もしくは会議等に出席するので手話が必要な場合の方に手話通訳をこちらから依頼をして派遣をさせていただくサービスとなっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。28ページをお願いします。予防費、下から2行目のところで、新型コロナワクチン接種委託料というところでマイナス500万円となっています。こちらの減額の理由をお教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 上野健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 上野 聡登壇〕

○健康づくり課長（上野 聡） 健康づくり課長、上野議員の質問にお答え申し上げます。

これにつきましては、10月から1月までの間に高齢者を対象としましたコロナワクチン接種を行

っておるのですが、その実績により減額をさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 10月から1月といいますと、今の時点で12月、期間中ではあるけれども、もう予測を立てて減額をしているということになるのかなと思います。ペースとして、予測よりもスタート時でかなりペースが遅いのか。では、予測に対する接種率、分かる範囲で構いませんので、今ここで減額する理由というのをもう少し詳しく教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 上野健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 上野 聡登壇〕

○健康づくり課長（上野 聡） 健康づくり課長、上野議員のご質問にご答弁させていただきます。

これは、9月の全員協議会のときにご説明を申し上げていると思うのですが、コロナワクチン接種の助成金というのは国のあったのですが、そちらが当初予算のときには実施されるかどうか不明確な状況でございまして、昨年実績に基づいて予算計上をさせていただいたという話をさせていただいたと思うのですけれども、それに基づいて、今年度まだ実績的には1か月遅れで請求があるのですけれども、また自己負担額等も増額をさせていただいたという中で、予測としては65歳以上の方を対象に見積りをしまして、接種率については昨年の状況を鑑みて、このぐらいの程度だろうという判断をしまして減額をさせていただいたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） では、接種率の見込みや接種率の進み具合というよりは、国からの補助金のタイミングや額の査定というところでの減額という理解でよろしいでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 上野健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 上野 聡登壇〕

○健康づくり課長（上野 聡） 健康づくり課長、上野議員のご質問にお答え申し上げます。

そのように解していただいてよろしいかと思えます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。34ページをお願いします。公園費のところでは修繕料119万円とあります。

これは森林公園駅の北口トイレの扉が壊れてしまったということなのですが、これは劣化により壊れたのか、それとも何かしら器物破損のような状態になって壊れたのか、その辺の状況を教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、上野議員のご質問に答弁いたします。

こちらの扉なのですが、鍵の部分が回すと上から下に下がるような形状になっておるのですが、経年劣化で随分損耗していたのも確かです。それを誰かが強く鍵をかけたから壊れたのか、本当に優しくやって経年劣化ですと壊れたのか、その辺は定かではないのですが、大半は経年劣化部分が強いように思われます。

以上、答弁いたします。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。では、例えば誰かが蹴って壊れたとかそういうことではないということですよ。鍵ということなのですが、鍵の交換等だけでは済まず、扉の部分、それから受け口の部分も含まれるのかもしれないのですけれども、そこも含めてこれだけの金額になったということなのかという点と、あと鍵の劣化は1か所だったのか、修繕箇所は1か所だったのかというところを教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、上野議員のご質問にご答弁いたします。

扉の鍵の部分の損傷だけなのですが、何せ一度も新しく交換していない古いタイプなので、鍵の部分だけの交換が不可能ということで、メーカー等にも問い合わせして、現場のほうも確認していただいたのですが、扉ごとの交換以外は不可能ということで、扉全ての交換になりました。扉については、男子トイレとか女子トイレのほうではなくて多目的トイレのみの扉1枚の交換になります。

以上、答弁いたします。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。35ページをお願いします。教育振興費のところ、スクールカウンセラー報酬21万円とあります。こちらは何かしらの利用回数や依頼回数が増えたということによるプラスなのか、それとも何かしらの予定されていたプラスなのかというところを教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

スクールカウンセラー報酬の補正ですが、今年度に当たっては相談件数、また就学支援の増加によるもので、臨時的に配置、予算措置をさせていただいたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

次の質問に移ります。36ページをお願いします。工事請負費、下のほうなのですけれども、ビオトープ整備工事（月小）158万円とあります。前のほうの歳入のところでも補助金の額が書いてあったのですけれども、月の輪小学校の校庭を見渡しますと、福田小や宮前小に比べて樹木が少なかったりであるとか、自然環境というところでは、ほかの小学校より少ない印象がとてもあります。例えば木も少ないですし、多分、鳥小屋かウサギ小屋にしようとしてある小屋もあると思うのですが、それは今、物置のような状態になっています。そういう現状の中で、月小のビオトープというものが少し意外に感じる場所がありまして、これを造るに至った経緯と、それからビオトープをどのようにどこに造ろうとしているのかというところを教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

今回、計上させていただいている月の輪小学校のビオトープの整備でございますが、開校当時に整備をさせていただいたプールの南側にある、それほど大きくはないのですが、ビオトープがございます。こちらの補修工事という形になります。そこには植栽と池と、それから小さな水路がございます。その池と水路については、底面に防水シートを張って維持をしていたのですが、そちらのほうで破損して水がためられなくなってしまったということで、今、池と水路が干上がった状態になっています。そちらについて遮水シートの張り替え、それから植栽の整備といった形でビオトープの補修をさせていただきたいと思っております。それに伴いまして県の補助金、ネイチャーポジティブ推進事業の補助金が活用できるということで、こちらを充当して工事を行う予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） すみません。ちょっと私、そこに気づかずにずっと過ごしていたので分らなかったもので、そこは失礼しました。

水が今、干上がった状態ということなのですが、ビオトープは水がないといけないと思うので、どれぐらいの期間、干上がった状態だったのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

すみません。正確にはいつからというのはちょっと分かりかねるのですが、今年度、年度当初に

はもう干上がっている状態でした。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

次の質問に移ります。同じく36ページ、一番下の行なのですけれども、要保護・準要保護児童援助費の増額があります。これがほかの小学校はなくて、月小だけという理解をしてよろしいのかなと思うのですけれども、ここで月小だけ増えている理由というのを教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時22分）

再 開 （午後 1時22分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

こちらにつきましては、月の輪小学校からの申請があった支給対象者の数が当初の見込みよりも多かったため、補正をさせていただいております。福田小学校、宮前小学校につきましては、今のところ当初の見込み内で収まっているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） なかなか経済的な困難に陥っている家庭というのは見えにくいものがあるかなと思っておりまして、その中で、この要保護・準要保護児童援助費の件数や金額というのは、そこを見ていく目安の一つであるのかなというふうに思っています。そう考えますと、この月小で申請額が増えているというのは、前年度比較という話の中で、月の輪小学校エリアで経済的あるいは何かしらの理由で援助費が必要なご家庭が増加傾向にあるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

月の輪小学校だけではなく、宮前小学校、福田小学校、また滑川中学校においても就学援助者の数については増加傾向ではございます。また、こちらの制度については、それぞれの費目で、例え

ば新入学用品費ですとか学用品費、修学旅行費等で補助の費目があるのですが、こちらの単価につきましては国の単価を使っております。この単価自体も毎年改正がありまして、その単価についても増額傾向にありますので、こういった点も含めてこちらの予算については増加傾向にあると思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） よく分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。40ページをお願いします。40ページの一番下で給食用品費とあります。この給食用品費は物価高騰によるものというご説明をいただいたのですが、これは食材費と読んでいいのかなと思います。食材費だとすると、令和6年度決算の食材費が1億2,500万円程度、ここで1,854万円の増額なので、大体15%程度増えているのかなと思ひまして、かなりの増額率だなというふうに思ひます。この給食用品費が全て食材費なのかどうかということと、大体、今言ったように去年と比べると、これからどうなるか分からないのですが、15%以上の今、金額が必要になっているというふうに考えていいのかということをお聞かせください。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

給食用品費については、上野議員のおっしゃるとおり給食の食材料費というふうにお考えになっていただいて結構でございます。こちらにつきましては、上野議員がおっしゃったとおり、前々年度の決算額で言うと1億2,000万円程度、今年度も当初予算としては1億1,960万円ということで、約1億2,000万円の当初予算を計上させていただいております。これに対して食材料費の高騰、また精米価格、この辺も価格上昇がありまして、それらに伴う不足分ということで、今回1,854万4,000円の補正をさせていただいております。当初予算から比べて、上野議員おっしゃるとおり、やはり15%程度の増額となっているのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。昨今の物価高騰、スーパー等に食材を買いに行っても、もう本当にいろいろなものが高くなっているというのは感じますし、その中で当然、給食費の食材費も上がってくるものと思ひます。ただ、上げ幅が結構な率になってくるなというふうに思ひました。

それから、国のほうで今進んでいる給食の無償化の動向というところも気になるところなのですが、それでも、学校給食費はかなりの予算の部分を占めているものではもともとあるのですが、ここで

物価高騰に伴い、また率が上がってきているのだなというところを確認させていただきました。ありがとうございます。

私の質問は以上です。

○議長（内田敏雄議員） 先ほどの上野議員からの質問に対する答弁について、稲村総務政策課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、先ほどの上野議員の質問に答弁をさせていただきます。

今回の土地建物売払収入の件でございますが、こちらにつきましては開発による払下げ等によるものでございます。場所につきましては、よつば保育園の南側の開発になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ありますか。

阿部議員。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、14ページの基金繰入金、財政調整基金繰入金マイナス1,000万円となっております。これによって財政調整基金の残高はどのくらいになるのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

財政調整基金の年度末の残高の見込みは8億6,237万8,590円を現在見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） この残高で財政調整基金の性格上、十分だということによろしいのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

財政調整基金につきましては、適正な価格ということが特段定められているものではございません。ただ、滑川町では標準財政に対して20%という基準で今までやってまいりました。今後はその基準も少し見直しをしていく予定でございますが、おおむねこの財政調整基金があれば可能であるというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 十分だということによろしいですね。

次に、18ページですけれども、総務費の財産管理費、需用費の光熱水費190万円の増額ということですが、これは電気、水道などのあれになっていますけれども、昨今、電気料金など値上がりが続いていますから、こういうことになっているのだらうなというふうに思うのですけれども、この削減の努力とか、そういったようなのはどのような形でされているのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

削減の努力でございますが、役場、また新しい福祉センターにつきましては、照明器具のLED化を入れております。また、事務室においては業務の時間内のみ事務室の電気をつける、昼休み等は消灯するなど省エネに努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 今の昼休み消灯というのは、職員の皆さんがお休みになるという雰囲気になるのだらうと思いますけれども、昼休みというのは結構、住民の皆さんがいろいろ用を持って来る時間でもあるのだらうと思うのですけれども、そのときに消灯してしまうというのはどうなのでしょう。住民感覚から言うと、お休みのときに来てはいけないのかなんていう感じになるのかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

先ほどの昼休みに消灯しているというのは一般的な話でありまして、平時の昼休みに来庁いただければ分かると思いますが、お客様、町民の方等が来られた場合は、当然、電気をつけて対応しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） この庁舎ですけれども、太陽光発電のパネルがあって、それで発電をされているのだらうと思うのですけれども、それによる効果というのはどのくらいあるのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

役場についているのは約20キロの発電の太陽光がついております。ただ、できてからもう10年以上経過している段階で、大分発電力も減ってきているというふうに思っております。詳細な発電で

現在どのような形で電力と相殺できるか等は分かりませんので、お答えはできません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） あのパネルは大体20年とか30年とかというふうに言われているのですけれども、そんなにもう発電しなくなってしまったのですか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

発電をしなくなったわけではございません。発電能力が下がってきているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 何年前だったかちょっと覚えていませんけれども、役所内に太陽光の何かが出ていませんでしたか。発電してどのぐらいのCO₂削減になっているとかなんとかというような、そういうのはなかったでしたか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

滑川町役場における発電の能力を常時表示する設備は、今までつけておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） それでは、19ページなのですけれども、コミュニティセンター費、需用費、修繕料58万3,000円ということで、先ほどの説明だと空調が壊れたということで修繕を行ったというお話だったと思うのですけれども、ほかにもいろいろ問題が生じているのではないかなと思うのですけれども、そこは修繕するというふうにはならないのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

現在のコミュニティセンターにつきましては、もう新しいコミュニティセンターを建設する予定でございますので、現状のコミュニティセンターの不具合につきましては、不具合が生じた箇所だけを修繕していく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） どの程度が不具合というのかは分かりませんが、空調が暑い夏のときに壊れてしまって、動かないわけだから直すしかないというのは不具合だろうと思いますけれども、その他、床もいろいろ壊れていたり、カーテンなんかもぼろぼろだったり、そういったようなのは不具合とは言わないのですか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

現状では、使用できるかどうかというところで判断をさせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 要するに、そういう状態は不具合というふうな判断はしないということでもいいのですね。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁いたします。

不具合であることは承知をいたしますが、使用に当たって過度な不具合でなければ、今後の新しいコミュニティセンターに向けて、そちらに注力をしていくということで、現在のものについてはそのまま使わせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 使用可能というのは何か起きないと使用不可能というふうにならないわけですね。だから、例えば……

〔何事か言う人あり〕

○5番（阿部弘明議員） 何ですか。いいですか。質問を続けていいですか。

○議長（内田敏雄議員） 阿部さん、質疑してください。

○5番（阿部弘明議員） 質問を続けさせていただきます。

例えば集会室のカーテンが暗幕です。暗幕がもうぼろぼろで閉まらない。要するに暗幕の役割を果たしていないというような問題とか、あとは床、廊下の問題で、例えばそこに引っかかると危ないので注意してくださいと書いてある。こういうのは不具合だと思うし、これは所有者の責任において改善するべきだというふうに思うのです。そういったことをやらないというのは、過度な不具合ではないというふうに判断されるというのはどうなのかなと。何か起きてからでないかと要するに不具合とは認めないと。この前の空調にしてもそうですけれども、止まってしまわないと不具合というふうに認めないというのは、これはいかがなものかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 副町長。

〔副町長 小柳博司登壇〕

○副町長（小柳博司） 副町長、議長からお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

ご質問いただいている件につきましては、今回の補正予算の内容と大分乖離する内容が入っているというふうを考えざるを得ないと思います。たくさんアイデアをいただいておりますことに関しては感謝をいたしますけれども、それらにつきましては改めて要望いただければというふうに感じております。今の方は補正予算の内容の審議でございますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 補正予算の空調の修繕をしたということから、ほかの項目については修繕をしないのかというお話をしているのです。関係ないということではないと思います。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

先ほども答弁したように、必要なものについては修理等をしていきますけれども、今後2年後に新しい施設ができることが分かっている今の状況において、過度なものについては行っていかないということで答弁をさせていただいたと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） この空調が壊れたことによって使えなくなって、様々な団体がほかの会場を借りざるを得ないというようなことになってしまったわけですが、この修繕をしたことによって、修繕というのは直すのですけれども、しかしその期間の補償とかというのは何か考えているのですか。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時45分）

再 開 （午後 1時46分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

この夏、コミュニティセンターの大集会室の空調等が壊れて使えなくなったということは、利用

者の皆さんには大変ご不便をおかけしたと思います。町といたしましても早急に修理をしたかったですけれども、部品の関係等で修理が遅くなりました。その間はスポットクーラー等を設置いたしました。また、それ以外の利用者の方につきましては、保健センターまた図書館等、エコミュージアムセンター、そういった公共施設を使っただけのようにご案内をさせていただいて、今までに大きな苦情等はいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） それでは、次は31ページなのですが、商工費の商工振興費に物価高騰対応の地方創生臨時交付金を使った事業者支援ということで100万円の補正があるのですが、最終的に申請された方はどのくらいあって、その申請者に給付された方はどのくらいで、その件数とその内訳、これは農業のあれも含まれているのだと思うのですが……

〔何事か言う人あり〕

○5番（阿部弘明議員） 含まれていない、ごめんなさい。では、その件数等について教えていただけますか。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

こちらのところは、昨年度の補正予算でいただいた金額が400件分ございました。それで400件分掛ける5万円で2,000万円という形でございます。そして、今回新たに補正のほうをいただいたのが100万円という形でございます。そちらのところなのですが、今、最終的な金額の確定はしてございません。それはなぜかといいますと、こちらの金額のほうの交付要件としまして税金の滞納のない方という形で明示しております。今、そちらのほうの確認をしております。予定数量だけお話をさせていただきたいと思います。今現在、最終数字としましては410名から420名ぐらいという形で考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） このことについて広報したときに、予算がなくなり次第終了というふうになっていたのですが皆さん心配したのですけれども、それは申請して、先ほどの条件とかを満たせば全員にこの支援金が出るということでよろしいのですか。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんの質問に答弁させ

ていただきます。

基本的には予算の範囲内で最初に動いてございました。そうした中、申請の件数も予定数よりもございました。そちらの中で検討、協議をさせていただきますして、こちらのほうで再度予算のほうの補正をさせていただきます。基本的には、先ほど阿部議員さんがお話ししたように、対応のほうに関してはなるべく対応したいというふうに産業振興課のほうも考えておりましたので、こういった対応をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） ありがとうございます。これで私の質問を終わります。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） ないようですので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

西宮議員、反対討論ですか。

○6番（西宮俊明議員） 賛成。

○議長（内田敏雄議員） 反対討論ありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） では、賛成討論をどうぞ。

〔6番 西宮俊明議員登壇〕

○6番（西宮俊明議員） 6番、西宮俊明です。賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の一般会計補正予算には、宮前小の体育館の空調設備設置費用が計上されています。9月議会の一般質問に対して、教育委員会事務局長から「町長の指示でユニット型空調機器の設置の方向で考えている」という答弁をいただきました。これで他小中学校に遅れても、いずれ何年後かには空調設備が設置されるということで、私も非常によかったですと思いました。しかしながら、今回、防災・減災事業債も活用し大きな補正予算が計上され、かなり早い時期に設置されることが期待されます。宮前小体育館も多くの町民の方の避難所であり、防災、減災の観点で、また小学校児童の教育活動の重要な場所という観点でも大きな進展であります。小中学校体育館の空調機器の全国の設置率を調べましたところ、ここ数年で大きく伸びていますが、それでも22.7%であります。滑川町の大変厳しい財政状況の中で、多方面にわたる必要な予算が計上されている中で、さらに宮前小体育館に空調設備設置の迅速な対応に心から感謝をし、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（内田敏雄議員） ほかに討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） これをもちまして討論を終結します。

これより議案第78号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第4号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。再開は2時10分とします。

休 憩 （午後 1時55分）

再 開 （午後 2時10分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◎議案第79号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第11、議案第79号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

松本町民保険課長に提出議案の説明を求めます。

〔町民保険課長 松本由紀夫登壇〕

○町民保険課長（松本由紀夫） 町民保険課長、議案第79号 令和7年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議定についてご説明申し上げます。

初めに、1ページをお願いいたします。

議案第79号 令和7年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度滑川町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1,602万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,344万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月2日提出

滑川町長 大塚 信一

今回の補正でございますが、歳入については、歳出の保険給付費の財源となる県補助金の増額補正を行わせていただきます。歳出につきましては、医療費の増加見込みによる保険給付費の増額並

びに医療費通知の郵送料の増額を行うものでございます。

詳細についてご説明申し上げます。6 ページを御覧いただきたいと存じます。初めに、歳入についてご説明申し上げます。款6 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金、節1 普通交付金でございますが、補正額2 億1,602万8,000円を追加し、計11億5,849万9,000円とするものでございます。こちらは歳出の医療費となります保険給付費全額に充てるための県からの交付金でございます。

以上が歳入の説明となります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。7 ページを御覧いただきたいと存じます。まず、款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 療養給付費でございますが、補正額1 億9,611万8,000円を追加し、計9 億8,786万円といたしました。

目3 療養費につきましては、補正額105万3,000円を追加し、計899万円といたしました。これらは、国保連合会へ支払う医療費でございます。全額を県からの普通交付金で賄います。

続いて、中段、款2 保険給付費、項2 高額療養費、目1 高額療養費ですが、補正額1,885万7,000円を追加し、計1 億3,524万1,000円を計上しました。こちらは、国保連合会へ支払う現物給付分と被保険者へ還付する現金給付分を合わせた金額となりまして、今回不足が生じるためでございます。こちらも全額、県からの普通交付金で賄われます。

次に、下段の款6 保健事業費、項1 保健事業費、目1 保健衛生普及費でございます。こちらは、医療費通知の郵送料の通信運搬費として10万円の増額を計上するものです。

最後に、8 ページでございますが、款10 予備費を10万円の減額とし、先ほどの通信運搬費に充当させていただきます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第79号 令和7年度滑川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第12、議案第80号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

神田上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、議案第80号 令和7年度滑川町水道事業会計補正予算（第3号）の議定についてご説明申し上げます。

お手元の令和7年度滑川町水道事業会計の補正予算（第3号）を御覧ください。

第1条 令和7年度滑川町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるとおりとする。

第2条 令和7年度滑川町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げさせていただきます。

第1款事業費 3億7,252万4,000円、121万4,000円、3億7,373万8,000円。

第1項営業費用 3億6,110万円、121万4,000円、3億6,231万4,000円。

令和7年12月2日提出

滑川町長 大塚 信一

それでは、補正予算の内容について説明させていただきます。予算書の10ページの令和7年度滑川町水道事業会計補正予算（第3号）の事項別明細書を御覧ください。収益的支出について、款1事業費でございますが、総額で121万4,000円の増額を計上いたしました。こちらは、人事院勧告に基づく給料改定による人件費の補正となります。

内容につきましては、項1営業費用、目4総係費において、給料67万8,000円、手当34万2,000円、内訳としまして、期末手当20万6,000円、勤勉手当9万5,000円、地域手当4万1,000円を計上いたしました。法定福利費として共済組合負担金12万7,000円、負担金として、退職手当組合負担金として6万7,000円を計上いたしました。

以上、補正予算の内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第80号 令和7年度滑川町水道事業会計補正予算（第3号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第13、議案第81号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

神田上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、議案第81号 令和7年度滑川町下水道事業会計補正予算（第3号）の議定についてご説明申し上げます。

お手元の滑川町下水道事業会計補正予算（第3号）を御覧ください。

第1条 令和7年度滑川町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるとおりとする。

第2条 令和7年度滑川町下水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げさせていただきます。

支出、第3款浄化槽事業費用2,887万6,000円、28万2,000円、2,915万8,000円。

第1項営業費用2,635万6,000円、28万2,000円、2,663万8,000円。

令和7年12月2日提出

滑川町長 大塚 信一

それでは、補正予算の内容について説明させていただきます。予算書の最終ページ、10ページの令和7年度滑川町下水道事業会計補正予算（第3号）、事項別明細書を御覧ください。

今回の補正は、人事院勧告に基づく給料改定による人件費、総額28万2,000円を増額補正するものでございます。

内容につきましては、款3 浄化槽事業費用、項1 営業費用、目2 総係費において、給料14万4,000円、手当10万1,000円を内訳として、扶養手当2万2,000円、期末手当3万8,000円、勤勉手当3万3,000円、地域手当8,000円となり、法定福利費として、共済組合負担金2万3,000円、負担金として、退職手当組合負担金1万4,000円となっております。

以上、補正予算の内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第81号 令和7年度滑川町下水道事業会計補正予算（第3号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成全員です。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎請願第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第14、請願第4号 ゲノム編集食品の表示義務化に関する請願書についてを議題とします。

請願第4号について、総務経済建設常任委員会委員長より審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会、原徹委員長、審査報告を演壇にてお願いします。

〔総務経済建設常任委員長 原 徹議員登壇〕

○総務経済建設常任委員長（原 徹議員） 10番、総務経済建設常任委員長、原徹です。議長の命により請願審査報告を申し上げます。

総務経済建設常任委員会に付託されました請願第4号 ゲノム編集食品の表示義務化に関する請願書について、会議規則第94条第1項の規定により、次のとおり審査の結果を報告いたします。

12月4日午後2時55分より、役場議場において、総務経済建設常任委員会を開きました。出席者は、議長も含む総務経済建設常任委員7名の出席の下に、慎重に審議いたしました。

委員からは、ゲノム編集食品の取扱いについては、国においては届出制とされており、安全性審

査等は不要とされている。また、現状では、ゲノム編集した食品を摂取した場合の人に及ぼす影響については、ゲノム編集食品の歴史が浅く不明な状況で、このためゲノム編集食品に対する不安の声も聞こえる。そのような不安を持っている消費者が、気づかないうちにゲノム編集食品を摂取してしまうことを避けることができるように、これを食品に表示することには賛成である旨の意見が出され、慎重審議をした結果、本請願は採択すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより請願第4号 ゲノム編集食品の表示義務化に関する請願書についてを採択します。

この請願に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

お諮りします。この請願は委員長の報告のとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時30分）

再 開 （午後 2時31分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◎日程の追加

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

ただいま小澤実議員ほか3名から、議員提出議案、発議第4号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 追加日程第1、発議第4号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

提出者の小澤実議員に提出議案の説明を求めます。

〔1番 小澤 実議員登壇〕

○1番（小澤 実議員） 1番、小澤実です。議長の命によりまして、発議第4号につき提案理由及び内容説明を申し上げます。

令和7年12月5日

滑川町議会議長 内 田 敏 雄 様

提出者	滑川町議会議員	小 澤	実
賛成者	同 上	北 堀	一 廣
賛成者	同 上	原	徹
賛成者	同 上	西 宮	俊 明

滑川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第112条及び滑川町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。令和7年8月7日付の人事院勧告等を踏まえ、滑川町議会議員の期末手当を改定するため、滑川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改定する条例を制定したく、本案を提出するものです。

次に、内容説明を申し上げます。お手元の新旧対照表を御覧願います。まず、第1条関係では、右側の改正前の期末手当を年間0.05月分引き上げるものですが、6月につきましては既に支給済みでございます。12月の支給分に0.05月分を増額し、「100分の230」を「100分の235」に改正し、支給するための条例改正であります。

第2条関係では、6月及び12月の支給額を平準化することから、ともに100分の232.5を乗じた額を支給するという条例改正になります。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

阿部議員、反対討論ですか。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） ただいまの議案について反対の立場からの討論に参加をさせていただきたいと思います。

私たちの取り組んでおりますアンケート調査からご紹介いたしたいと思います。町会議員に望むことという問いに対して、一番多いのが税金の使い方をチェックしてほしい、また町民の意見要望を議会で発信してほしいというような中身であります。議会活動について、まだまだ多くの住民の皆さんは、十分な理解をされていないというふうに思います。そうした中で、まさにお手盛りの議会が提案をして議会で決めるというようなこの報酬の決定については、いかがなものかというふうに考えるわけであります。

今回の改定の理由について、人事院勧告の改定という説明がありましたけれども、人事院勧告は議員には適用されません。その改定理由には無理があります。これに住民の理解を得られるものではないというふうに思います。私は、住民の代表である議員が住民とともに町政を、住民が主人公の町政を実現する、そのためには報酬についても住民の理解が必要だというふうに考えます。そのため、住民の理解を得る第三者機関の設置を求めるものであります。

平成31年に、全国町村議会議長会に町村議会議員の議員報酬のあり方検討会が設置をされ、平成31年に最終報告が行われました。この報告の中では8つの視点ということで、議員報酬の問題と議員定数の問題が出されています。この中で、報酬問題については非常に答えの出せない難しいテーマであるが、一般的には特別職報酬審議会の答申を経て採択、議決されなければいけないけれども、その自治体議会自身が、この報酬の決め方について、そのポリシーを示さなければならないというふうに言っております。

また、そもそも報酬や議員定数の問題について、根拠を何か、それについて住民への説明責任が求められるというふうにも言っております。あくまでも住民自治を充実させるための条件として議論が必要だということです。

この最終報告書の中で、議員報酬の決め方についてアンケート調査をしております。その中で、議員報酬について検討済みだと、約30%がそうなのですが、その中で検討済みだという議会の中で、住民参加を決めているというのが約30%です。そういったようなことで、また検討中だというところでも、多くの議会が住民参加を求めているのが分かります。

私は、このような全国の各自治体の状況を見ても、住民参加による議員報酬の提案、さらにその答申など、そういったことを踏まえながらやると、決めていくというのがこの議員報酬の在り方ではないかなというふうに思います。今、住民の皆さんは、低賃金に加えて物価高騰に苦しんでいらっしゃいます。議員が自分の報酬の引上げを決めて、自分でそれを決議するというようなお手盛りでは、住民の理解は到底得られないというふうに思います。そういった意味で、今回のこの議員報酬についての議決については反対いたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） ほかに討論はありますか。

赤沼議員、賛成討論ですか。

○9番（赤沼正副議員） はい、賛成です。

○議長（内田敏雄議員） では、お願いします。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼。発議第4号について賛成の立場で発言をさせていただきます。

議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正でございますけれども、今回は期末手当の改正ということであります。議会の報酬あるいは期末手当につきましては、報酬につきましても、法律上は審議会に付ける必要はない、町長の給与もそうです。ただし、滑川町においては、審議会条例によって、町長等の給与と議員の報酬については、審議会で審議をするという形になっております。

それから、人事院勧告との関係ですけれども、これについては、一般職の職員においても、人事院勧告がそのまま適用されるものではございません。人事院勧告の内容を踏まえて、国家公務員の給与改定、そういったものを均衡を失しない形で町村職員の給与が決定されております。そういったことから、国家公務員に準拠して定められた、そういった一般職の職員の今回は給与と期末手当、それから三役については期末手当、そういったものが定められている以上、やっぱり均衡を失しない、あるいはそういった意味においても、議会議員の期末手当については、私は同じような形で改定をすべきだというふうに思います。

ただし、報酬、あるいはこれは三役の給料もそうですけれども、そういったものにつきましては、やはり報酬審議会等ありますので、しっかり審議していただいてやっていくということが必要かと思えます。

ですから、今回の内容については期末手当に限っておりますので、賛成ということで討論をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） ほかに討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） これをもちまして討論を終結します。

これより発議第4号 滑川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成多数です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 (午後 2時45分)

再 開 (午後 2時47分)

○議長(内田敏雄議員) 再開します。

◎日程の追加

○議長(内田敏雄議員) お諮りします。

ただいま原徹議員ほか6名から議員提出議案、発議第5号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(内田敏雄議員) 異議なしと認めます。

よって、発議第5号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(内田敏雄議員) 追加日程第2、発議第5号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長(内田敏雄議員) 朗読が終わりました。

提出者の原徹議員に提出議案の説明を求めます。

〔10番 原 徹議員登壇〕

○10番(原 徹議員) 議員番号10番、原徹でございます。発議第5号 ゲノム編集食品の表示義務化に関する意見書(案)の提出について提案理由の説明をいたします。

提案理由の説明は、ゲノム編集食品の表示義務化を求める意見書(案)の朗読をもって代えさせていただきます。

ゲノム編集食品の表示義務化を求める意見書(案)を御覧いただきたいと思っております。

(意見の要旨)

消費者基本法で保障されている消費者の知る権利・選ぶ権利を担保するために、ゲノム編集食品(ゲノム編集技術応用食品)の表示を義務化することを求める。

(意見の理由)

ゲノム編集は、染色体上の特定の塩基配列(ゲノムの一部)を認識する酵素を用いて、その塩基配列の一部を改変する技術です。この染色体上の特定塩基配列の改変の結果、外来遺伝子が残っている場合は「組み換えDNA技術(遺伝子組み換え)」となり、食品表示基準で表示が義務づけら

れています。一方、外来遺伝子が残っていない場合は「ゲノム編集技術応用食品」となり、表示義務はありません。

我が国においては2019年にゲノム編集技術応用食品の販売が解禁され、すでにトマト・トウモロコシ・ジャガイモなどの農作物や、マダイ・トラフグ・ヒラメなどの水産物の届出が受理されています。そのうちのいくつかはすでに市場流通しており、今後、届出される品目がさらに増えることが予想されます。

一方、消費者基本法では、消費者は商品などに関する正確かつ十分な情報を得る権利があり、また自分の意志で商品などを選択できる権利があるとされています。

現在、スーパーやECサイト（オンラインショップ）で販売される際に、ゲノム編集技術応用食品であることの表示がわかりにくく、消費者がゲノム編集技術応用食品であることに気付かないまま購入する可能性があります。

したがって、消費者の知る権利・選ぶ権利を担保するために、すべてのゲノム編集技術応用食品について表示を義務化することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、「ゲノム編集食品の表示義務化」を求める意見書を提出します。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより発議第5号 ゲノム編集食品の表示義務化に関する意見書（案）の提出について採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の送付につきましては議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書の送付は議長に一任することに決定しました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（内田敏雄議員） 日程第15、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会、北堀一廣委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会について

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（内田敏雄議員） ここで、大塚町長よりご挨拶をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会の閉会に当たりまして一言お礼の挨拶を申し上げます。

12月議会は、令和7年度一般会計補正予算をはじめ、全13案件を慎重審議賜り、原案どおり可決いただきまして深く感謝を申し上げます。会期中に議員各位より多くのご提案、ご意見等をいただきましたことに対しましては、十分参考にさせていただき、今後の行政運営に当たってまいります所存でございます。

現在、来年度予算を編成中でございます。財源確保が極めて厳しい中ではありますが、歳出削減に全力で取り組みつつ、住民福祉の向上に私が先頭に立ち、職員一同が真摯に取り組んでまいります決意でございます。

また、現在国会で審議している重点支援地方交付金を活用して事業を実施してまいります。

議員各位におかれましては、年末年始を迎え、ますますお忙しいこととは存じますが、お体には十分ご留意いただき、ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たってお礼の挨拶とさせていただきます。

大変お疲れさまでした。

◎閉会の宣告

○議長（内田敏雄議員） これで本日の会議を閉じます。

議員各位と執行部のご協力によりまして、本定例会が終了できました。深く感謝申し上げます。

これをもちまして、第249回滑川町議会定例会を閉会します。

（午後 2時56分）

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年12月5日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員